

東員町都市計画マスタープラン

平成 29 年 9 月

東 員 町

東員町都市計画マスタープラン 目次

1. 都市計画マスタープラン策定の目的と位置づけ	1
2. 東員町の現況の整理.....	3
2-1. 地勢的条件.....	3
2-2. 人口.....	4
2-3. 土地利用.....	8
2-4. 交通体系.....	16
2-5. 産業構造.....	21
2-6. 教育施設.....	29
2-7. 通勤・通学圏	31
2-8. 防災.....	33
2-9. 都市計画マスタープラン策定以降の開発状況.....	40
3. 上位・関連計画における東員町の位置付けの整理.....	45
3-1. 北勢圏域マスタープラン（三重県）	45
3-2. 桑名都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（三重県）	47
3-3. 道路整備方針（三重県）	51
3-4. 三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針.....	52
3-5. 第2次旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン（いなべ市・東員町）	58
3-6. 第5次東員町総合計画.....	61
3-7. 東員町人口ビジョン.....	63
3-8. 東員町まち・ひと・しごと創生総合戦略.....	64
3-9. 東員町空家等対策計画.....	68
4. 住民意識調査のまとめ	70
4-1. 調査の概要.....	70
4-2. 調査結果.....	70
5. 上位・関連計画や現況から見た課題.....	73
5-1. 人口と住宅.....	73
5-2. 土地利用.....	75
5-3. 道路.....	77
5-4. 公共交通.....	78
5-5. 自然環境.....	79
5-6. 公園・緑地.....	80
5-7. 上下水道施設	81
5-8. 都市景観形成	82
5-9. 農業.....	83
5-10. 商業	84
5-11. 工業	84
6. 都市づくりの理念と目標.....	85
6-1. 都市づくりの基本理念.....	85
6-2. 都市づくりの目標と基本方針	86

6-3.	土地利用の方針.....	96
6-4.	まちづくりの方針.....	99
7.	地域別構想.....	113
7-1.	地域区分.....	113
7-2.	北部地域.....	114
7-3.	中部地域.....	121
7-4.	南部地域.....	129

1. 都市計画マスタープラン策定の目的と位置づけ

1) 都市計画マスタープランの策定の目的

東員町都市計画マスタープランは、中長期的な視点から町がめざす都市づくりの基本理念や、理念を実現するための基本方針を明らかにし、総合的かつ計画的に都市づくりを進めるための指針となる計画である。

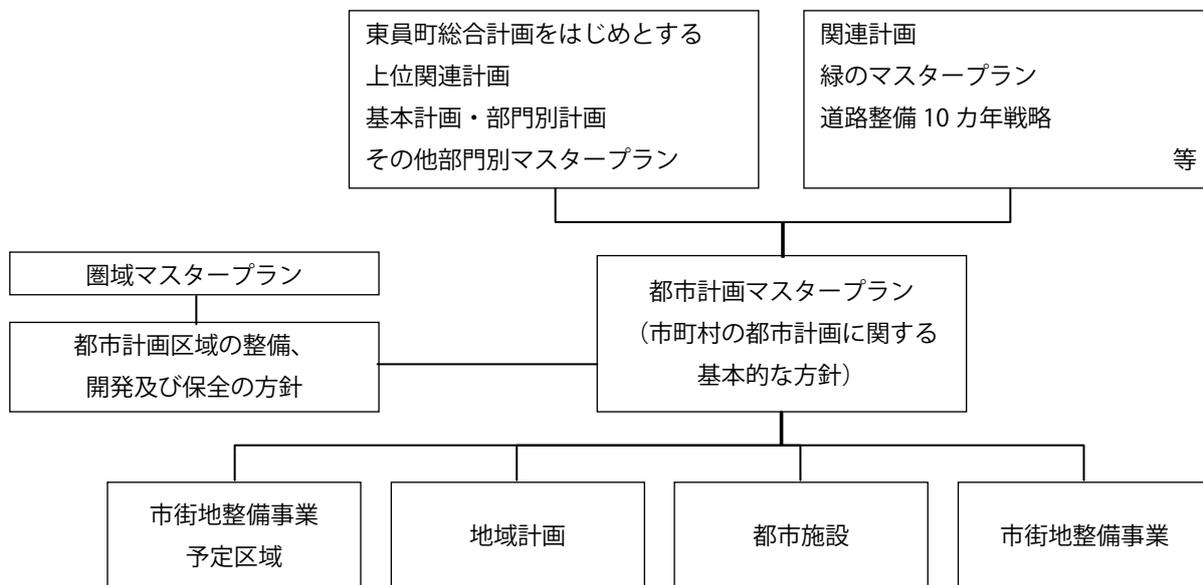
都市計画法第6条並びに国土交通省令で定めるところによる「都市計画に関する基礎調査」の一環として、都市計画区域の現況と動向の把握、また、将来の見通しについての資料を得るため、人口規模、市街地面積、土地利用等の調査を行い、都市計画法第18条の2に示す「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の規定に基づき、都市計画運用指針の内容を踏まえつつ、東員町総合計画や三重県の都市計画マスタープランの内容に即して、東員町における「都市計画に関する基本方針（都市計画マスタープラン）」を作成するものである。

2) 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、町の将来像を位置づける市町村の「総合計画（基本構想・基本計画）」及び「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「国土利用計画」等の上位計画を踏まえながら、これら計画の具現化をめざし、長期的な視点から都市の将来像を描くとともに、土地利用の基本的な方向を示し、都市計画の総合的な指針となることを目的とするものである。

また、個別具体の都市計画をリードしていくものとして位置づけられる。

図表 1-1 都市計画マスタープランの位置づけ



3) 計画の目標年次

東員町都市計画マスタープランは、将来都市像やまちづくりの方針を明らかにするものとし、2025年度（平成37年度）を目標年度とする。

ただし、今後の社会情勢の変化や各種計画の変更が生じた際は、必要に応じて計画の見直しのための検討を行うこととする。

4) 計画の内容

東員町都市計画マスタープランは、目標年度を見据えた本町の都市づくりの理念や基本方針を設定するとともに、町全域のまちづくりの指針となる土地利用の方針とまちづくりの方針と、市内を3地域に区分し、それぞれの地域特性を生かしたまちづくりを進める際の指針となる地域別構想を定める。

2. 東員町の現況の整理

2-1. 地勢的条件

本町は三重県の北部に位置し、東は桑名市、西はいなべ市、南は四日市市に接する約 22.68km²の町である。

愛知県と三重県の県境に近く、名古屋市を中心とした半径 30km 圏内にあるという地理的優位性を生かし、昭和 40 年代より大規模な住宅団地の開発が行われた。その結果として、平成 27 年時点で、12,213 人（人口の 48.2%）が居住する北部の住宅団地（西桑名ネオポリス）が形成された。

本町の交通体系は、三岐鉄道北勢線・三岐線の鉄道各線とともに、国道 421 号・国道 365 号、県道菟野東員線などの幹線道路により構成されている。また、東名阪自動車道桑名インターチェンジに近いことから、名古屋市中心部への高速直行バスが運行されているなど、名古屋市と関わりが深い地域である。

平成 27 年に閣議決定された新たな国土形成計画（全国計画）の広域地方計画では、本町は中部圏に属しており、中部圏は切迫する南海トラフ地震等大規模災害に備え隣接圏域とも連携した防災・減災対策や、リニア中央新幹線によるスーパー・メガリージョンの形成を見据え、世界最先端のものづくり等、さらなる機能強化が必要な圏域であるとされている。

また、平成 28 年 8 月 11 日には、東海環状自動車道東員インターチェンジが開通し、中部圏を結ぶ、新たな交通拠点としての役割が期待される。

2-2. 人口

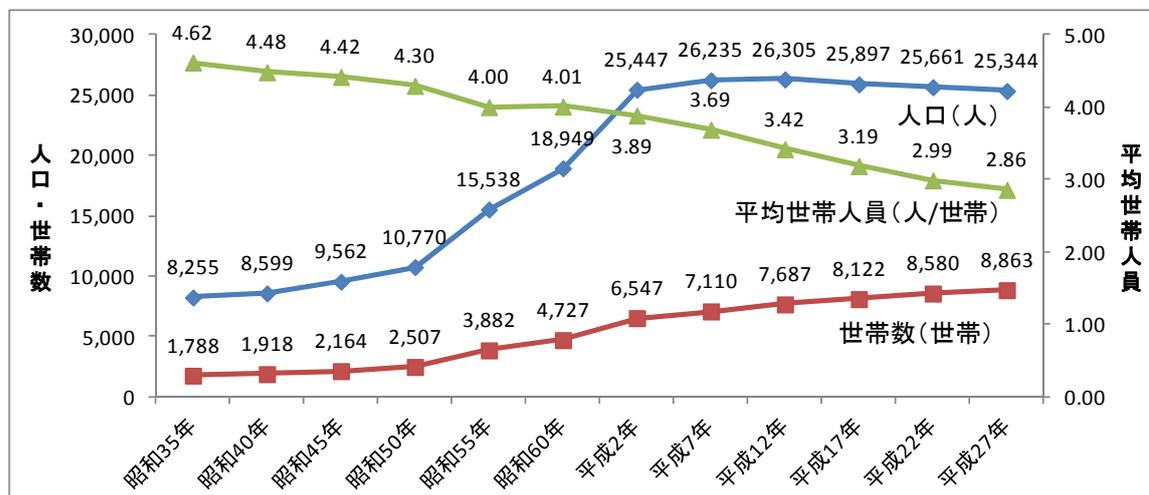
1) 人口・世帯数

本町の人口・世帯数は平成 27 年時点で、人口 25,344 人、世帯数 8,863 世帯、平均世帯人員（一世帯あたりの人数）は 2.86 人である。

総人口は昭和 50 年から平成 2 年までの間で大きく増加している。これは、笹尾地域や城山地域の住宅団地が開発されたことにより、移住者が増加したためである。平成 2 年以降はほぼ横ばいとなり、平成 12 年から微減傾向にあり、平成 22 年からは 317 人減少した。平成 20 年に策定した都市計画マスタープランで平成 27 年時点の将来人口フレームとして想定した 30,700 人を約 5,300 人下回っている。

一方、世帯数は一貫して増加しており、町内の住宅需要は依然としてあるものと考えられる。

図表 2-1 総人口・世帯数の推移



出典) 国勢調査

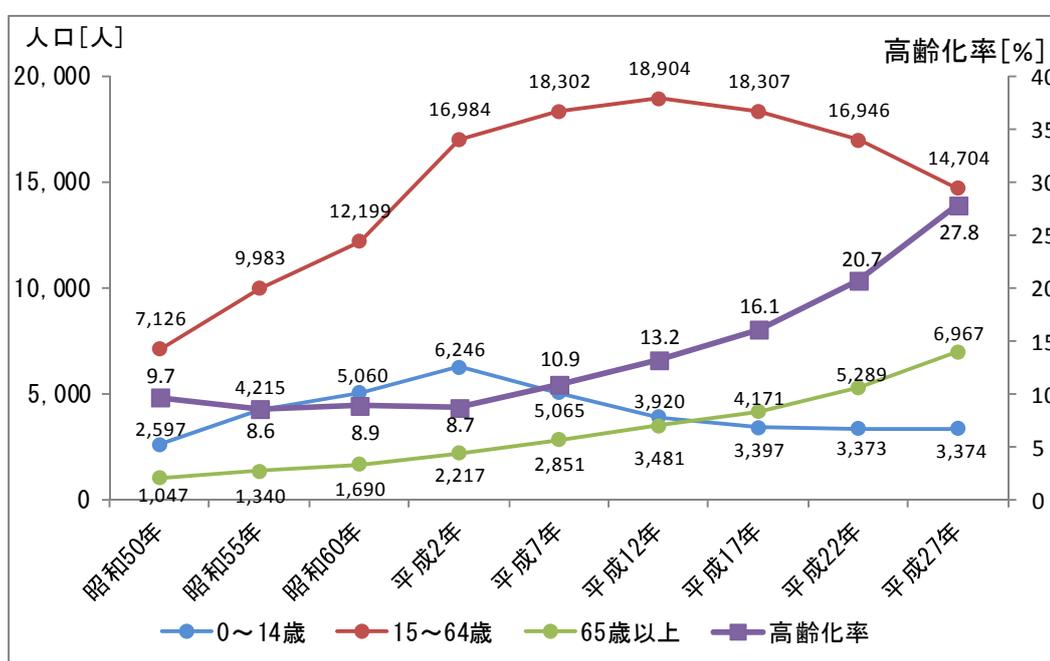
2) 年齢別人口構成

年齢3区分別の人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）は、平成2年まで、団地開発等による総人口増加の影響などもあり増加し、その後減少に転じたものの、平成17年以降は減少が緩やかになり、平成22年から平成27年にかけては、ほぼ横ばいとなっている。

生産年齢人口（15～64歳）は、平成2年までに大幅に増加し、平成2年～平成12年には増加が緩やかになり、以降は減少に転じており、年を追うごとに減少のペースが早くなっている。

老年人口（65歳以上）は昭和55年から平成27年まで増加を続けており、高齢化率は人口流入に伴い平成2年までは低下傾向にあったが、平成7年以降は上昇に転じるとともに、上昇ペースも早くなり、平成27年では27.8%となっている。

図表 2-2 年齢3区分別人口・高齢化率の推移



出典) 国勢調査

3) 地域別の人口・世帯構成

神田地域、稲部地域、城山地域では、本町全体よりも高齢化率が低く、その他の地域では本町全体よりも高齢化率が高くなっている。

西桑名ネオポリス（笹尾西、笹尾東、城山）では、造成が早かった地域から順に高齢化率が高くなっている。最も遅く造成された城山地域では高齢化率が 20.5%であり、町内で最も高齢化率が低い。一方、最も早く造成された笹尾西地域では高齢化率が 34.6%となっており町内で最も高齢化率が高い。笹尾東地域の高齢化率も町内では笹尾西地域に次いで高い。

平成 22 年から平成 27 年にかけての変化を見ると、神田地域、稲部地域では人口が増加し、高齢化率の上昇が緩やかであるのに対し、西桑名ネオポリスの 3 地域では人口が減少し、高齢化率が上昇している。しかし、いずれの地域においても世帯数は増加していることから、子供世代の独立、転居に伴う人口減少であると考えられる。

地域別の人口・世帯数の変化は開発行為と合わせた 2-9 節に示す。

図表 2-3 本町の地域別年齢別人口と高齢化率（平成 27 年）

（単位：人，％）

	総数	0～14 歳	15～64 歳	15～64 歳				65 歳以上	不祥	高齢化率
				15～29 歳	30～44 歳	45～59 歳	60～64 歳			
神田	6,777	1,052	3,847	951	1,416	1,110	370	1,775	103	26.6
稲部	3,041	548	1,742	407	661	502	172	701	50	23.4
三和	3,313	413	1,818	470	547	602	199	1,030	52	31.6
笹尾西	3,568	433	1,882	341	693	520	328	1,224	29	34.6
笹尾東	4,243	541	2,329	457	741	698	433	1,341	32	31.8
城山	4,402	387	3,086	637	682	1,095	672	896	33	20.5
本町 合計	25,344	3,374	14,704	3,263	4,740	4,527	2,174	6,967	299	27.8

出典) 平成 27 年国勢調査

図表 2-4 平成 22 年から平成 27 年にかけての人口、世帯数の変化

	人口(人)			世帯数(世帯)		
	平成 22 年	平成 27 年	増減	平成 22 年	平成 27 年	増減
神田	6,518	6,777	+259	2,133	2,297	+164
稲部	2,851	3,041	+190	928	1,040	+112
三和	3,531	3,313	-218	1,126	1,046	-80
笹尾西	3,611	3,568	-43	1,260	1,300	+40
笹尾東	4,385	4,243	-142	1,524	1,560	+36
城山	4,765	4,402	-363	1,609	1,620	+11
本町 合計	25,661	25,344	-317	8,580	8,863	+283

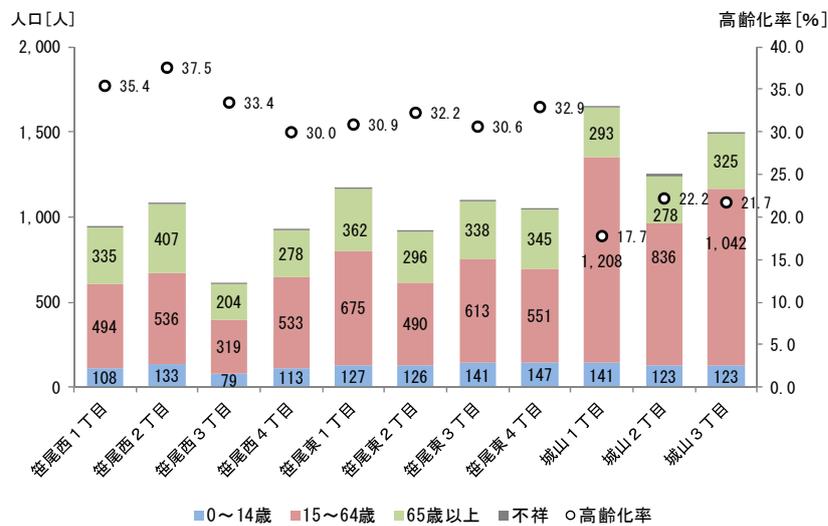
出典) 平成 22 年、平成 27 年国勢調査

図表 2-5 平成 22 年から平成 27 年にかけての 65 歳以上人口と高齢化率の変化

	65 歳以上人口(人)			高齢化率(%)		
	平成 22 年	平成 27 年	増減	平成 22 年	平成 27 年	増減
神田	1,563	1,775	+212	24.1	26.6	+2.5
稲部	612	701	+89	21.5	23.4	+1.9
三和	850	1,030	+180	24.1	31.6	+7.4
笹尾西	834	1,224	+390	23.1	34.6	+11.5
笹尾東	889	1,341	+452	20.3	31.8	+11.5
城山	541	896	+355	11.4	20.5	+9.2
本町 合計	5,289	6,967	+1,678	20.7	27.8	+7.2

出典) 平成 22 年、平成 27 年国勢調査

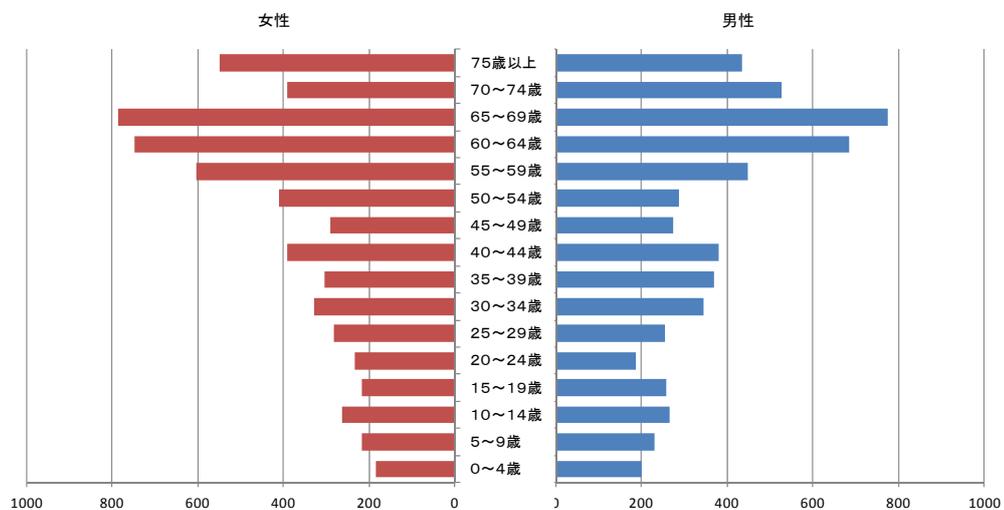
図表 2-6 西桑名ネオポリスの丁目別年齢別 (3 区分) 人口と高齢化率 (平成 27 年)



出典) 平成 27 年国勢調査

図表 2-7 西桑名ネオポリスの年齢 5 歳階級別人口 (平成 27 年)

(単位: 人)



出典) 平成 27 年国勢調査

2-3. 土地利用

1) 土地利用状況

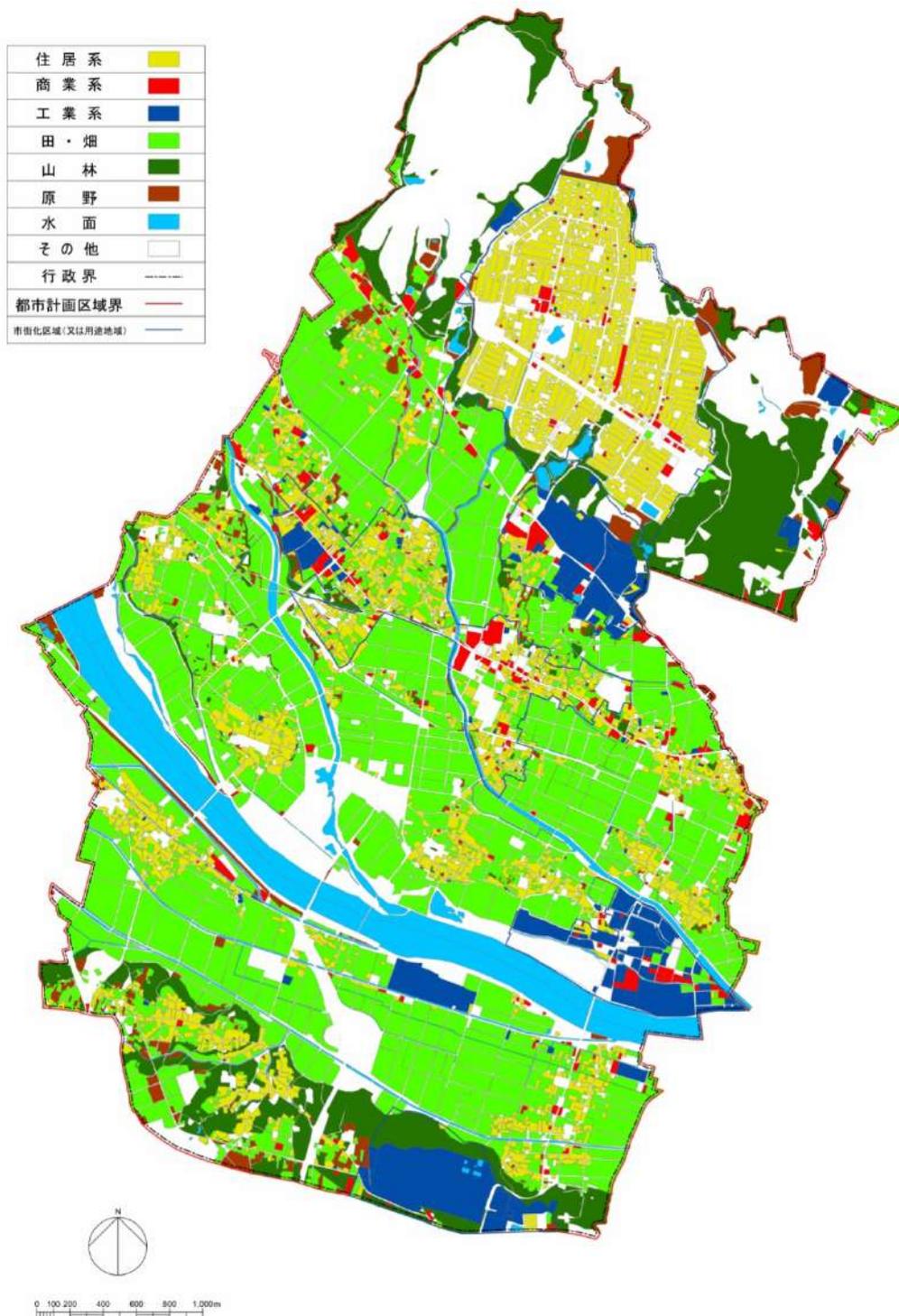
三重県統計書によると、平成28年1月1日の時点では、本町の面積2,268haのうち、民有地の農地が728.7ha（32.13%）を占めており、民有地の宅地が473.7ha（20.88%）となっている。平成20年の面積と比較して、農地は29.9ha減少、山林・原野は38.4ha減少しているのに対して、宅地は48.8ha増加しており、農地の宅地化が進んでいる。また、その他の雑種地も32.5ha増加している。

図表 2-8 土地利用面積の推移

	平成10年		平成15年		平成20年		平成25年		平成28年	
	面積	構成比								
民有地	1,467.3	64.72	1,454.9	64.20	1,458.6	64.37	1,469.3	64.84	1,471.6	64.89
農地	828.0	36.53	789.0	34.82	758.6	33.48	750.6	33.12	728.7	32.13
宅地	368.3	16.25	383.7	16.93	424.9	18.75	454.8	20.07	473.7	20.88
山林・原野	127.2	5.61	125.3	5.53	136.3	6.01	106.9	4.72	97.9	4.32
ゴルフ場の用地	79.3	3.50	80.6	3.56	67.1	2.96	67.1	2.96	67.1	2.96
鉄軌道用地	4.0	0.18	0.9	0.04	0.8	0.04	0.8	0.04	0.8	0.04
その他の雑種地	60.4	2.66	75.3	3.32	70.9	3.13	89.1	3.93	103.4	4.56
公有地・その他	799.7	35.28	811.1	35.80	807.4	35.63	796.7	35.16	796.4	35.11
総面積	2,267.0	100.00	2,266.0	100.00	2,266.0	100.00	2,266.0	100.00	2,268.0	100.00

資料) 三重県統計書（三重県）をもとに作成

図表 2-9 土地利用の状況（平成 24 年）



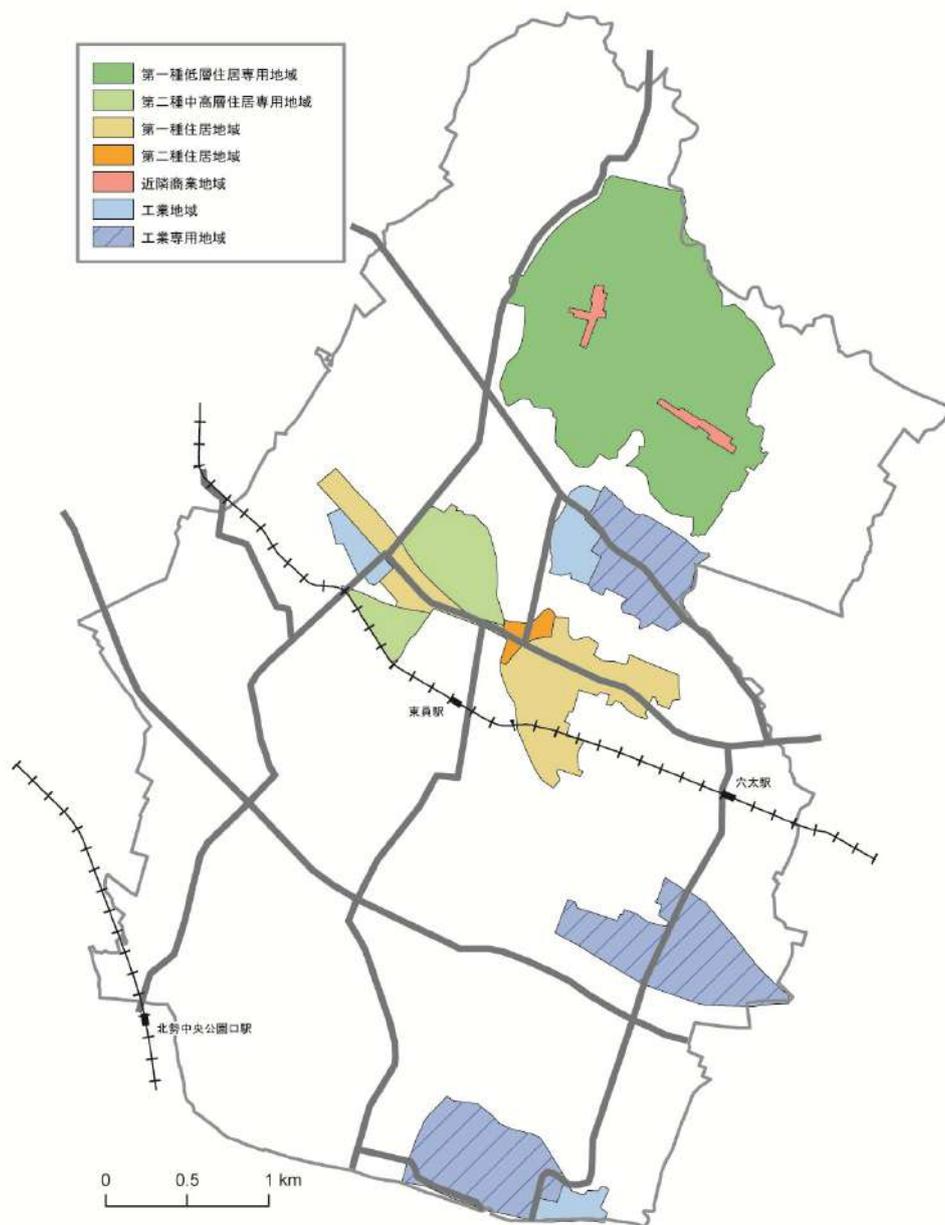
資料) 平成 24 年度東員町都市計画基礎調査 土地利用現況図 (東員町, 平成 24 年)

2) 土地利用規制状況

本町は、市街化区域と市街化調整区域の線引きが行われている。市街化区域内の用途地域は第一種低層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、工業地域、工業専用地域となっている。

北部の笹尾・城山地域（笹尾西、笹尾東、城山）の第一種低層住居専用地域、近隣商業地域、及び三和地域の工業地域、工業専用地域を除くと、用途の異なる建築物の混在や未利用地の存在など、計画的な土地利用がなされていない状況にある。

図表 2-10 用途地域の指定状況（平成 28 年 4 月時点）



出典) 東員町都市計画図

住居系土地利用、商業系土地利用面積のうち、半数近くは市街化調整区域内となっている。

図表 2-11 各用途地域と市街化調整区域における土地利用別の土地面積

(単位: ha)

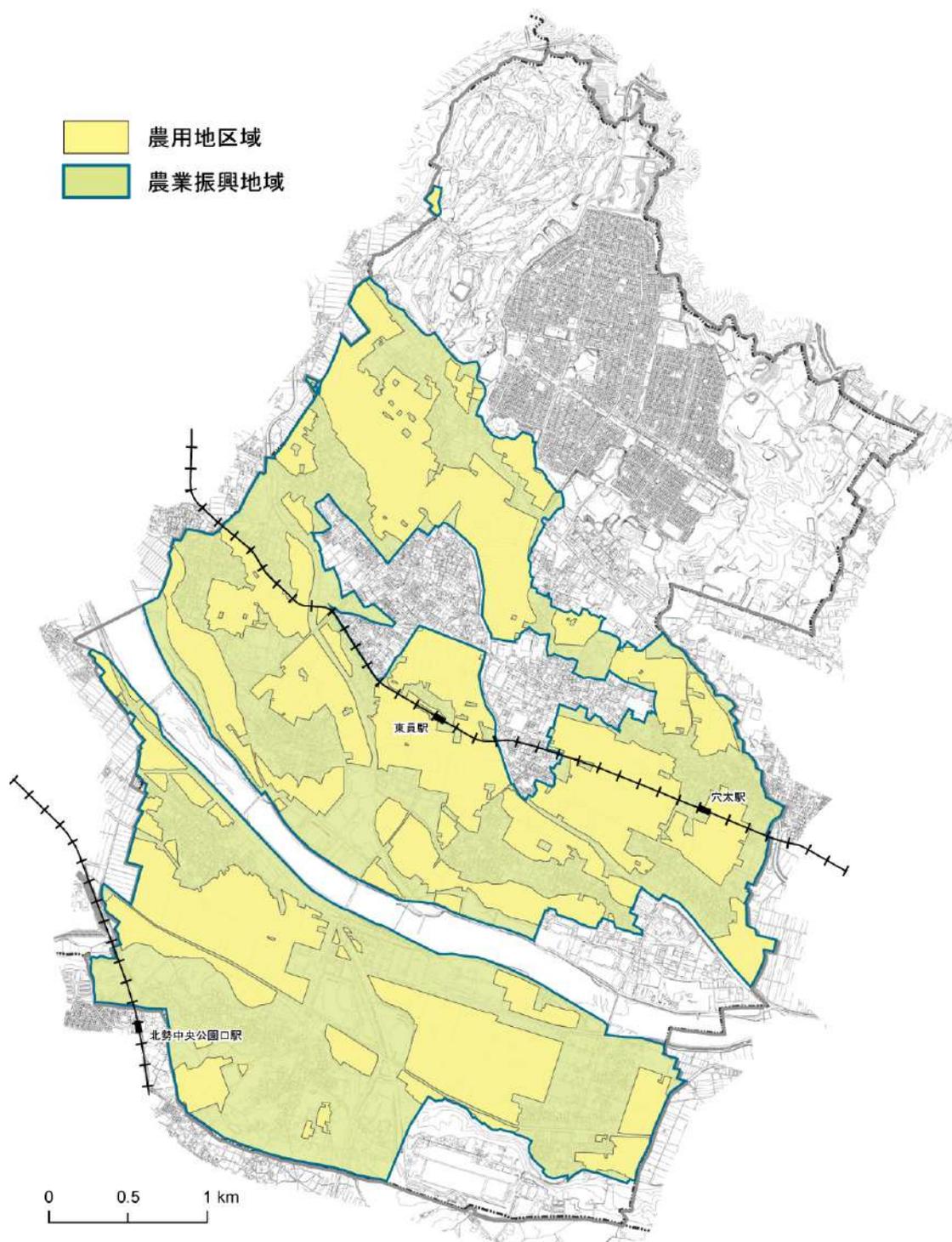
	住居系	商業系	工業系	田・畑	山林	原野	水面	その他	合計
市街化区域	155.7 (31.3%)	21.5 (4.3%)	93.2 (18.7%)	33.4 (6.7%)	23.4 (4.7%)	4.8 (1.0%)	6.4 (1.3%)	158.7 (31.9%)	497.2
第一種低層住居専用地域	106.9	3.6	0.2	1.2	8.4	2.2	2.2	90.0	214.8
第二種中高層住居専用地域	17.9	0.7	0.3	9.9	0.1	0.3	0.2	11.5	41.0
第一種住居地域	23.1	4.8	1.5	13.0	1.0	0.7	1.1	24.5	69.8
第二種住居地域	0.2	2.8	0.0	0.2	0.0	0.0	0.3	1.3	4.9
近隣商業地域	0.8	1.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.8	5.3
工業専用地域	1.8	4.8	82.6	5.0	13.0	1.1	2.2	24.4	134.9
工業地域	4.9	3.1	8.6	4.1	0.7	0.5	0.3	4.3	26.5
市街化調整地域	148.4 (8.4%)	18.7 (1.1%)	19.5 (1.1%)	726.6 (41.0%)	195.7 (11.1%)	52.9 (3.0%)	143.4 (8.1%)	465.6 (26.3%)	1,770.8
都市計画区域 合計	304.1 (13.4%)	40.2 (1.8%)	112.7 (5.0%)	760.1 (33.5%)	219.1 (9.7%)	57.7 (2.5%)	149.8 (6.6%)	624.3 (27.5%)	2,268.0

※小数第2位で四捨五入しているため、各項目の合計と表中の合計値は必ずしも一致しない。

出典) 東員町都市計画図、東員町都市計画基礎調査[東員町, 平成24年]をもとに作成

神田・稲部地域、三和地域の市街化調整区域の大半は農業振興地域となっている。

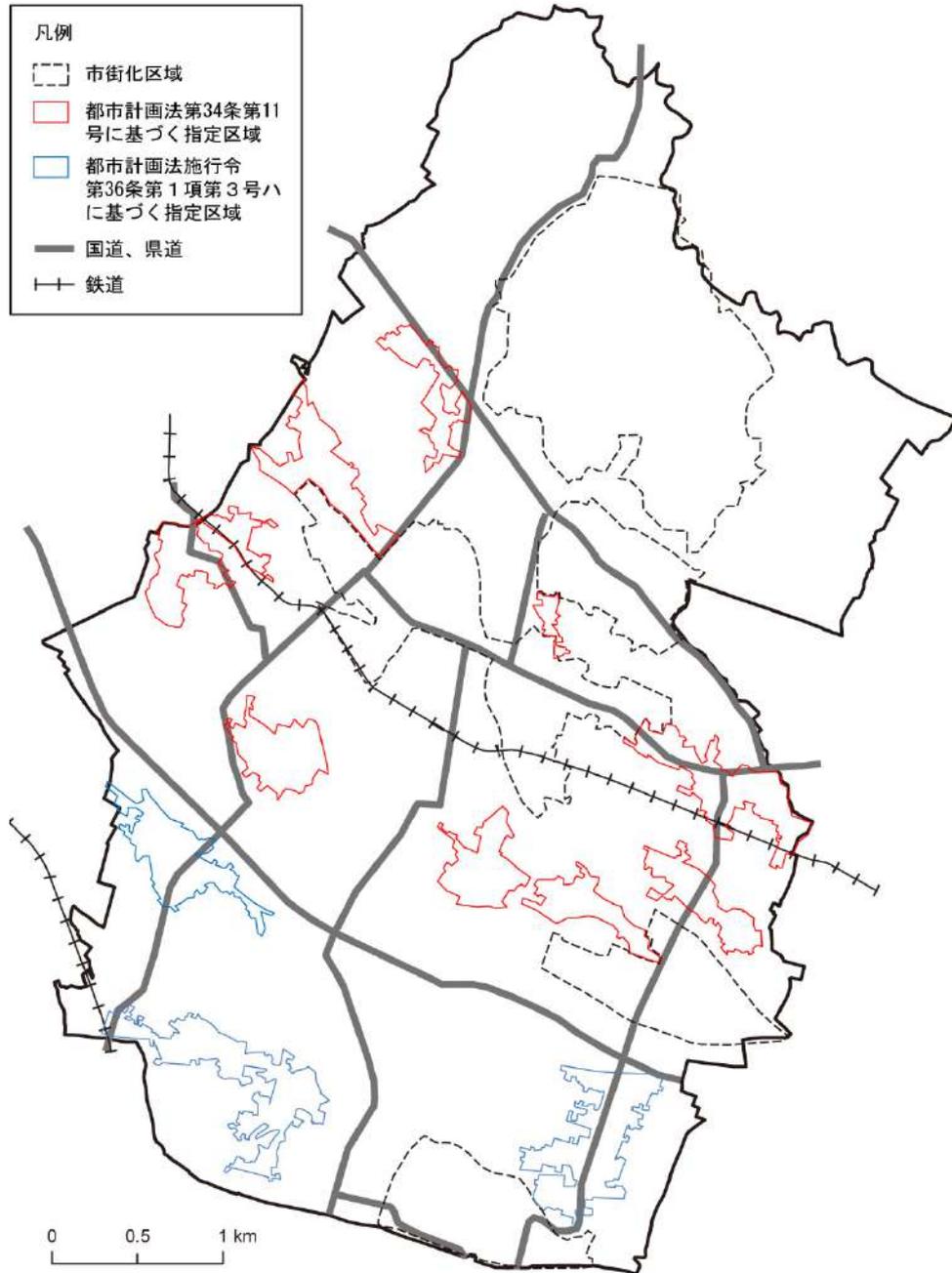
図表 2-12 農業振興地域および農用地区域の指定状況（平成 26 年）



資料) 東員町資料

図表 2-13 市街化区域及び市街化調整区域内の開発行為に関する指定区域

市街化調整区域のうち既存集落を中心とした下図に示す区域で、戸建住宅の開発行為を認めている。



		都市計画法第 34 条第 11 号に基づく指定区域	都市計画法施行令第 36 条第 1 項第 3 号ハに基づく指定区域
指定区域内で出来る行為	開発（建築）行為を予定する土地の現状の制限	制限なし	過去に一定期間建築物が建っていた土地に限る。
	可能な行為	開発行為及び建築行為	建築行為のみ
	建てられる用途	一戸建て専用住宅	一戸建て専用住宅
	最低敷地面積	200m ² 以上	200m ² 以上
	高さ制限	10m以下	10m以下

出典）都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例について（三重県）

3) 都市計画公園

役場南側の陸上競技場、多目的グラウンド、町民プール、町民テニスコート、中央球場がある中部公園が都市計画公園として指定されている。

都市公園法施行令第1条では「一つの市町村の区域内の都市公園の住民一人当たりの公園面積は10㎡以上とする」とされている。平成27年度末の東員町の一人当たり敷地面積は、約16.1㎡で基準を上回っている。

図表 2-14 公園の設置状況



公園名称	公園敷地面積	公園名称	公園敷地面積
中部公園	247,000 ㎡	笹尾中央公園	25,286 ㎡
東員北部山田溜公園	70,000 ㎡	万助溜公園	37,000 ㎡
神田池公園	27,600 ㎡	歌舞伎公園	1,211 ㎡

出典) 東員町都市計画図

4) 空き家の発生状況

平成 25 年住宅・土地統計調査によると、本町の空き家率は 6.4%となっている。この数値は全国平均の 13.5%、三重県平均の 15.5%と比べて低い。また、平成 27 年度に実施した空家調査では、対策の必要性の高い A 判定：特定空家等に該当するものは町全体で 8 軒、B 判定：損傷が激しい家屋を含めても 18 軒に留まっている。そのうち半数が人口、世帯数とも減少している三和地域に立地しているものである。

図表 2-15 平成 25 年 住宅・土地統計調査に見る空家数の状況

	住宅総数			その他住宅	
	住宅数 (A) (戸)	空き家数 (B) (戸)	空き家率 (C=B/A) (%)	空き家数 (D) (戸)	空き家率 (E=D/A) (%)
全 国	60,628,600	8,195,600	13.5	3,183,600	5.3
三重県	831,200	128,500	15.5	69,000	8.3
東員町	9,170	590	6.4	400	4.4

※その他住宅：空家の中から別荘等の 2 次的住宅、賃貸、売却用住宅を除いた住宅

資料) 東員町空家等対策計画 (平成 28 年 3 月)

図表 2-16 平成 27 年度空家調査における学校区毎の総合判定結果

地域	地区	A	B	C	D	計
北部	笹尾西			2	16	18
	笹尾東	1		3	14	18
	城山		1	3	9	13
中部	神田	1	2	15	24	42
	稲部	1	3	7	7	18
南部	三和	5	4	8	16	33
計		8	10	38	86	142

図表 2-17 老朽危険度総合判定区分

老朽危険度	総合判定	建物の現状
高 ↑ ↓ 低	A	倒壊や建築部材の飛散等の危険が切迫しており、緊急度が極めて高い。 【「特定空家等」に相当すると思われるもの】
	B	ただちに倒壊や建築部材の飛散等の危険性はないが、維持・管理が行き届いておらず、損傷が激しい。
	C	維持・管理が行き届いておらず、損傷もみられるが、当面の危険性はない。
	D	現状では問題がない。

資料) 東員町空家等対策計画 (平成 28 年 3 月)

2-4. 交通体系

1) 公共交通

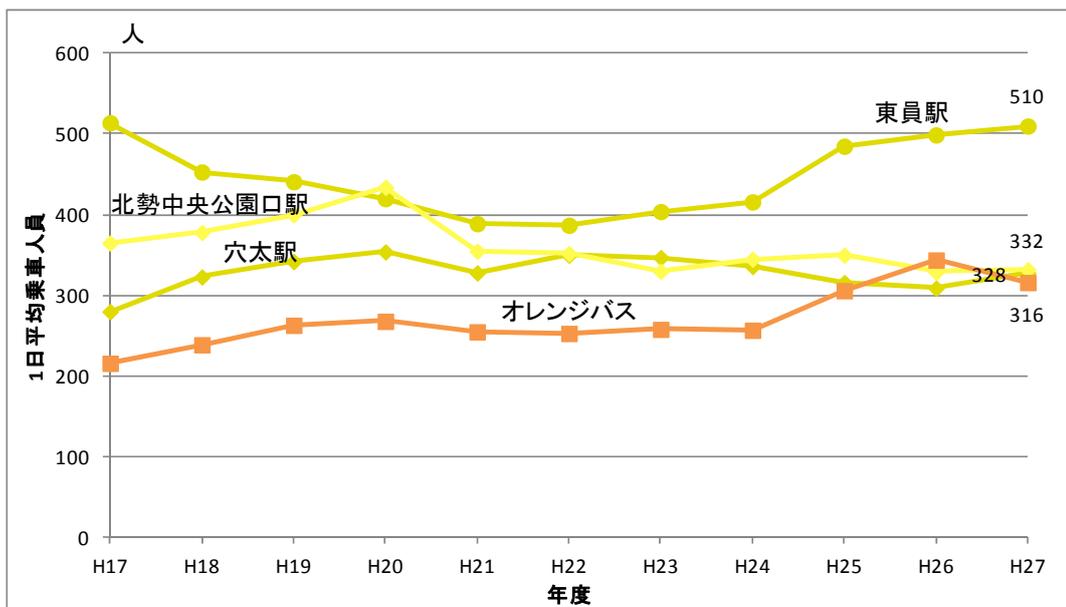
本町の公共交通は、三岐鉄道の北勢線、三岐線と三重交通、八風バス、三岐バス、オレンジバス（東員町コミュニティバス）の4つのバス路線によって構成されている。

三岐鉄道北勢線は、桑名市の西桑名駅といなべ市の阿下喜駅間を結んでおり、神田・稲部地域を東西に横断している。町内には東員駅、穴太駅の2駅が設けられており、1日90本運行している。三岐鉄道三岐線は四日市市の近鉄富田駅といなべ市の西藤原駅間を結んでおり、1日72本運行している¹。町内に三岐線の駅はないものの、南西部の町境に隣接した四日市市内に北勢中央公園口駅があるため、本町からの利用がある。

平成27年度の三岐鉄道の各駅の1日あたり平均乗車人員は、北勢線では東員駅が510人、穴太駅が328人となっており、三岐線では北勢中央公園口駅は332人となっている。

オレンジバスの1日あたりの平均利用者数は平成26年度の1日平均344人をピークに、平成27年度は316人と減少している。

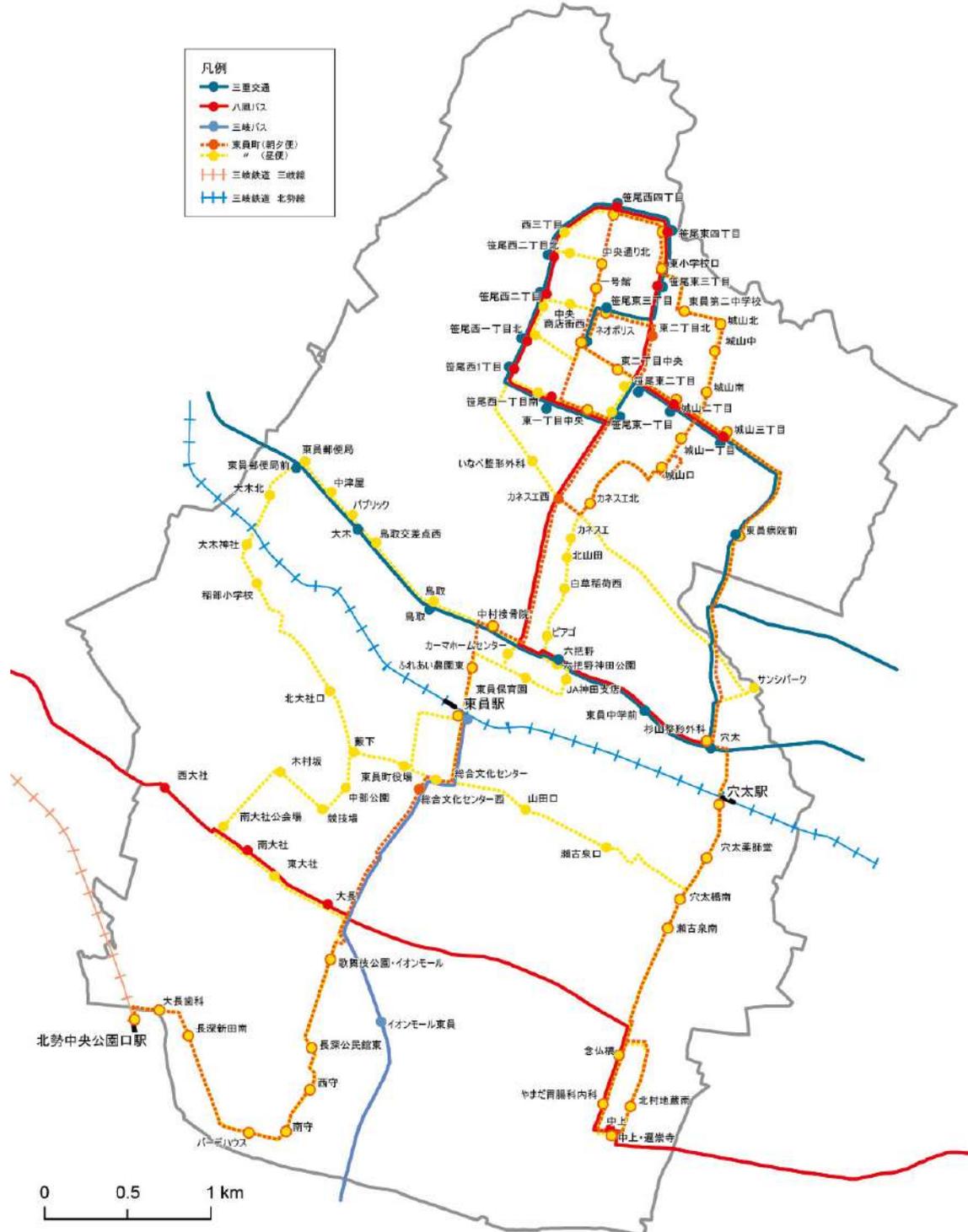
図表 2-18 三岐鉄道、オレンジバスの年度別1日あたり平均乗車人員の推移



出典) 東員町資料、三重県統計書

¹ 三岐鉄道三岐線にはこの他貨物線があり、四日市市の三岐朝明信号場から JR 富田駅間を結んでいる。

図表 2-19 公共交通路線網（平成 28 年 10 月 1 日現在）



出典) 三重交通 HP、八風バス HP、三岐鉄道 HP、東員町 HP

路線バスのうち、運行本数が多いのは笹尾・城山地域の西桑名ネオポリスと桑名駅前間を結ぶ路線が4系統合計で平日1日あたり112本、同じく西桑名ネオポリスと名古屋市（名古屋、栄）を結ぶ路線が2系統合計で平日1日あたり120本である。

平成25年11月のイオンモール東員の開業に伴い、イオンモール東員への買い物客の便を図るため、イオンモール東員を経由して東員駅と四日市市の三岐鉄道三岐線山城駅を結ぶバス路線が開設された。

本町が運行するコミュニティバス（オレンジバス）は、通勤・通学利用に対応した朝夕便と主に買い物、通院、公共施設利用に対応した昼間便で8系統38本を運行している。

図表 2-20 路線バス、コミュニティバスの運行概要

運行主体	系統名	発着地・経由地	平日1日あたり 運行本数
三重交通	ネオポリス線（穴太経由）	西桑名ネオポリス⇄穴太⇄桑名駅前	57本/日
	ネオポリス線（野田一丁目経由）	西桑名ネオポリス⇄野田一丁目経由⇄桑名駅前	4本/日
	ネオポリス線（イオンモール桑名経由）	西桑名ネオポリス⇄イオンモール桑名⇄桑名駅前	45本/日
	ネオポリス線（急行）	西桑名ネオポリス⇄津田学園⇄桑名駅前	6本/日
	桑名阿下喜線（星見ヶ丘経由）	桑名駅前⇄星見ヶ丘⇄阿下喜	5本/日
	桑名阿下喜線（いなべ総合病院経由）	桑名駅前⇄いなべ総合病院⇄阿下喜	22本/日
	名古屋桑名高速線	西桑名ネオポリス⇄名古屋（名鉄バスセンター）	66本/日
	栄桑名高速線	西桑名ネオポリス⇄栄（オアシス21）	54本/日
八風バス	ネオポリス西高線	城山3丁目⇄穴太駅前⇄桑名西高校	5本/日
	梅戸線	桑名駅前⇄中上（6本は中上起終点）⇄南金井	10本/日
三岐バス	イオンモール東員線	山城駅前⇄イオンモール東員⇄東員駅	24本/日
東員町 オレンジバス	朝夕便 南北急行線	城山口→東員駅→北勢中央公園口駅→東員駅→城山口	8本/日
	朝夕便 東部急行線	ネオポリス→穴太駅→中上・遍崇寺→穴太駅→ネオポリス	5本/日
	昼間便 南北線 城山・笹尾系統	東員駅→サンシパーク→城山口→笹尾西1丁目南→いなべ整形外科→東員駅	5本/日
	昼間便 南北線 笹尾・城山系統	東員駅→いなべ整形外科→笹尾西1丁目南→城山口→サンシパーク→東員駅	5本/日
	昼間便 南北線 三和・稲部系統	東員駅→南大社→北勢中央公園口駅→南大社→（東員郵便局→鳥取→）東員駅	7本/日
	昼間便 南北線 稲部・三和系統	東員駅→鳥取→東員郵便局→南大社→北勢中央公園口駅→南大社→東員駅	2本/日
	昼間便 東部線 ネオポリス・中上系統	東員駅→穴太駅→サンシパーク→ネオポリス→サンシパーク→穴太駅→中上・遍崇寺→東員駅	3本/日
	昼間便 東部線 中上・ネオポリス系統	東員駅→中上・遍崇寺→穴太駅→サンシパーク→ネオポリス→サンシパーク→穴太駅→東員駅	3本/日

出典) 三重交通 HP、八風バス HP、三岐鉄道 HP、東員町 HP

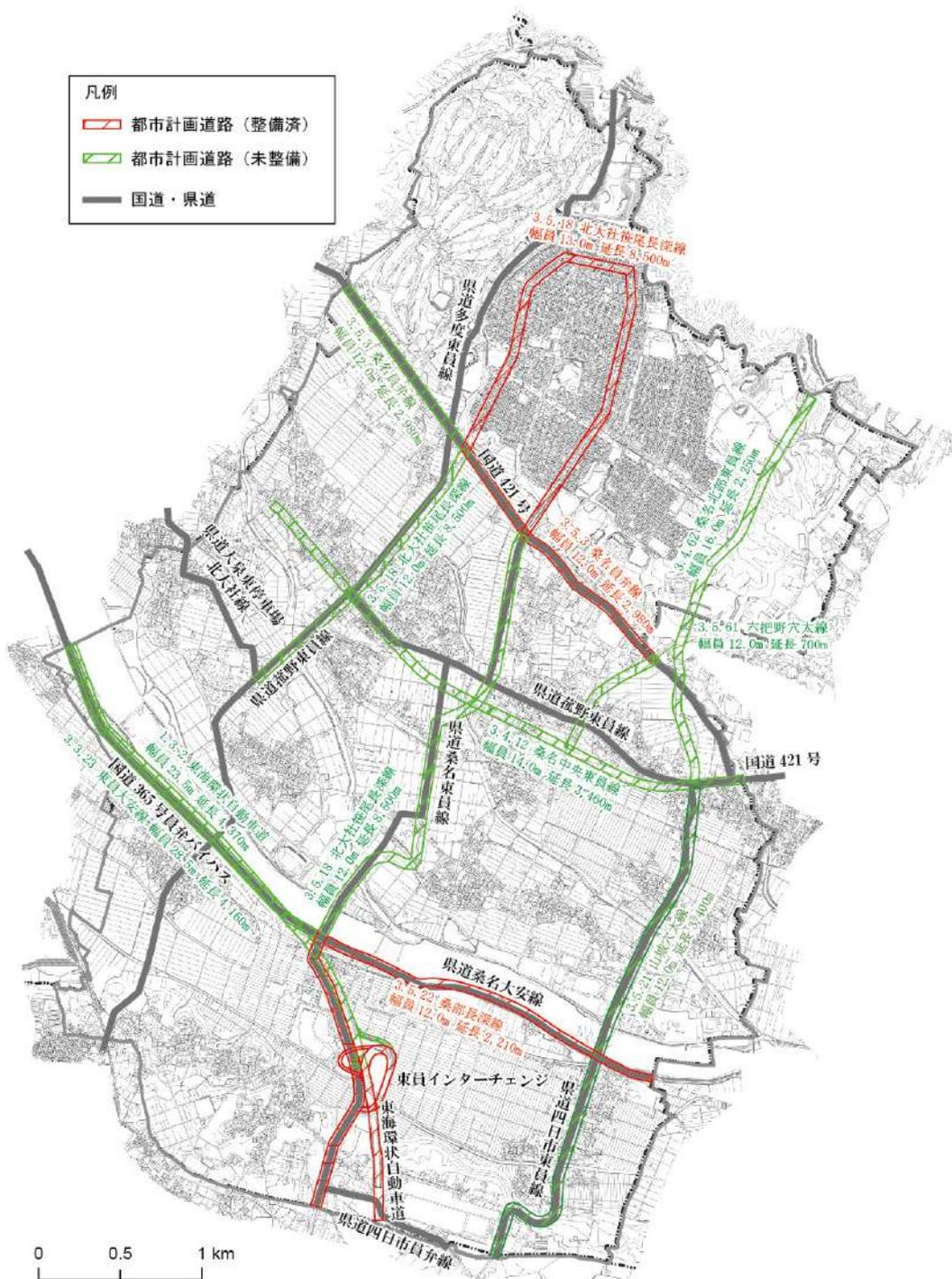
2) 道路網

本町を取り巻く現在の広域的な道路網は、桑名市より国道 421 号が西方に延び、四日市市から国道 365 号が西方に延び、本町を通じて岐阜県大垣市につながっている。

町内の道路網は、先述した国道 421 号が中央部を、国道 365 号が南部を東西に横断している。この 2 路線に加えて、県道菰野東員線、桑名東員線を軸に道路網が構成されている。

平成 28 年 8 月 11 日に東海環状自動車道東員インターチェンジが開通し、三重県内全域や名古屋方面、関西方面からの玄関口となっている。

図表 2-21 町内道路網及び都市計画道路



資料) 東員町都市計画図（街路網図）、道路管内図（桑名建設事務所管内）

図表 2-22 都市計画道路一覧

都市計画道路名	区間など	延長 (m)	車線数	標準幅員 (m)	進捗状況
1.3.2 東海環状自動車道	四日市市境～いなべ市境	4,370	4	23.5	一部 整備済
3.3.23 東員大安線	四日市市境～いなべ市境	4,160	4	28.5	一部 整備済
3.4.12 桑名中央東員線	桑名市境～いなべ市境 (路線変更、いなべ市までの 延伸区間を含む)	3,460	2	14.0	未整備
3.4.62 桑名北部東員線	桑名市境～穴太東交差点	2,250	2	16.0	未整備
3.5.3 桑名員弁線	桑名市境～いなべ市境	2,980	2	12.0	一部 整備済
3.5.18 北大社笹尾長深線 A 区間	稲部小学校東付近～ 笹尾西入口交差点	8,500	2	12.0	未整備
3.5.18 北大社笹尾長深線 B 区間	笹尾西入口交差点～ 笹尾東入口交差点南		2	13.0	整備済
3.5.18 北大社笹尾長深線 C 区間	笹尾東入口交差点～ 中央大橋南詰交差点		2	12.0	未整備
3.5.21 山城穴太線	穴太東交差点～ 四日市市境	3,400	2	12.0	未整備
3.5.22 桑部長深線	桑名市境～中央大橋	2,210	2	12.0	整備済
3.5.61 六把野穴太線	桑名中央東員線～ 桑名員弁線	700	2	12.0	未整備

2-5. 産業構造

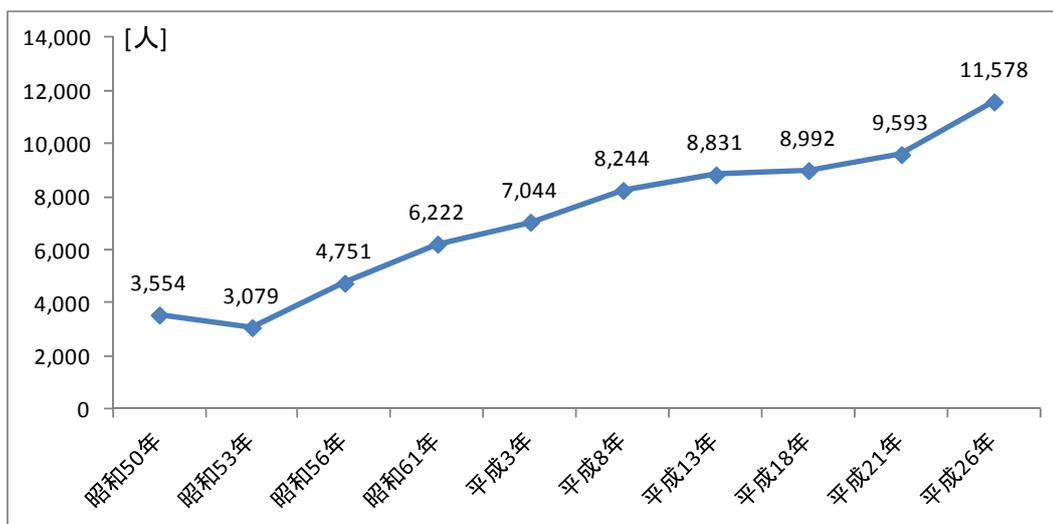
1) 従業者数

経済センサスに基づく本町の従業者数は、平成 26 年時点で全産業で 11,578 人となっており、平成 21 年の 9,593 人から 1,985 人増加した。

人口が昭和 50 年以降増加し、平成 12 年がピークであったのに対して、従業者数は昭和 53 年以降増加に転じて、現在もなお増加を続けている。

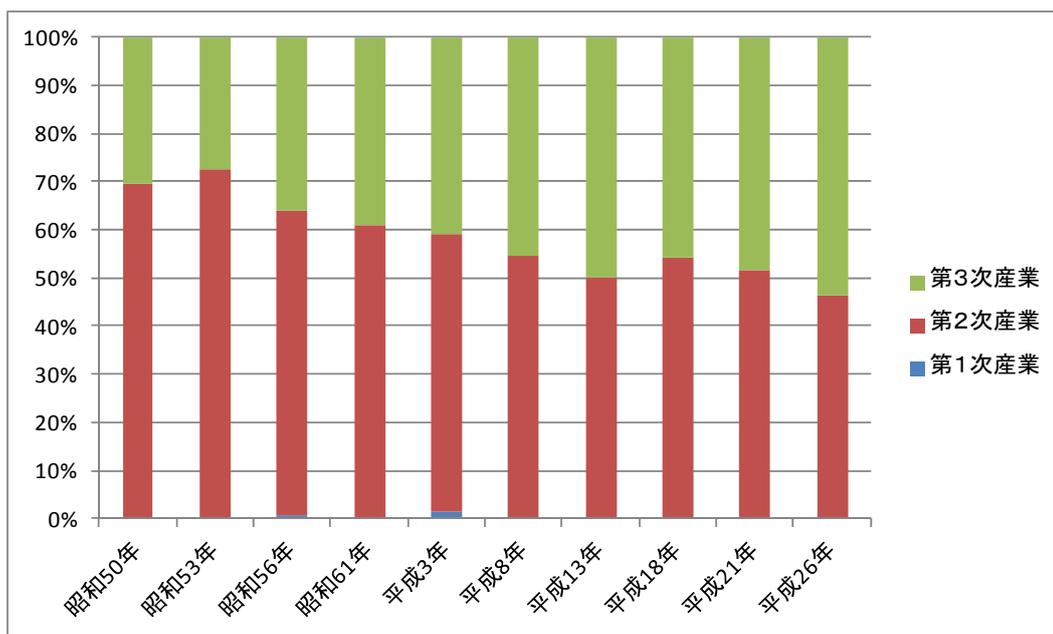
産業別の構成比では、年による増減はあるものの年々第 3 次産業の比率が高くなっており、平成 26 年時点では第 3 次産業の比率が 50%を超えている。

図表 2-23 従業者数の変化



出典) 経済センサス (平成 3 年までは事業所統計調査、平成 8 年から平成 18 年までは事業所・企業統計調査)

図表 2-24 従業者数の産業別構成比



出典) 経済センサス (平成 3 年までは事業所統計調査、平成 8 年から平成 18 年までは事業所・企業統計調査)

2) 第1次産業

平成27年の農業就業人口は291人、農家数は231戸である。農家のうち196戸が兼業農家である。また、平成27年の耕地面積は520haである。平成22年から61ha減少しており、荒廃した農地が発生している。

農作物の収穫量では、水稻の収穫量の減少が顕著である。

図表 2-25 農業就業人口、農家数、耕地面積の推移

(単位：人、戸、ha)

年次	農業就業人口	農家数	農家数		耕地面積		田	畑	樹園地	
			専業農家	兼業農家	第1種	第2種				
昭和60年	1,069	1,315	57	1,258	26	1,232	766	684	72	10
指数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
平成2年	987	1,113	36	1,077	12	1,065	689	631	52	6
指数	92.3	84.6	63.2	85.6	46.2	86.4	89.9	92.3	72.2	60.0
平成7年	836	942	51	891	49	842	676	627	44	5
指数	78.2	71.6	89.5	70.8	188.5	68.3	88.3	91.7	61.1	50.0
平成12年	760	611	35	576	40	536	624	583	37	4
指数	71.1	46.5	61.4	45.8	153.8	43.5	81.5	85.2	51.4	40.0
平成17年	616	462	49	413	39	374	554	526	25	2
指数	57.6	35.1	86.0	32.8	150.0	30.4	72.3	76.9	34.7	20.0
平成22年	400	355	49	306	14	292	581	550	29	2
指数	37.4	27.0	86.0	24.3	53.8	23.7	75.8	80.4	40.3	20.0
平成27年	291	231	35	196	3	193	520	504	15	1
指数	27.2	17.6	61.4	15.6	11.5	15.7	67.9	73.7	20.8	10.0

※ 指数は昭和60年を100とした場合の各年の農業就業人口、農家数、耕地面積の比率

出典) 農林業センサスをもとに作成

図表 2-26 主要農作物の収穫量の推移

(単位：t)

	水稻	小麦	大豆
平成12年	2,000	501	76
指数	100.0	100.0	100.0
平成17年	1,940	302	141
指数	97.0	60.3	185.5
平成22年	1,810	199	177
指数	90.5	39.7	232.9
平成26年	1,670	360	99
指数	83.5	71.9	130.3

※ 指数は平成12年の収穫量を100とした場合の各年の収穫量の比率

出典) 三重県統計書をもとに作成

農福連携事業のとりくみ

近年、障がいのある方が農業分野で働く「農福連携」が広がっている。本町でも、農地を守り持続可能な農業を営めるような農業振興と、障がいのある方が地域で安心して暮らせるよう就労確保を図ることを目的に、平成 27 年 2 月に人材派遣などを手がける株式会社シグマホールディングスと「農福連携のまちづくり」に関する協定を締結した。

そして子会社のシグマサポートが、障がいのある方に働く場を提供する就労継続支援 A 型事業所「シグマファームとういん」を設立し、平成 27 年 4 月から耕作放棄地を活用し、長深地区の約 1.2 ヘクタールの畑でタマネギ・サツマイモ・ゴマなどの栽培を、町の育苗研修交流施設（ガラスハウス）で、棚を利用した野菜や果実の水耕栽培を行う。

図表 2-27 「農福連携のまちづくり」に関する協定調印式



喜び農業推進事業のとりくみ

農地の減少に伴い、耕作放棄地が増加するの中で、本町では付加価値のある作物を栽培することにより、農業所得の向上を図るとともに、自立した農業経営ができ、喜びを持てる農業を目指し、米、麦、大豆以外の農産物栽培を後押しする喜び農業推進事業に平成 26 年から取り組んでいる。事業ではぶどう、ブルーベリーの栽培実証を行っており、今後、生産・販売のみならず観光農園や 6 次産業化を目指していきたいと考え、取り組みを進めている。

3) 第2次産業

平成26年時点で、本町の事業所数は79事業所、従業者数は3,853人であり、製造品出荷額等は1,541億円となっている。

平成14年から製造品出荷額は増加を続けたが、平成21年に、リーマンショックの影響により減少したものの、平成24年以降は増加傾向にあり、平成26年時点でも依然として増加傾向にある。

図表 2-28 産業（中分類）別事業所数、従業者数、製造品出荷額等（平成25年）

（単位：所，人，万円）

	事業所数	従業者数	製造品出荷額等
食料品	-	-	-
飲料・たばこ・飼料	-	-	-
繊維	3	34	16,268
木材・木製品	-	-	-
家具・装備品	1	11	X
パルプ・紙・紙加工品	-	-	-
印刷	-	-	-
化学	2	205	X
石油製品・石炭製品	1	7	X
プラスチック製品	7	209	145,602
ゴム製品	2	1,647	X
なめし革・同製品・毛皮	-	-	-
窯業・土石製品	5	109	291,555
鉄鋼	5	55	86,958
非鉄金属	1	11	X
金属製品	19	353	974,433
はん用機械器具	7	257	746,713
生産用機械器具	8	374	640,949
業務用機械器具	-	-	-
電子部品・デバイス・電子回路	1	29	X
電気機械器具	3	60	132,288
情報通信機械器具	-	-	-
輸送用機械器具	12	917	2,642,290
その他	3	18	23,608
製造業全体	80	4,296	14,783,896

※ 従業者4人以上の事業所のみ

Xは、値が不祥のものであり、業種別の製造品出荷額等の合計値は、製造業全体と一致しない

出典) 三重の工業[三重県]

図表 2-29 製造業の事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移

（単位：所，人，万円）

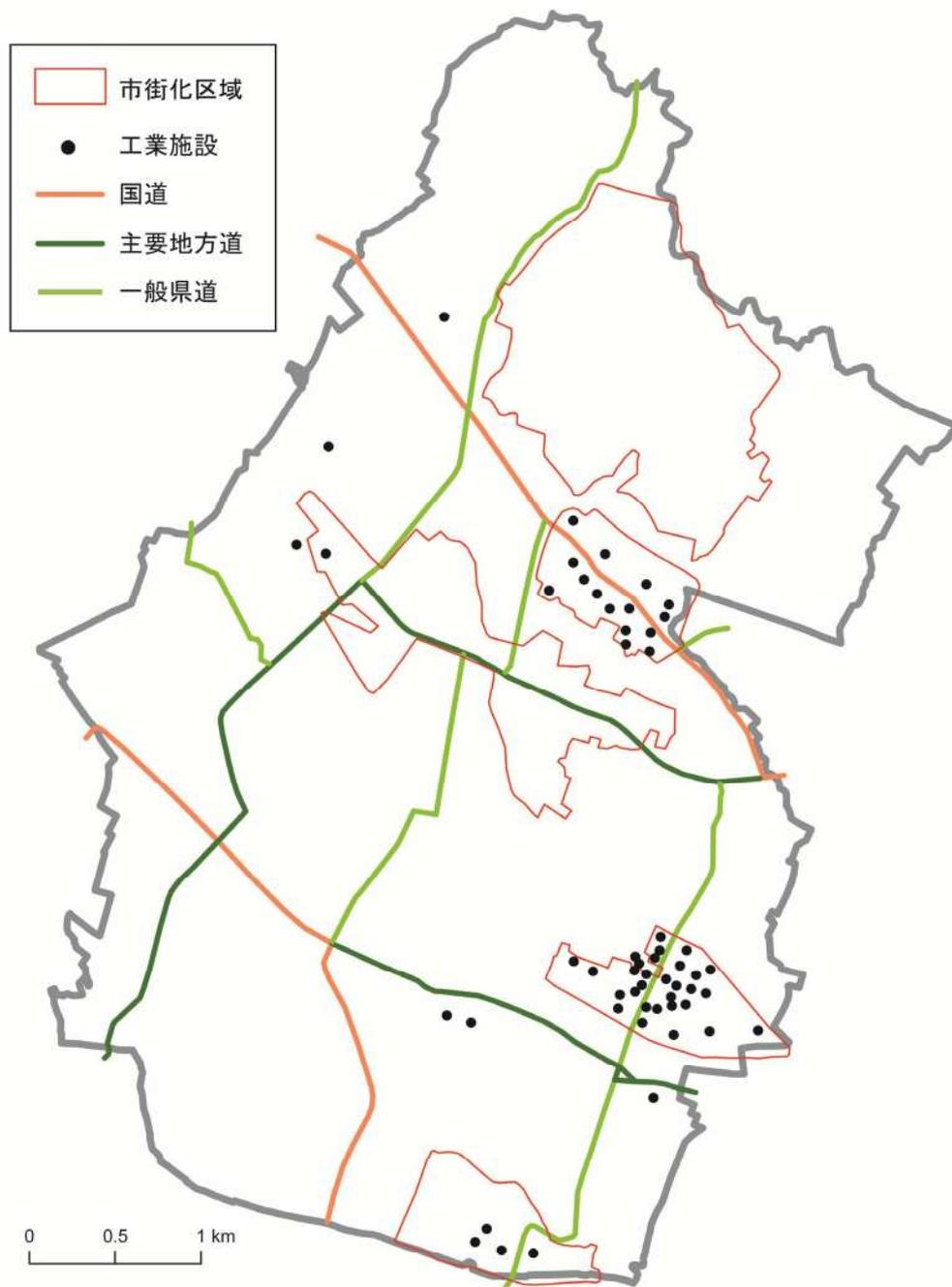
年次	事業所		従業者数		製造品出荷額等	
	指数	指数	指数	指数	指数	指数
平成14年	90	100.0	3,552	100.0	8,611,510	100.0
15年	93	103.3	3,527	99.3	9,050,447	105.1
16年	81	90.0	3,466	97.6	9,486,835	110.2
17年	84	93.3	3,689	103.9	10,654,950	123.7
18年	82	91.1	3,774	106.3	11,578,000	134.4
19年	89	98.9	4,304	121.2	12,785,009	148.5
20年	93	103.3	4,258	119.9	14,709,615	170.8
21年	88	97.8	3,964	111.6	12,402,951	144.0
22年	80	88.9	4,397	123.8	13,831,792	160.6
23年	90	100.0	4,647	130.8	13,182,547	153.1
24年	81	90.0	4,155	117.0	14,456,762	167.9
25年	80	88.9	4,296	120.9	14,783,896	171.7
26年	79	87.8	3,853	108.5	15,408,991	178.9

※ 指数は平成14年を100とした場合の各年の事業所、従業者、製造品出荷額等の比率

出典 工業統計

ほとんどの工業施設²は工業系用途地域(工業地域、工業専用地域)に立地している一方で、住居系用途地域や、市街化調整区域内に立地している施設もある。

図表 2-30 工業施設の位置



出典) iタウンページより作成

² 工場のほか、金属リサイクル等の処理施設などを含めている。

4) 第3次産業

本町では、卸売業・小売業を主体として、第3次産業が構成されている。

平成26年の商店数は175店、従業者数1,492人、年間商品販売額が246億円である。

卸小売業全体で年間商品販売額は増加傾向にある。

なお、平成25年に本町南部にイオンモール東員が開業したことにより、平成19年から平成26年にかけて従業者数と売場面積が大きく増加している。

図表 2-31 卸小売業の商店数、従業者数、年間商品販売額の推移

(単位：所，人，百万円)

	商店数		従業者数		年間商品販売額	
		指数		指数		指数
平成6年	186	100.0	937	100.0	17,949	100.0
9年	193	103.8	1,016	108.4	19,354	107.8
11年	208	111.8	1,319	140.8	21,765	121.3
14年	192	103.2	1,271	135.6	21,499	119.8
16年	184	98.9	1,237	132.0	21,568	120.2
19年	171	91.9	1,240	132.3	22,975	128.0
26年	175	94.1	1,492	159.2	24,559	136.8

※ 指数は平成6年を100とした場合の各年の商店数、従業者数、年間商品販売額の比率

出典) 商業統計

図表 2-32 卸売業の商店数、従業者数、年間商品販売額の推移

(単位：所，人，百万円)

	商店数		従業者数		年間商品販売額	
		指数		指数		指数
平成6年	31	100.0	115	100.0	2,714	100.0
9年	27	87.1	106	92.2	3,248	119.7
11年	30	96.8	118	102.6	3,157	116.3
14年	24	77.4	111	96.5	2,507	92.4
16年	27	87.1	152	132.2	3,148	116.0
19年	31	100.0	193	167.8	5,283	194.7
26年	24	77.4	141	122.6	6,603	243.3

※ 指数は平成6年を100とした場合の各年の商店数、従業者数、年間商品販売額の比率

出典) 商業統計をもとに作成

図表 2-33 小売業の商店数、従業者数、年間商品販売額、売場面積の推移

(単位：所，人，百万円，㎡)

	商店数		従業者数		年間商品販売額		売場面積		
		指数		指数		指数	指数	1店あたり面積	
平成6年	155	100.0	822	100.0	15,235	100.0	16,685	100.0	107.6
9年	166	107.1	910	110.7	16,106	105.7	14,944	89.6	90.0
11年	178	114.8	1,201	146.1	18,608	122.1	20,550	123.2	115.4
14年	168	108.4	1,160	141.1	18,992	124.7	28,451	170.5	169.4
16年	157	101.3	1,085	132.0	18,420	120.9	26,782	160.5	170.6
19年	140	90.3	1,047	127.4	17,692	116.1	23,427	140.4	167.3
26年	151	97.4	1,351	164.4	17,956	117.9	44,266	265.3	293.2

※ 指数は平成6年を100とした場合の各年の商店数、従業者数、年間商品販売額、売場面積の比率

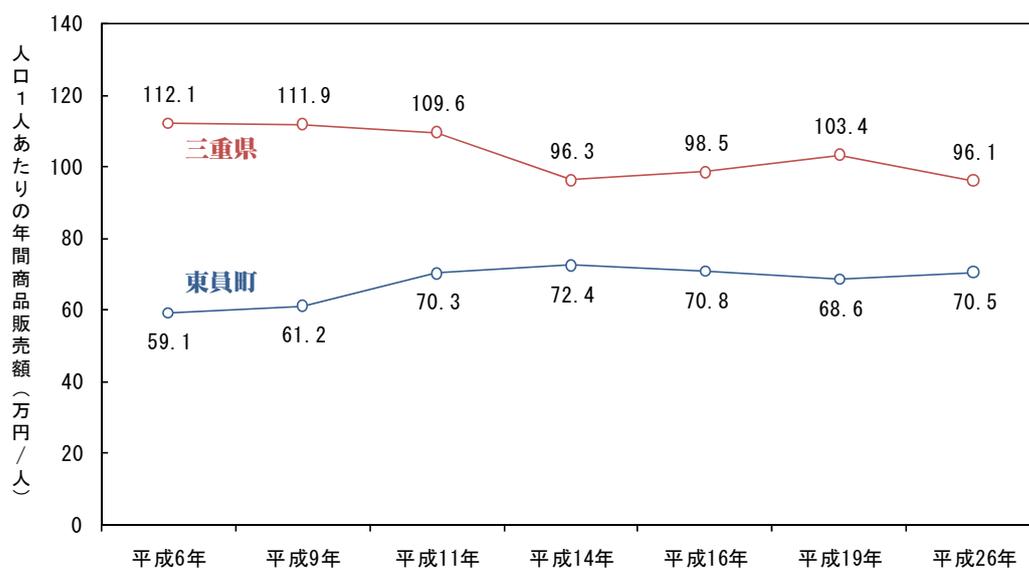
出典) 商業統計をもとに作成

人口1人あたりの年間商品販売額は、本町では平成9年と平成11年の間で約9万円/人増加し、以降は横ばいである。

また、三重県は平成11年と14年の間に約13万円/人減少し、その後平成19年まで緩やかに増加したが、平成26年再び減少に転じている。

平成6年と比べて、三重県と本町との差は減っているものの、平成26年には三重県が96.1万円/人に対し、本町が70.5万円/人であることから、販売額の約3割程度が本町から町外に流出しているものと考えられる。

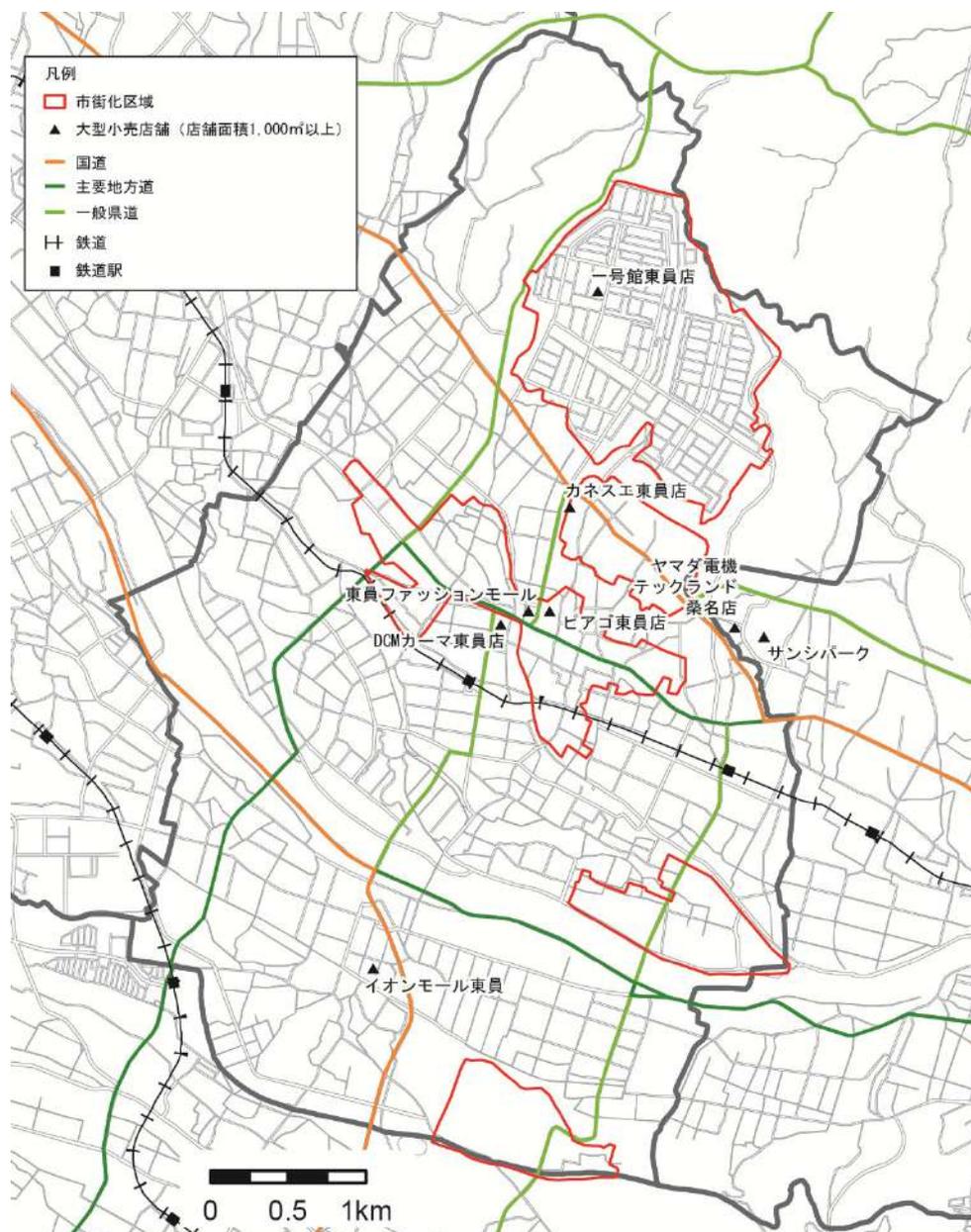
図表 2-34 人口1人あたりの年間商品販売額



出典) 商業統計、住民基本台帳をもとに作成

町内の大規模小売店舗としては、平成 25 年に南部に開業したイオンモール東員や中部のピアゴ東員店やカネスエ東員店などがある。その他、中部の町境付近の国道 421 号沿いの桑名市側に郊外型商業施設が集積している。

図表 2-35 主な商業施設の立地状況



図表 2-36 大規模小売店舗 (店舗面積 1,000 ㎡以上)

名称	業態	店舗面積 (㎡)	開業年月
カネスエ東員店	スーパー	4,118	平成 4 年 1 月
DCM カーマ東員店	専門店	2,221	平成 5 年 4 月
東員ファッションモール	専門店	2,221	平成 6 年 10 月
ピアゴ東員店	スーパー	5,300	平成 10 年 1 月
サンシパーク	その他、専門店	28,034	平成 16 年 11 月
ヤマダ電機テックランド桑名店	専門店	3,330	平成 16 年 4 月
イオンモール東員	ショッピングセンター	42,282	平成 25 年 11 月

(出典) 週刊東洋経済臨時増刊 全国大型小売店総覧 2016 年

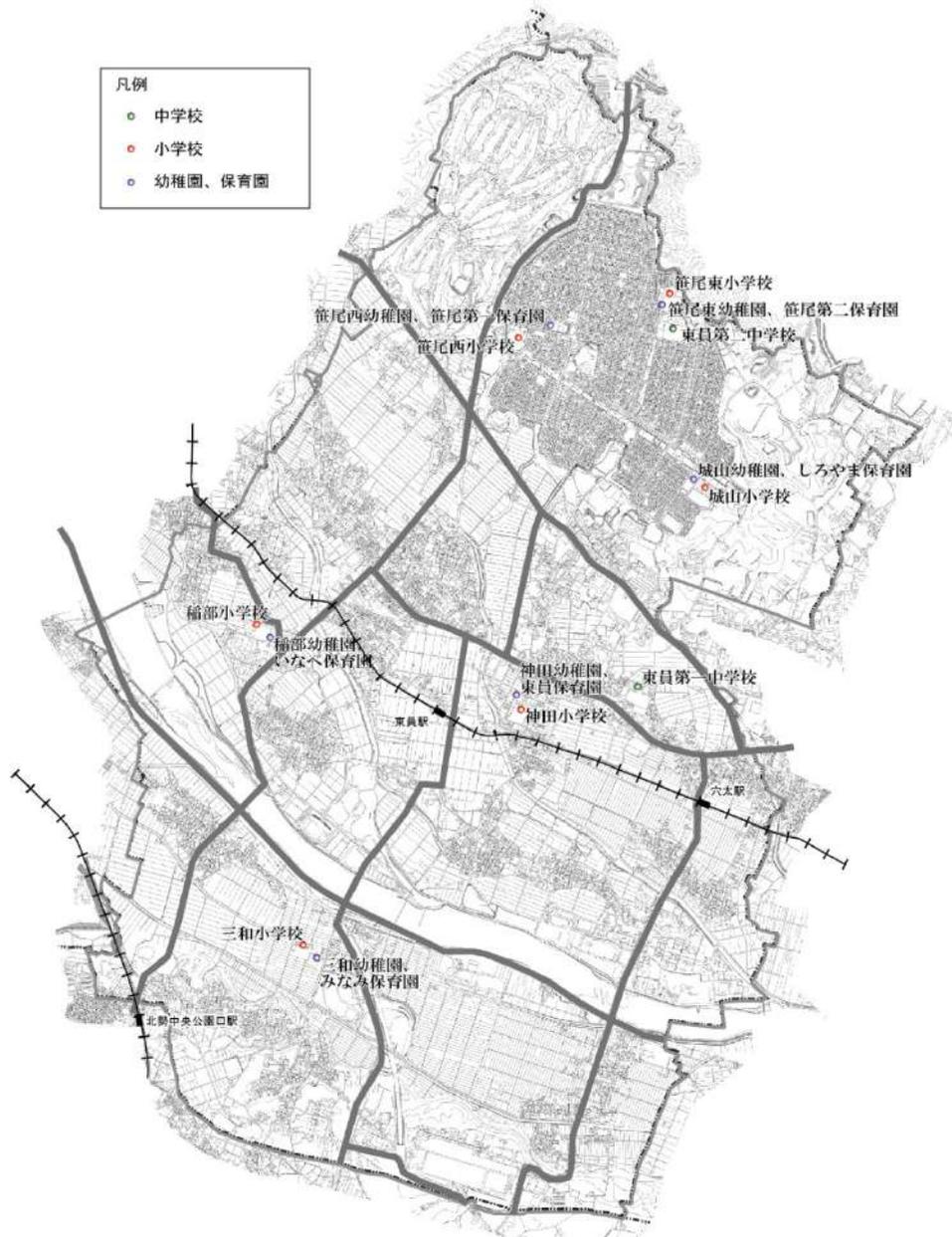
2-6. 教育施設

町内には2つの中学校、6つの小学校、幼稚園、保育園が設置されている。このうち幼稚園と保育園は同じ敷地内に併設しており、幼稚園・保育園と小学校は隣接している。

小学校の児童数は平成2年時点では城山小、笹尾東小、笹尾西小の順に多かったが、年を追うごとに児童数が減少し、平成22年以降では神田小が最も多くなっている。神田小の児童数は今後5年程度は横ばいが続くものの10年後からは少しずつ減少することが見込まれる。

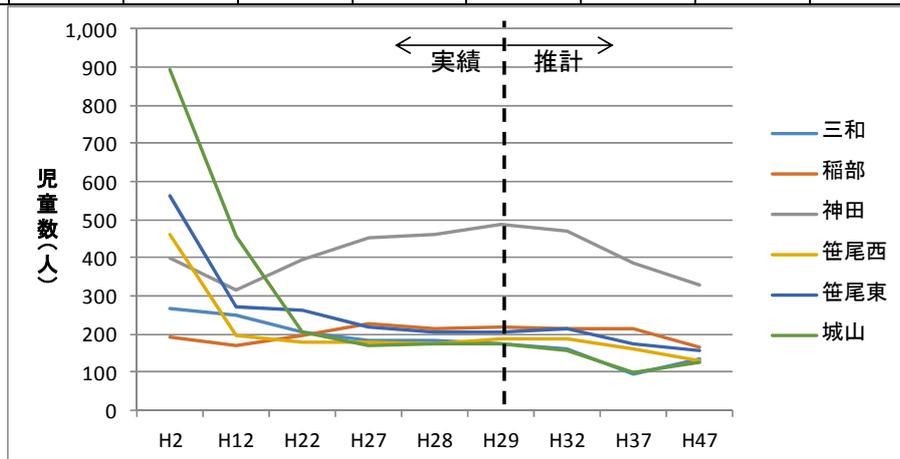
中学校では神田小学校区を含む東員第一中学校で今後5年程度は増加を続け、10年後に緩やかに減少することが見込まれる。東員第一中学校の校舎は建築後50年以上経過し、老朽化が著しく建替が急務となっている。また、現在は校区の北東部にあるため、本町南西部からの通学距離が長くなり、不便を来しているほか、以前敷地内を公道が通っていたことから、周辺住民の往来があるため、生徒の安全確保の面から移転が望まれる。

図表 2-37 町内の小中学校、幼稚園、保育園の位置



図表 2-38 町内の小学校の児童数の推移と今後の見通し

	H2	H12	H22	H27	H28	H29	H32	H37	H47
三和小学校	265	250	205	184	182	176	162	95	134
稲部小学校	190	172	198	226	214	220	214	213	164
神田小学校	398	315	397	454	463	486	469	386	330
一中校区計	853	737	800	864	859	882	845	694	628
笹尾西小学校	460	197	179	179	176	188	187	159	130
笹尾東小学校	562	273	264	218	206	205	215	173	158
城山小学校	892	458	206	172	175	173	157	98	125
二中校区計	1,914	928	649	569	557	566	559	430	413
合計	2,767	1,665	1,449	1,433	1,416	1,448	1,404	1,124	1,041

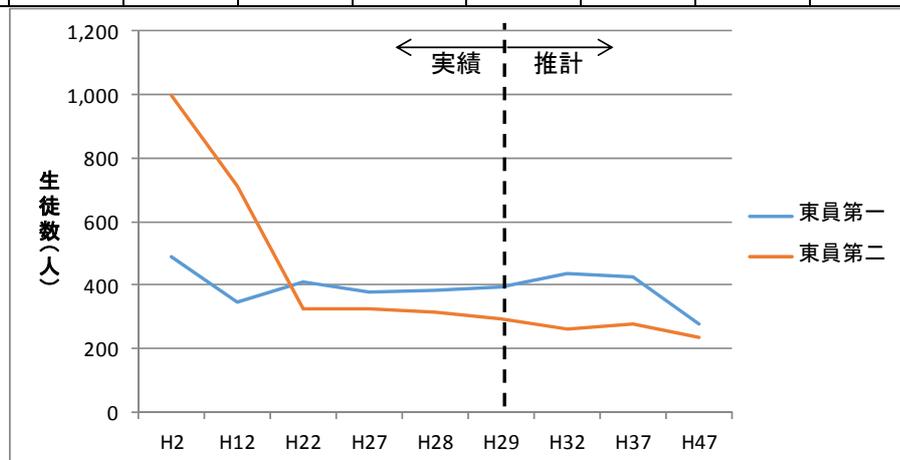


※平成 29 年までは実績値、平成 32 年以降は推計値である。

出典) 東員町小中学校適正規模適正配置基本方針 (平成 29 年 5 月)

図表 2-39 町内の中学校の生徒数の推移と今後の見通し

	H2	H12	H22	H27	H28	H29	H32	H37	H47
東員第一	489	348	409	380	383	397	435	425	276
東員第二	999	715	326	328	317	295	264	279	236
合計	1,488	1,063	735	708	700	692	699	704	512



※平成 29 年までは実績値、平成 32 年以降は推計値である。

出典) 東員町小中学校適正規模適正配置基本方針 (平成 29 年 5 月)

2-7. 通勤・通学圏

平成 27 年の国勢調査では、本町に従業・通学する 15 歳以上の就業者数・通学者数は、10,251 人であり、そのうち、町外から通勤・通学する人口は 5,609 人である。

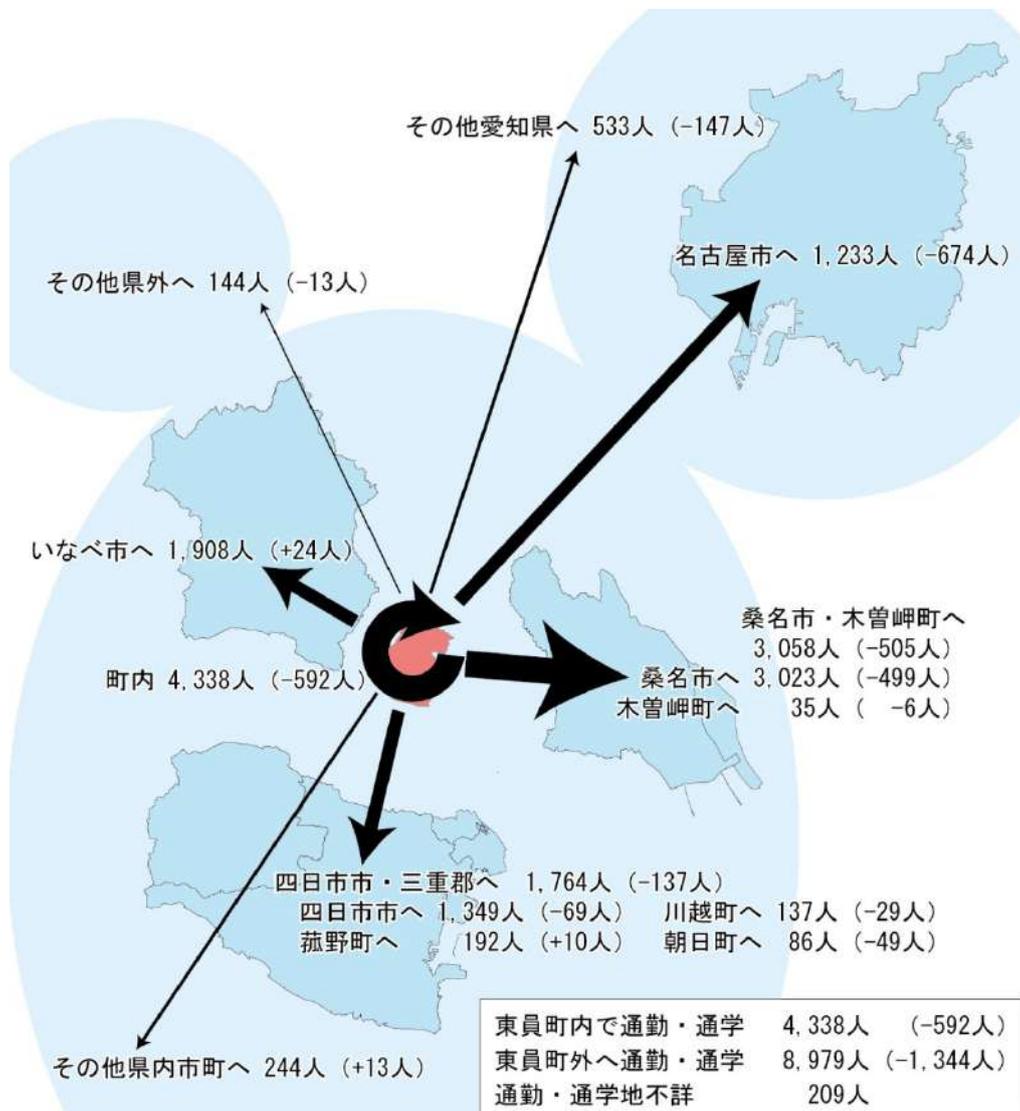
一方で、本町に居住する 15 歳以上の就業者数・通学者数は 13,526 人であり、そのうち 8,979 人が町外に通勤・通学している。

通勤・通学先をみると県内の周辺市町への通勤・通学者が多く、中でも桑名市が多くを占めている。県外では、名古屋市への通勤・通学者が特に多い。

一方で、通勤・通学元をみると、県内の周辺市町からの通勤・通学者が主である。

平成 17 年からの変化をみると、生産年齢人口の減少などのため、本町に常住する通勤・通学者は減少しており、特に名古屋市への通勤・通学者が大きく減少している。一方で、町外からの通勤・通学者数は増加している。

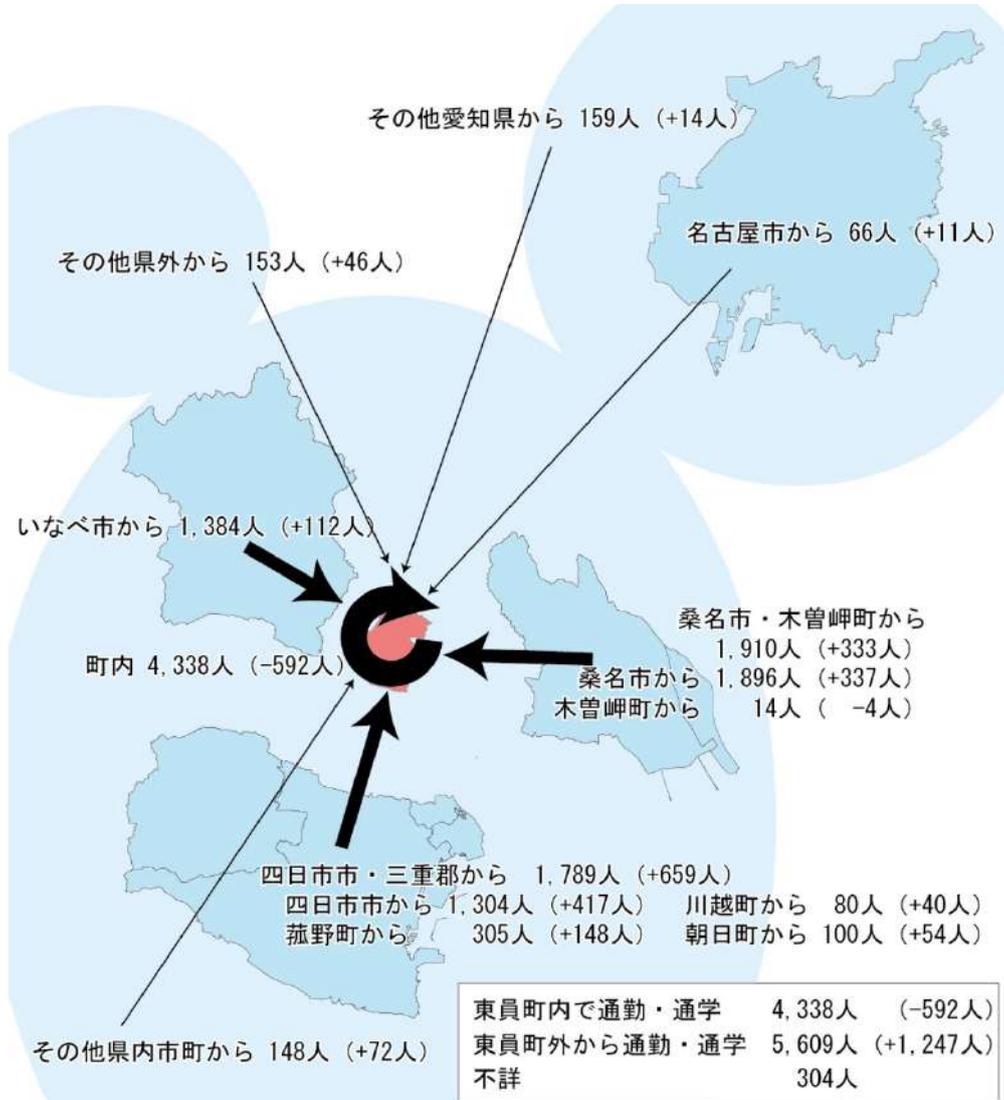
図表 2-40 常住地による 15 歳以上通勤・通学者数（平成 27 年）



※ () 内は平成 17 年国勢調査からの変化

出典) 平成 27 年国勢調査、平成 17 年国勢調査

図表 2-41 従業地・通学地による 15 歳以上通勤・通学者数（平成 27 年）



※ () 内は平成 17 年国勢調査からの変化

出典) 平成 27 年国勢調査、平成 17 年国勢調査

2-8. 防災

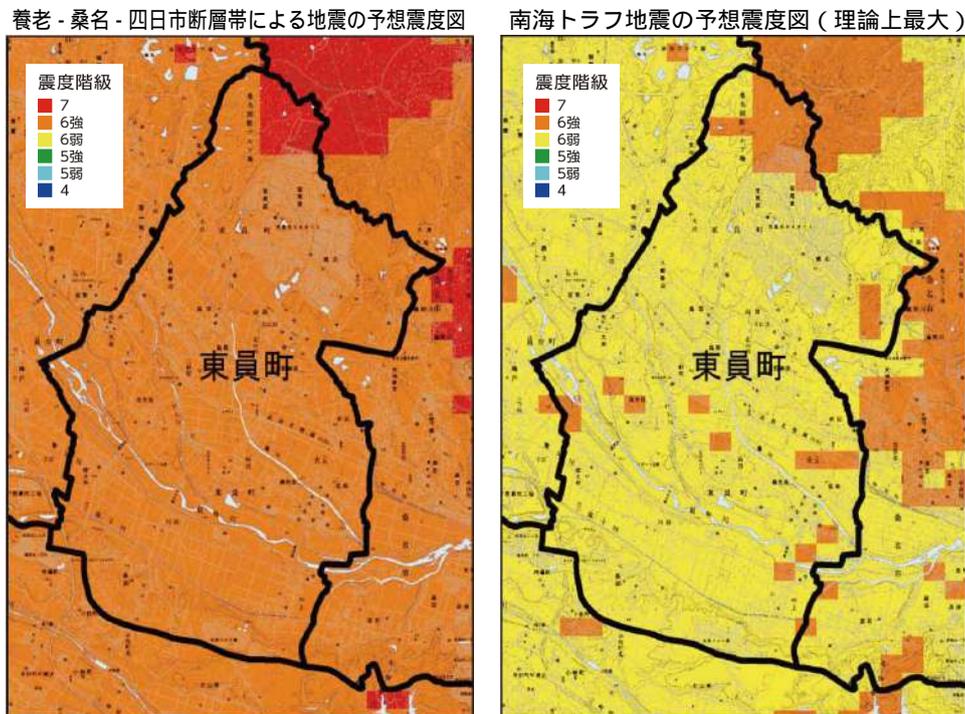
1) 大規模地震

本町で震度6弱以上の揺れが想定される大規模地震としては、養老－桑名－四日市断層帯による直下型地震と南海トラフ地震の2つを挙げている。

養老－桑名－四日市断層帯による地震が発生した場合、本町では、全域で震度6強～7の揺れが起こり、約1,200人も死傷者（うち死者約100人）と約2,800棟もの家屋の全壊もしくは焼失が発生することが予想されている。

また、南海トラフ地震が発生した場合、本町では、震度6弱～6強の揺れが起こり、約370人の死傷者（うち死者約20人）と約600棟もの家屋の全壊もしくは焼失が発生することが予想されている。

図表 2-42 大規模地震の予想震度



出典) 三重県地震被害想定調査結果 (平成 26 年 3 月)

図表 2-43 大規模地震による想定される死傷者数

分 類		養老－桑名－四日市断層帯による地震	南海トラフ地震 (理論上最大クラス)
重傷者数	建物倒壊	約 300 人	約 50 人
	うち屋内落下物	約 30 人	約 10 人
軽傷者数	建物倒壊	約 800 人	約 300 人
	うち屋内落下物	約 100 人	約 30 人
死者数	建物倒壊	約 100 人	約 20 人
	うち屋内落下物	約 10 人	—
合計	建物倒壊	約 1,200 人	約 370 人
	うち屋内落下物	約 140 人	約 40 人

— : わずか (5 未満)

出典) 三重県地震被害想定調査結果 (平成 26 年 3 月)

図表 2-44 大規模地震による想定される家屋の全壊・焼失棟数（冬夕発災の場合）

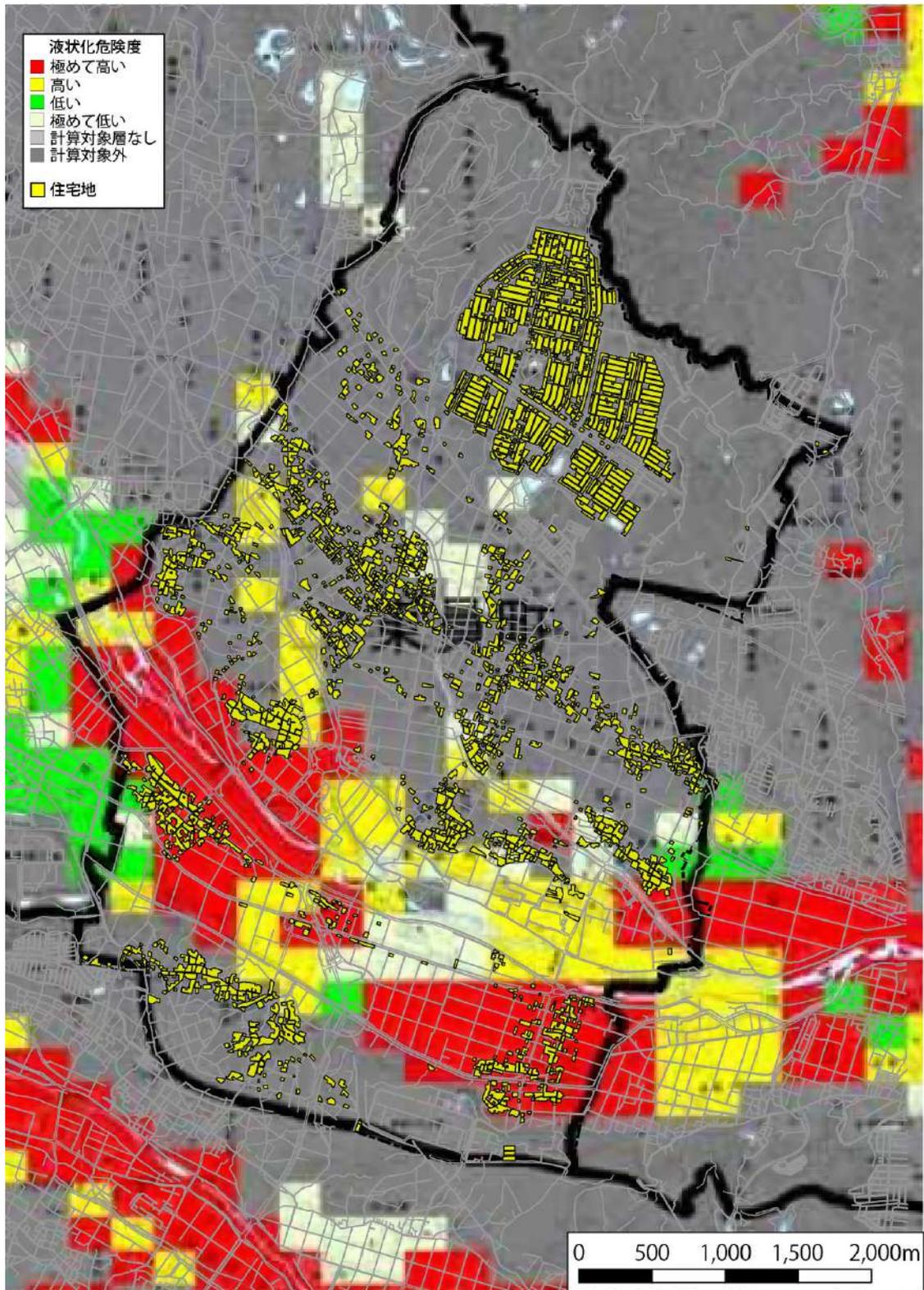
分 類	養老－桑名－四日市断層帯 による地震	南海トラフ地震 (理論上最大クラス)
揺 れ	約 2,600 棟	約 500 棟
液 状 化	約 40 棟	約 40 棟
津 波	—	—
急傾斜地等	—	—
火 災	約 100 棟	約 20 棟
合 計	約 2,800 棟	約 600 棟

— : わずか (5 未満)

出典) 三重県地震被害想定調査結果 (平成 26 年 3 月)

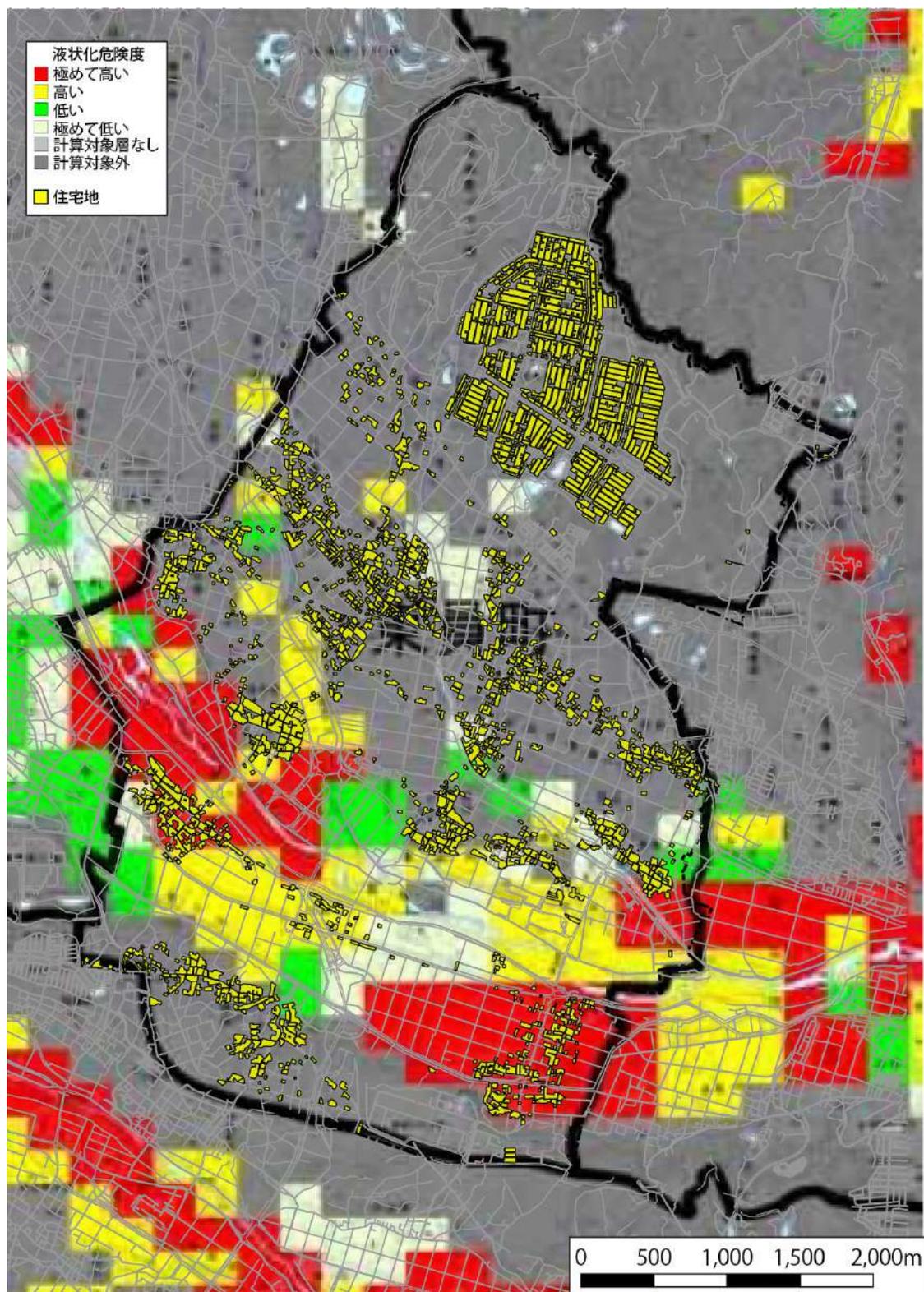
大規模地震が発生した場合に、主に員弁川右岸などで液状化現象が起こることが予想されており、中上や南大社の集落において液状化の被害が懸念される。

図表 2-45 養老 - 桑名 - 四日市断層帯による地震の液状化危険度



出典) 三重県地震被害想定調査 (平成 26 年)

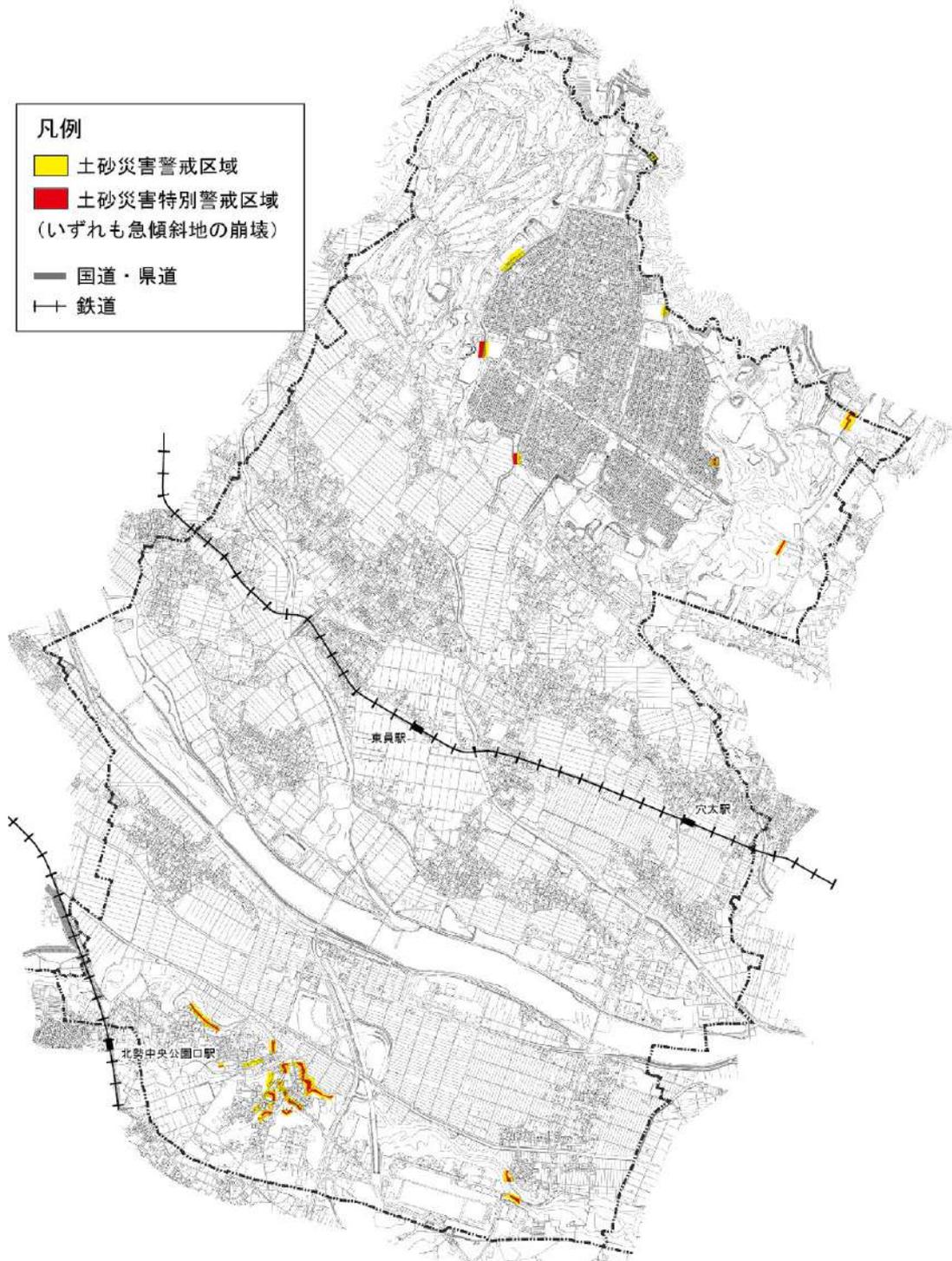
図表 2-46 南海トラフ地震（理論上最大）の液状化危険度



2) 土砂災害警戒区域

本町では急傾斜地の崩壊に関する土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域が北部と南部でそれぞれ指定されている。

図表 2-47 土砂災害警戒区域

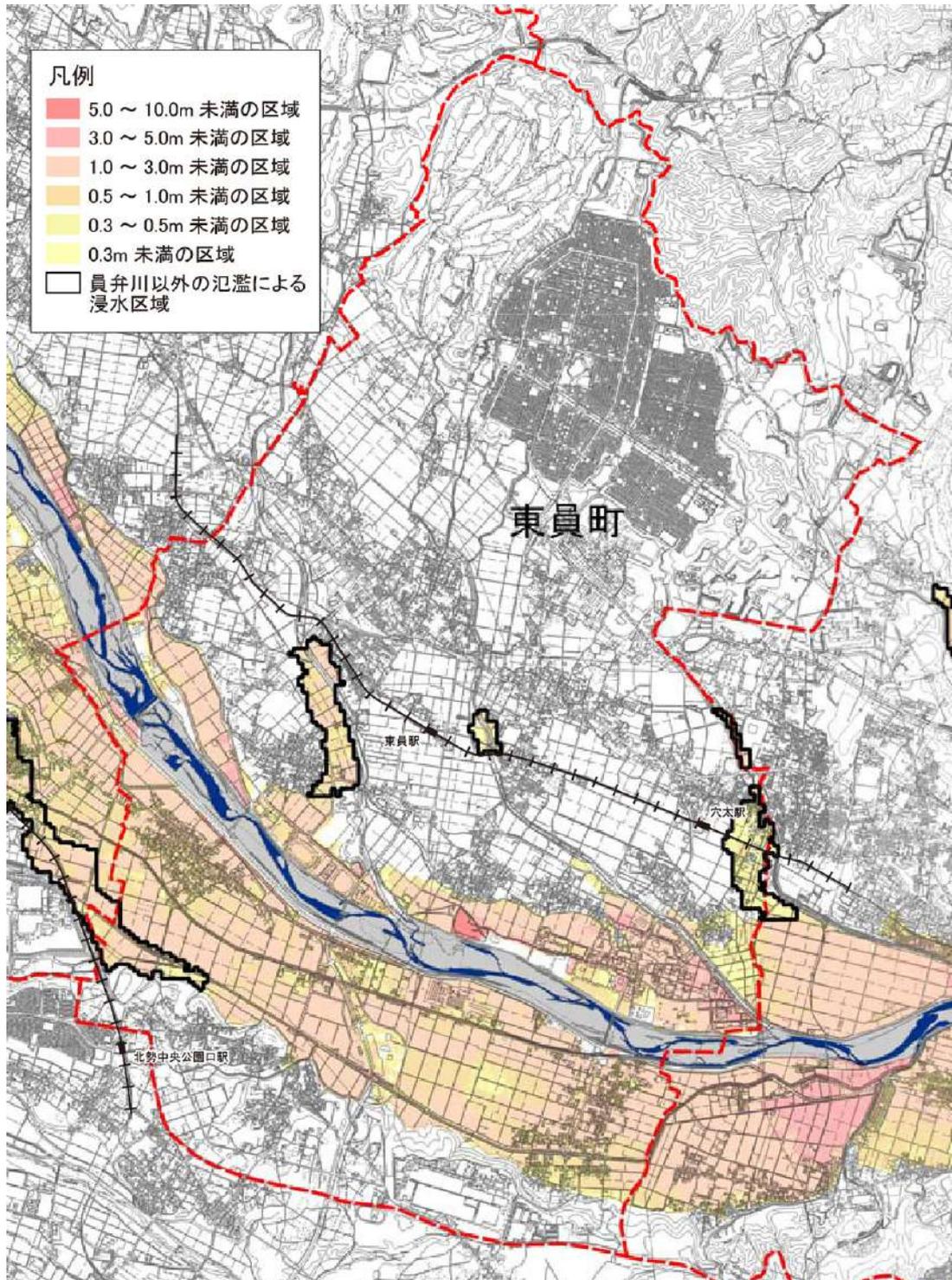


※ 土砂災害警戒区域 : 土砂災害のおそれのある区域
 土砂災害特別警戒区域 : 土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい被害が発生するおそれのある区域
 出典) 三重県土砂災害(特別)警戒区域の指定状況(平成29年3月21日現在)

3) 水害

員弁川の氾濫により、主に員弁川右岸の地域での浸水被害が予想されている。員弁川沿いでは3m以上の浸水も想定されている。

図表 2-48 員弁川の洪水浸水想定区域（想定最大規模、年発生確率概ね0.1%程度）

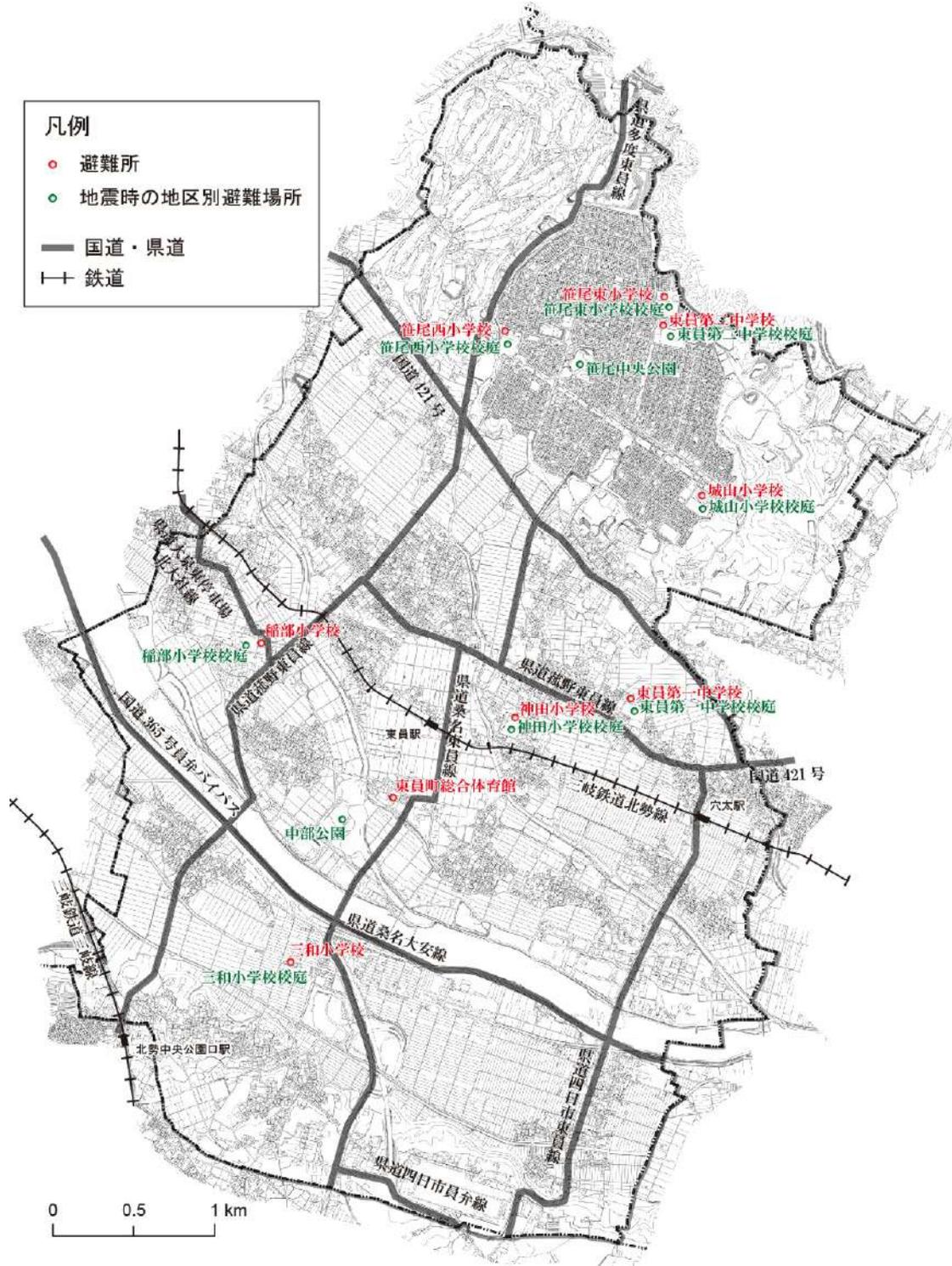


出典) 員弁川水系員弁川洪水浸水想定区域図 (三重県、平成 29 年 3 月 21 日)

4) 避難所

町内の避難所は、小中学校及び総合体育館が指定されている。また、地震時の避難場所は小中学校の校庭及び中部公園、笹尾中央公園が指定されている。

図表 2-49 町内の避難所



出典) 東員町ハザードマップ

図表 2-51 開発行為の内容（平成 20 年～平成 26 年）

番号	市街化区域/ 市街化調整区域	地区	用途	開発面積 (m ²)	区画数 (区画)	開発時期
1	市街化区域	鳥取	住宅	608	1	平成 20 年
2	市街化区域	鳥取	住宅	1,080	1	平成 20 年
3	市街化区域	北大社	住宅	2,569	10	平成 20 年
4	市街化区域	山田	住宅	1,395	1	平成 20 年
5	市街化区域	筑紫	工場	2,682	1	平成 20 年
6	市街化区域	筑紫	工場	1,868	1	平成 20 年
7	市街化調整区域	長深	店舗 (イオン)	102,520	1	平成 20 年
8	市街化区域	六把野新田	住宅	2,314	1	平成 21 年
9	市街化調整区域	中上	店舗	2,354	1	平成 21 年
10	市街化調整区域	長深	店舗	1,807	1	平成 21 年
11	市街化区域	六把野新田	住宅	1,664	8	平成 22 年
12	市街化区域	六把野新田	住宅	1,484	6	平成 22 年
13	市街化調整区域	穴太	住宅	4,221	15	平成 22 年
14	市街化調整区域	鳥取	医療	847	1	平成 23 年
15	市街化調整区域	北大社	住宅	9,436	34	平成 23 年
16	市街化調整区域	山田	工場	998	1	平成 24 年
17	市街化調整区域	穴太	住宅	4,174	16	平成 24 年
18	市街化調整区域	中上	工場	5,206	1	平成 24 年
19	市街化調整区域	山田	福祉	3,465	1	平成 25 年
20	市街化区域	鳥取	住宅	911	3	平成 25 年
21	市街化調整区域	八幡新田	工場	861	1	平成 25 年
22	市街化調整区域	大木	住宅	1,111	5	平成 25 年
23	市街化調整区域	八幡新田	住宅	2,828	12	平成 25 年
24	市街化区域	鳥取	住宅	716	1	平成 25 年
25	市街化区域	山田	住宅	2,751	11	平成 25 年
26	市街化区域	北大社	住宅	2,138	8	平成 26 年
27	市街化区域	六把野新田	住宅	1,165	5	平成 26 年
28	市街化区域	六把野新田	住宅	885	1	平成 26 年
29	市街化調整区域	鳥取	店舗	1,685	1	平成 26 年
30	市街化区域	筑紫	工場	1,609	1	平成 26 年
31	市街化調整区域	鳥取	住宅	773	3	平成 26 年
32	市街化調整区域	鳥取	住宅	3,772	14	平成 26 年
33	市街化区域	六把野新田	住宅	1,354	6	平成 26 年
34	市街化区域	鳥取、大木	住宅	1,278	5	平成 26 年
35	市街化調整区域	瀬古泉	住宅	1,983	8	平成 26 年
36	市街化調整区域	山田	住宅	3,058	11	平成 26 年

出典) 東員町資料

図表 2-52 開発行為の内容 (平成 27 年)

番号	市街化区域/ 市街化調整区域	地区	用途	開発面積 (㎡)	区画数 (区画)	開発時期
37	市街化調整区域	山田	住宅	253	1	平成 27 年
38	市街化調整区域	山田	住宅	811	3	平成 27 年
39	市街化調整区域	八幡新田	住宅	1,918	8	平成 27 年
40	市街化区域	城山二丁目	住宅	2,033	11	平成 27 年
41	市街化調整区域	六把野新田	住宅	2,981	10	平成 27 年
42	市街化区域	筑紫、穴太	工場	6,229	1	平成 27 年
43	市街化区域	六把野新田	住宅	878	4	平成 27 年
44	市街化区域	六把野新田	住宅	771	3	平成 27 年
45	市街化調整区域	穴太	住宅	3,208	11	平成 27 年
46	市街化調整区域	八幡新田	住宅	1,058	4	平成 27 年
47	市街化調整区域	北大社	福祉	3,229	1	平成 27 年
48	市街化調整区域	瀬古泉	住宅	756	2	平成 27 年

出典) 東員町資料

2) 人口や世帯数の変化

平成 20 年の都市計画マスタープランの策定時から人口が増加した地区の多くは、住宅用途の開発行為が行われており、開発行為が人口増加に寄与していることがわかる。

平成 22 年から平成 27 年までの人口と世帯数の変化を地区別にみると、瀬古泉、鳥取、大木、北大社は、他の地域に比べて世帯数が 10%以上増加している。

一方で、中上は、人口と世帯数がともに 10%以上減少している。

笹尾・城山地域や三和地域では人口の減少が見られるものの、世帯数が減少しているのは三和地域（南大社、長深、中上）と笹尾東一丁目である。したがって、人口減少は子供世代の転出による世帯人員の減少がもたらしたものであり、世帯数自体は増えていることから、依然として町内の住宅の需要があるものと考えられる。

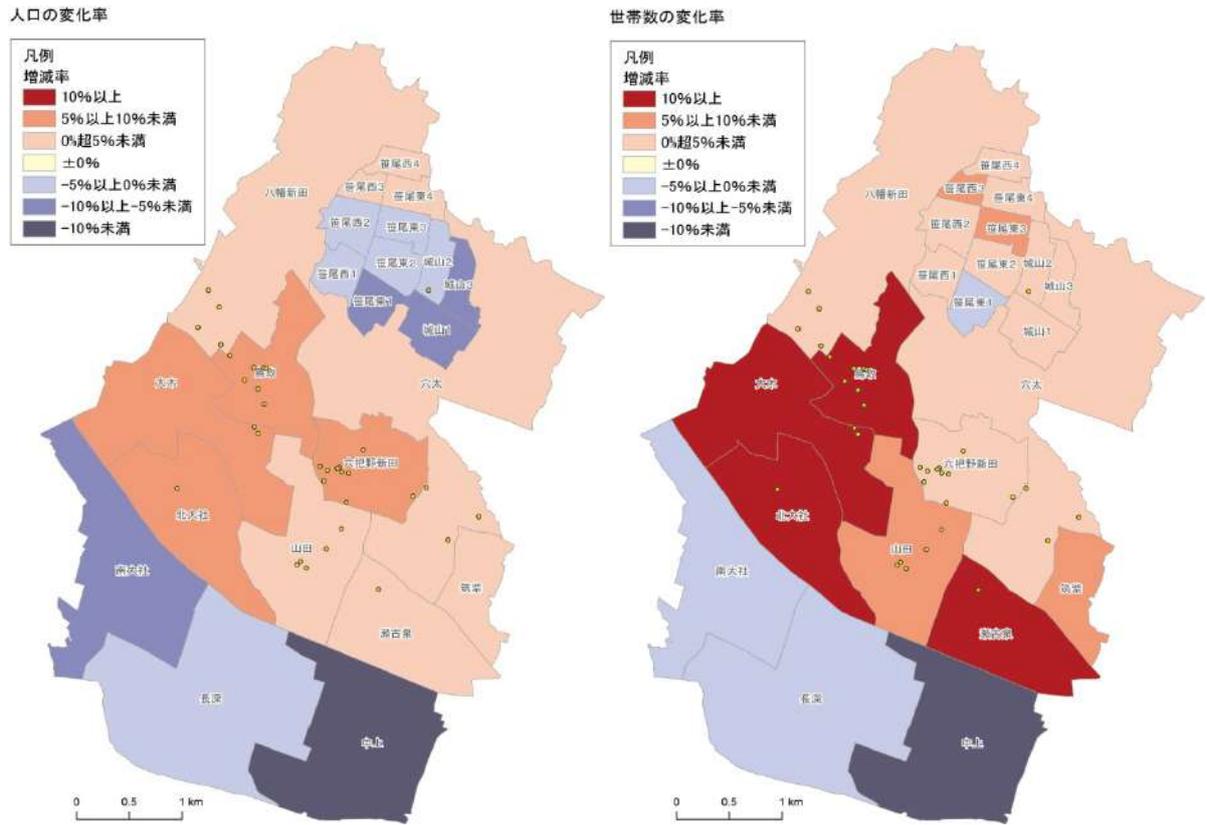
図表 2-53 地区別の人口・世帯数の変化（平成 22～27 年）と開発行為（平成 20～27 年）との関係

（単位：人、世帯、%、㎡）

	H22 年 人口	H27 年 人口	人口 変化率	H22 年 世帯数	H27 年 世帯数	世帯数 変化率	住宅用途の 開発面積
筑紫	485	490	+1.0	144	154	+6.9	0
穴太	1,625	1,664	+2.4	379	392	+3.4	11,603
瀬古泉	385	386	+0.3	142	159	+12.0	2,739
山田	1,035	1,063	+2.7	327	357	+9.2	8,268
六把野新田	1,061	1,116	+5.2	433	453	+4.6	13,496
鳥取	1,927	2,058	+6.8	708	782	+10.5	7,860
八幡新田	683	696	+1.9	219	221	+0.9	5,804
大木	1,523	1,641	+7.7	516	595	+15.3	1,111
北大社	645	704	+9.1	193	224	+16.1	14,143
南大社	882	819	-7.1	275	263	-4.4	0
長深	1,408	1,398	-0.7	393	388	-1.3	0
中上	1,241	1,096	-11.7	458	395	-13.8	0
笹尾西 1 丁目	973	946	-2.8	343	354	+3.2	0
笹尾西 2 丁目	1,118	1,084	-3.0	395	397	+0.5	0
笹尾西 3 丁目	593	610	+2.9	203	218	+7.4	0
笹尾西 4 丁目	927	928	+0.1	319	331	+3.8	0
笹尾東 1 丁目	1,296	1,173	-9.5	437	436	-0.2	0
笹尾東 2 丁目	938	918	-2.1	341	343	+0.6	0
笹尾東 3 丁目	1,120	1,104	-1.4	383	403	+5.2	0
笹尾東 4 丁目	1,031	1,048	+1.6	363	378	+4.1	0
城山 1 丁目	1,805	1,651	-8.5	594	595	+0.2	0
城山 2 丁目	1,311	1,254	-4.3	461	470	+2.0	2,033
城山 3 丁目	1,649	1,497	-9.2	554	555	+0.2	0
全町合計	25,661	25,344	-1.2	8,580	8,863	+3.3	67,057

出典) 国勢調査

図表 2-54 地区別の人口・世帯数の変化率（平成 22～27 年）と住宅開発（平成 20～27 年）の分布



出典) 国勢調査, 平成 20～27 年東員町内の開発行為一覧

3. 上位・関連計画における東員町の位置付けの整理

3-1. 北勢圏域マスタープラン（三重県）

1) 計画の概要

○ 都市計画の理念と目標

『風土と現代が交わる舞台に活力があふれるまち』

三重県の中核的圏域として、わが国屈指の産業集積と地域の自然環境や歴史・文化を基盤に、県内の経済を牽引し続けるとともに、地域の個性にあった都市環境を創出し、持続的に発展する都市を将来目標に掲げている。

○ 北勢圏域構造図（東員町を中心とした圏域のみ）

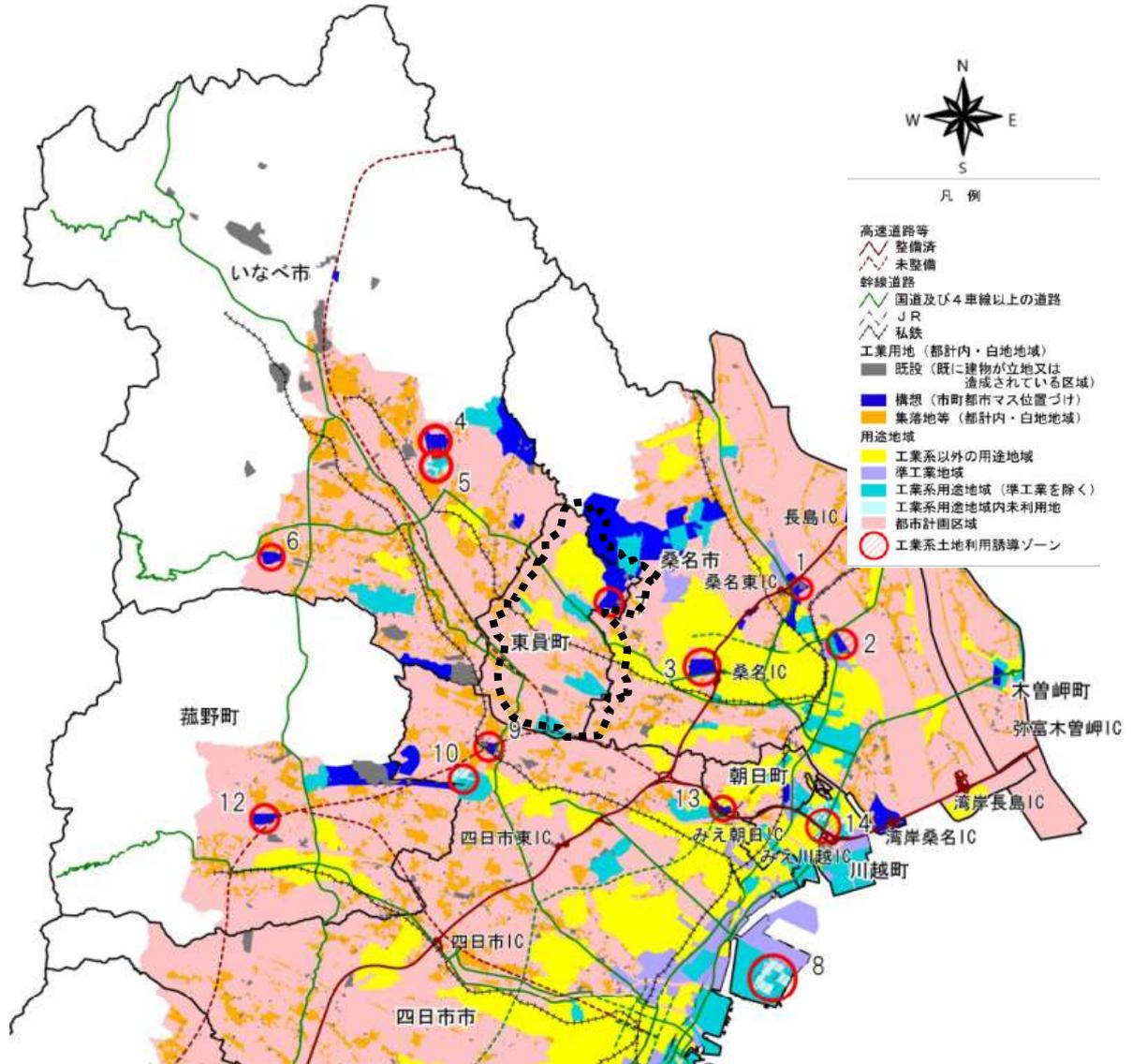


資料) 北勢圏域マスタープラン（三重県）

○ 工業系土地利用誘導ゾーン（東員町を中心とした圏域のみ）

三重県が選定基準により位置づけた、用途地域外における工業系土地利用構想・計画地及び工業系用途地域で2ha以上の未利用地がある区域を、工業系土地利用誘導ゾーンと位置づけ、臨海部にある低・未利用地の活用とともに大規模工業施設の立地を進める。

本町では北東部が工業系土地利用誘導ゾーンに位置づけられている。



資料) 北勢圏域マスタープラン（三重県）

3-2. 桑名都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（三重県）

1) 計画の概要

- 策定年次：平成 15 年（平成 25 年北勢圏域マスタープランを受けて改定）
- 目標年次：平成 32 年

2) 東員町に関する位置づけ・施策

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針

① 拠点的土地利用

区域における生活圏内の居住者が徒歩又は公共交通等により、到達可能な主要駅、役場・支所等を中心に、日常サービスを受けられる都市機能の集約を図る区域を地域拠点として位置付けている。

本町の地域拠点は東員町役場（三岐鉄道東員駅）周辺区域である。

第 3 章 主要な都市計画の決定方針

1 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針

(1) 区域における拠点的土地利用

本区域では、生活圏内の居住者が徒歩又は公共交通等により、到達可能な主要駅、役場・支所等を中心に、日常サービスを受けられる都市機能の集約を図る区域を地域拠点として位置づけます。

地域拠点は、圏域において位置づけた広域拠点と連携して集約型都市構造の骨格を構築するものであり、日常サービス機能の維持・集約を図ることで地域コミュニティの維持・増進を促進し、良好な居住環境の創出及び定住人口の維持を図ります。

本区域では、以下に示す区域を位置づけます。

■ 地域拠点

市町名	区域名
桑名市	多度町総合支所（養老鉄道多度駅）周辺
	長島町総合支所（近鉄長島駅、JR長島駅）周辺
木曾岬町	木曾岬町役場周辺
東員町	東員町役場（三岐鉄道東員駅）周辺
いなべ市	員弁庁舎（三岐鉄道楚原駅）周辺

② 工業地

本町において位置づけられている工業系土地利用誘導ゾーンにおいては、現在、市街化調整区域であることから、地区計画制度を適用し、必要な都市基盤の整備を行うこととしている。さらに、必要に応じて市街化区域への編入及び工業系用途地域の指定を進める。

第3章 主要な都市計画の決定方針

1 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針

(2) 主要用途の配置方針

ウ 工業地

圏域において位置づけた工業系土地利用誘導ゾーンについては、積極的に企業誘致を図り、必要な都市基盤の整備を進めます。

なお、市街化調整区域に位置する工業系土地利用誘導ゾーンは、地区計画制度を適用し、必要な都市基盤の整備を行います。なお、必要に応じて市街化区域への編入及び工業系用途地域の指定を進めます。

(2) 市街化調整区域の土地利用の方針 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

桑名市北西部、いなべ市南部、東員町に広がる丘陵地は、養老山系に連なる緑地帯として、引き続き保全を図る。

第3章 主要な都市計画の決定方針

1 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針

(6) 市街化調整区域の土地利用の方針

ウ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

桑名市北西部、いなべ市南部、東員町に広がる丘陵地は、養老山系に連なる緑地帯として、引き続き保全を図ります。

特に、自然環境形成の観点から保全が必要な区域については、公園・緑地、風致地区等を定めます。

(3) 交通施設の都市計画の決定方針 主要な施設の配置方針

① 道路

本町を通る国道 365 号及び国道 421 号は、広域交流と区域内の連携の双方に資する道路として、機能の維持・増進を図る。

東海環状自動車道東員 I C へのアクセス道路については、広域交流に資する道路として必要な整備を推進する。

圏域において拠点間連携軸として位置づけ、区域内の広域拠点や地域拠点、集客拠点や自然交流地区及び自然交流拠点、歴史・文化拠点等を相互に連携する主要地方道四日市員弁線等は、必要な整備を進めるとともに、機能の維持や強化を図る。

第 3 章 主要な都市計画の決定方針

2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針

(1) 交通施設の都市計画の決定方針

イ 主要な施設の配置方針

(ア) 道路

a 高規格幹線道路等

東名阪自動車道及び伊勢湾岸自動車道については、圏域外と連携する現在の機能を維持するとともに、新たな広域連携軸として東海環状自動車道及び新名神高速道路の整備を促進します。

b 幹線道路

本区域と名古屋市及び中南勢圏域、伊勢志摩圏域等を結ぶ国道 1 号、国道 23 号並びに岐阜県を結ぶ国道 258 号、国道 306 号を経由して滋賀県を結ぶ国道 365 号及び国道 421 号については、広域交流と区域内の連携の双方に資する道路として、機能の維持・増進を図ります。

東海環状自動車道東員 I C（仮称）※へのアクセス道路については、広域交流に資する道路として必要な整備を推進します。

圏域において拠点間連携軸として位置づけ、区域内の広域拠点や地域拠点、集客拠点や自然交流地区及び自然交流拠点、歴史・文化拠点等を相互に連携する主要地方道四日市員弁線、主要地方道四日市多度線、主要地方道水郷公園線等については、必要な整備を進めるとともに、機能の維持や強化を図ります。

圏域において防災連携軸に位置づけた幹線道路については、緊急輸送道路として防災機能の維持や強化を図ります。

※枠内は平成 25 年の改定時点での記述であるため、東員 I C の名称が正式に決定しておらず、「東員 I C（仮称）」となっている。

② 鉄道

J R関西本線、近鉄名古屋線、養老鉄道養老線、三岐鉄道北勢線においては、交通結節点及び周辺の整備によって利便性を向上させ、利用促進を図る。

第3章 主要な都市計画の決定方針

2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針

(1) 交通施設の都市計画の決定方針

(イ) 鉄道

鉄道は、本格的な高齢社会に対応した、地球環境にやさしい公共交通の要として、持続可能な地域づくりの実現に向けて中心的な役割を担います。

そのため、バス交通等の公共交通や自動車交通との連携強化を促進し、公共交通の骨格としての路線を今後も維持します。

また、当区域にあるJ R関西本線、近鉄名古屋線、養老鉄道養老線、三岐鉄道北勢線においては、交通結節点及び周辺の整備によって利便性を向上させ、利用促進を図ります。

(4) 土地利用構想図

■土地利用構想図



3-3. 道路整備方針（三重県）

1) 整備方針の概要

○ 策定年次：平成 23 年

○ 三重県内の道路に関する今後の方向性

直轄国道等の整備の促進：地域の経済活動や都市連携の向上を目的に、直轄国道等の整備を促進します。

県管理道路の整備の推進：県民、来県者の安全性や利便性の向上を目的に、県管理道路の整備を推進します。

県管理道路の維持修繕の推進：県管理道路の安全な機能の確保を目的に、計画的な維持修繕を推進します。

○ 県管理道路の整備方針

三重県における県管理道路の整備方針は、「①道路整備に対する県民のニーズへの的確な対応」のため、柔軟な整備手法を導入する。また、「②道路整備をとりまく情勢変化への対応」のため、短期的な「道路事業計画」を策定する。

2) 東員町及び周辺自治体に関する位置づけ・施策

本町及び周辺自治体に関連する平成 29 年度の事業箇所は下記の通りである。

図表 3-1 東員町および周辺自治体における平成 29 年度桑名建設事務所管内道路事業計画

路線名	事業箇所	事業延長 (km)	備考
国道 421 号 (石榑南)	いなべ市大安町石榑南	0.2	3 年以内完成供用
主要地方道桑名大安線 (桑部)	桑名市稗田～桑名市桑部	0.5	
主要地方道北勢多度線 (北勢 IC)	いなべ市北勢町阿下喜	0.4	
主要地方道四日市員弁線 (員弁大安連絡道路Ⅰ期)	いなべ市大安町大井田～ いなべ市員弁町大泉新田	0.9	
一般県道立田長島インター線	桑名市長島町新所	1.2	
一般県道鼎田辺線	いなべ市北勢町川原	0.5	
国道 365 号 (東員 IC)	東員町長深	1.8	新規着手箇所
主要地方道星川西別所線	桑名市稗田～桑名市西別所	1.0	事業実施検討箇所
一般県道桑名東員線	東員町山田	0.5	事業実施検討箇所

3-4. 三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針

1) 地震・津波災害対策都市計画指針の概要

近い将来懸念される南海トラフ地震に対して、人命を守ることを最優先とした施策や取組、及び都市機能の確保や被害の軽減のための都市計画上の対応検討の考え方を示したものである。

2) 基本的な考え方

(1) 地震・津波に強い都市づくりの目標と取組期間

地震・津波に強い都市づくりの取組は、中長期と短期の大きく2つに分けられている。

中長期の取組では、50年後の都市の将来像（グランドデザイン）を検討し、その実現に向けた取組を積み重ねることとしており、都市計画に深く関わるものである。

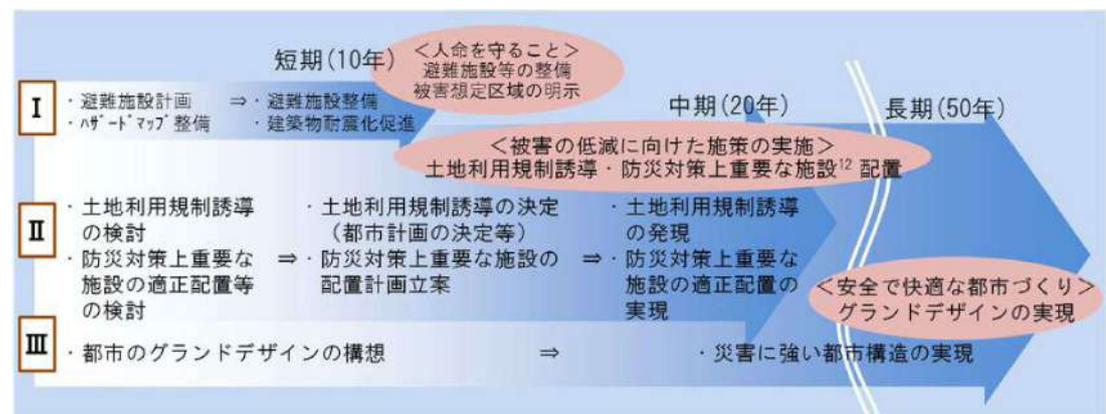
短期的な取組では、中長期的な取組期間中に大規模災害が発生することを想定して、人命を守る取組を優先的に実施することとしている。

第2章 基本的な考え方

2. 目標と取組期間

取組の短期、中期、長期の目標をそれぞれ、以下のとおり設定します。

- I. 人命を守ること：10年以内（短期）
- II. 被害の低減に向けた施策の実施：20年以内（中期）
- III. 安全で快適な都市づくり：50年以内（長期）



(2) 土地利用・施設配置の考え方

土地利用・施設配置の考え方としては、地震・津波リスクの低い場所で市街地を形成することを基本として、地震・津波リスクが高い場所では、用途を考慮した都市的土地利用の抑制等を行うこととしている。

■ 地震・津波リスクの対応方針

リスク対応方針		災害リスク対応の方策	対応例（都市計画分野）
回避	リスクの発生要因そのものの除去等により、リスクをなくす	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な区域への市街地の移転 ・海岸保全施設等の強化 ・防災対策上重要な施設を安全な場所に計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災集団移転等により市街地移転 ・防災対策上重要な施設の移転
低減	リスクの発生確率の低下又はリスクの軽減対策を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全施設等の強化 ・多重防御 ・津波浸水区域の低密度化 ・土地利用の転換 ・建築物の規制、構造強化 	<ul style="list-style-type: none"> ◀▶・公園整備、二線堤整備等 ◀▶・土地利用規制・誘導 ◀▶・業務系土地利用へ転換、公園用地等に見直し ◀▶・建築制限、建築物の構造等の規制、耐震化・防火化の促進
受容	リスクの存在を認識した上で、リスクが発生した際の対応を検討	<ul style="list-style-type: none"> ・被災時や復興時の対応検討 ・情報等の収集・整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災対策上重要な施設の代替機能確保、広域連携体制の構築、事前復興計画の策定 ・都市計画基礎調査等の実施
転嫁	想定されるリスクを別のリスクに転嫁	<ul style="list-style-type: none"> ・地震保険等に自動的に加入 ・財産保障の対応 	

■用途別の土地利用・施設配置の考え方

①居住系（住宅、医療福祉施設等）

- ・住宅、医療福祉施設等については、地震・津波リスクが低い場所にある状態を基本とします。
- ・地震・津波リスクの低い場所への移転等が困難な場合や時間を要する場合は、耐震・耐浪化等の構造強化や避難の安全を確保するための対策を講じることとします。
- ・配置する場所の設定にあたっては、日常生活の利便性にも配慮します。

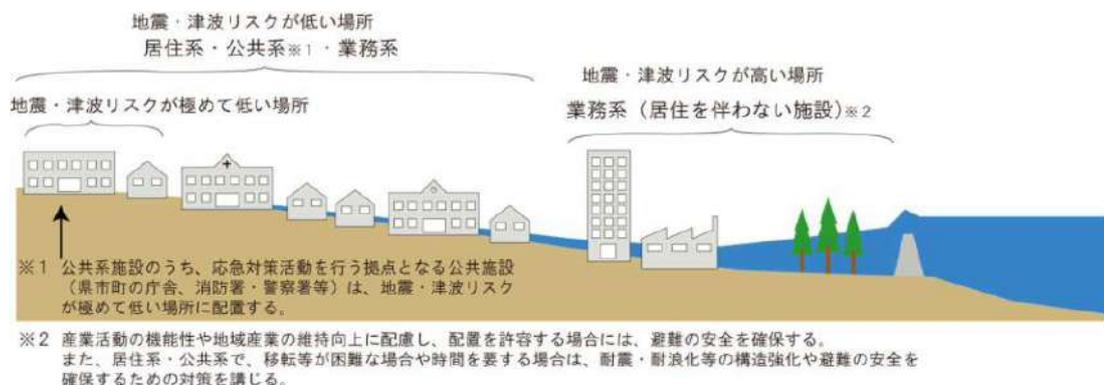
②業務系（事務所・店舗・工場等、居住を伴わない業務系の施設）

- ・事務所・店舗・工場等、居住を伴わない業務系の施設については、避難の安全を確保した上で、地震・津波リスクの観点だけではなく、産業活動の機能性や地域産業の維持向上に配慮し、配置すべき場所を設定します。
- ・二次災害をもたらすおそれのある燃料や薬品等の保管・配置・管理等に十分配慮し、地震・津波発生時における保安対策や流出防止対策を講じることとします。

③公共系（災害発生時に避難所や地域防災拠点となる公共施設）

- ・災害発生時に避難所や地域防災拠点となる庁舎・学校・公民館等のうち、応急対策活動を行う拠点となる公共施設（県市町の庁舎、消防署・警察署等）は、地震・津波リスクが極めて低い場所にある状態を基本とします。
- ・地震・津波リスクの極めて低い場所への移転等が困難な場合や時間を要する場合は、大規模災害発生時にもその機能が確保されるよう地震・津波リスクが極めて低い場所に代替施設等を確保することとします。
- ・学校及び地区公民館等は、地震・津波リスクが低い場所にある状態を基本とします。
- ・地震・津波リスクの低い場所への移転等が困難な場合や時間を要する場合は、耐震・耐浪化等の構造強化や避難の安全を確保するための対策を講じることとします。
- ・配置する場所の設定にあたっては、日常生活の利便性にも配慮します。

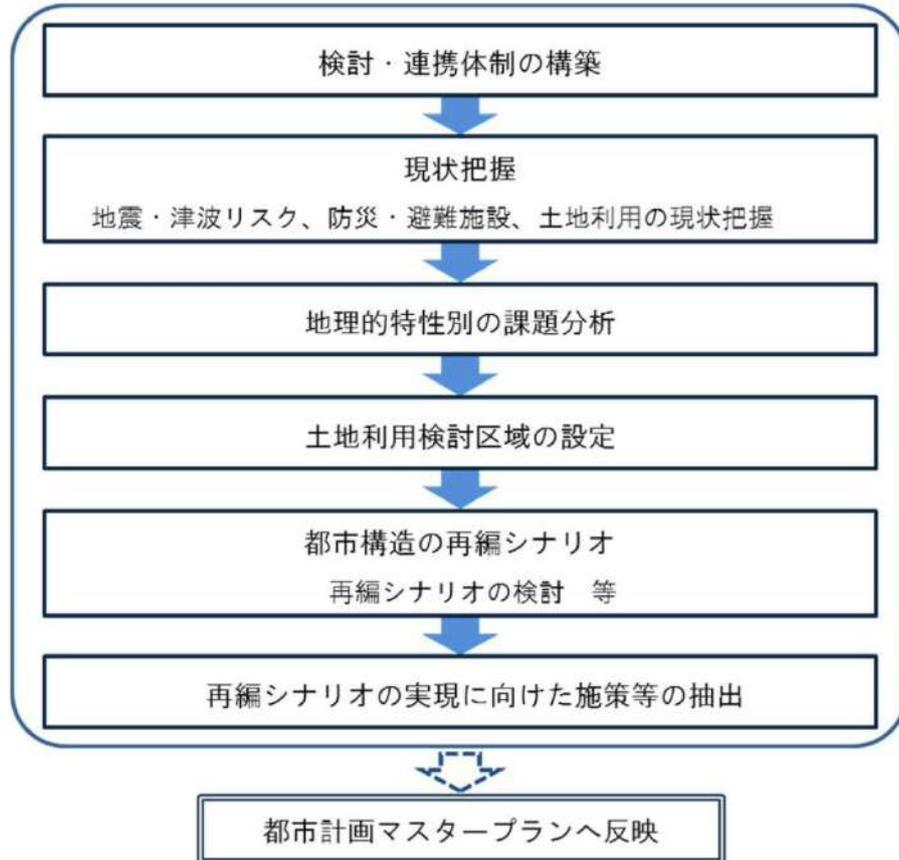
■土地利用・施設配置の一例



3) 都市計画マスタープランへの反映手順

指針では、市町が地震・津波被害の軽減に向けた施策を検討するための作業手順を以下のように示している。

図表 3-2 都市計画マスタープランへの反映手順

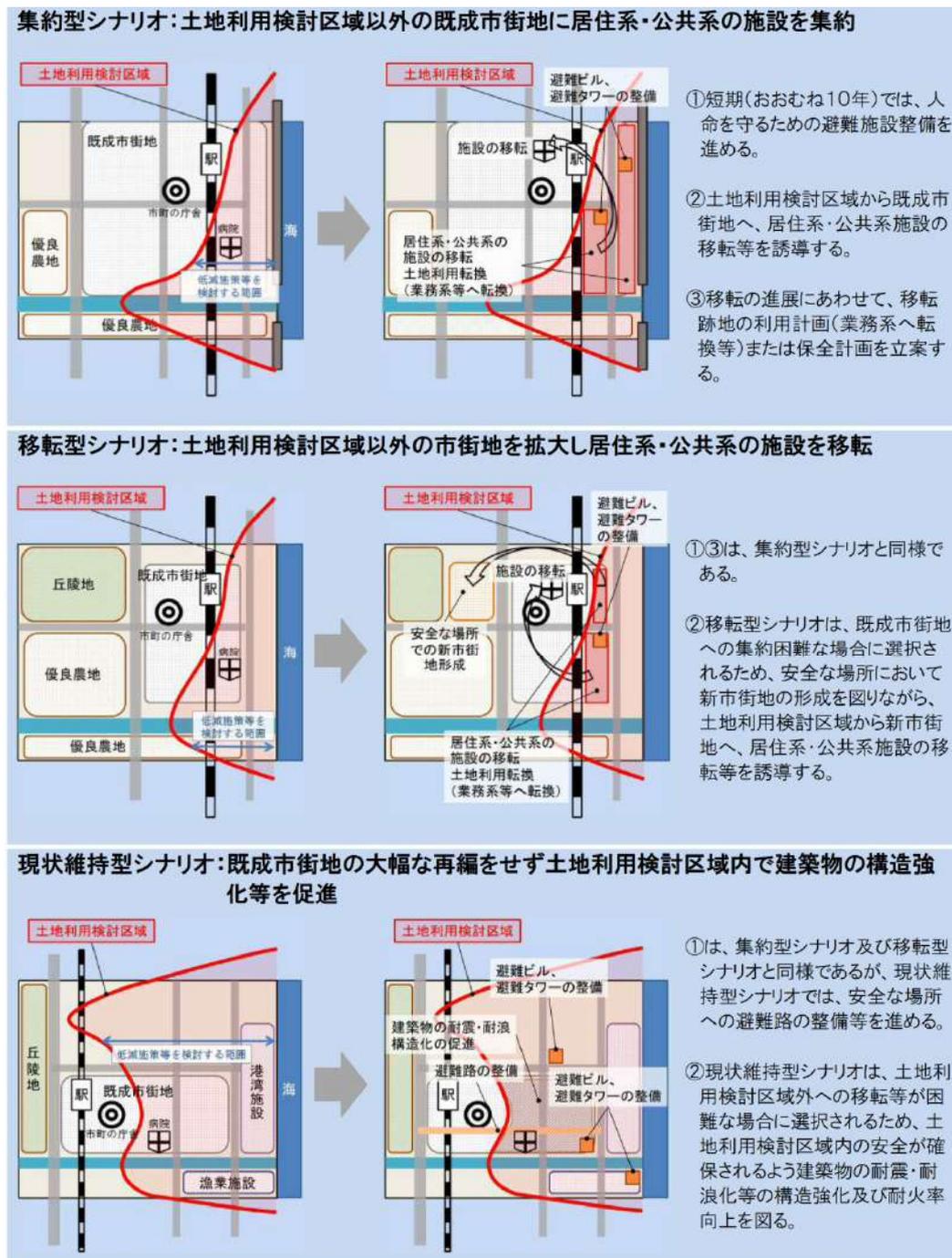


4) 都市構造の再編シナリオ

市町が都市の将来像を想定する際には、地理的特性および人口集積・市街地形成状況、産業構造等の現状と将来の見通しに応じて、都市構造の再編シナリオを検討する。

市街地の再編シナリオとして、集約型シナリオ、移転型シナリオ、現状維持型シナリオの3つを検討することとしている。

図表 3-3 都市構造の再編シナリオ



※模式図は、主要駅周辺の局所的な場所を示すものではありません。(既成市街地については、これまでに市街地が形成されてきた範囲を示すもので、中心市街地や郊外の住宅地も含んでいます。)

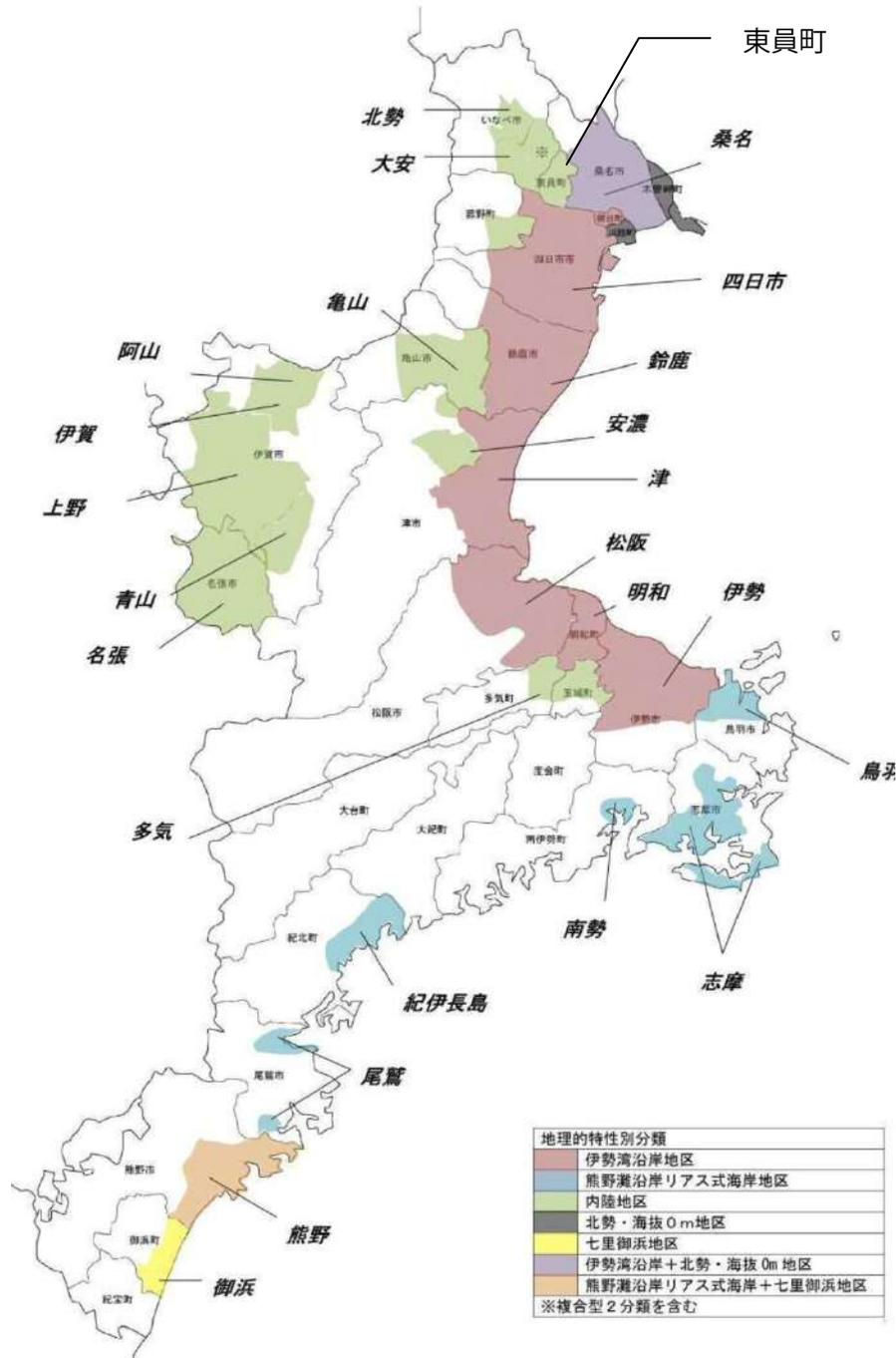
出典) 三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針

5) 本町の地理的特性から見た課題

本町は津波被害が想定されない**内陸地区**に分類される。

南海トラフ地震で町内の市街地は概ね震度 6 弱の揺れに見舞われる。養老－桑名－四日市断層帯による地震が発生した場合、町内全域で震度 6 強の揺れとなる。そのため、全域が土地利用検討区域となることから、土地利用検討区域以外への集約や移転ができない。したがって、現状維持型シナリオに従って都市構造の大きな再編は行わず、建物の耐震化等の対応や、多重防御の施策により減災を目指すことが考えられる。

図表 3-4 都市計画区域における地理的特別分類



出典) 三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針

3-5. 第2次旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン（いなべ市・東員町）

1) ビジョンの概要

- 定住自立圏共生ビジョンの期間：平成27年度～平成31年度
- 定住自立圏の将来像：
“いつまでも住み続けたい” “住んでみたい” “訪れてみたい”と思える地域
豊かな自然・いきいきと輝く笑顔・誇りと自信
光り輝く地域
- 定住自立圏の将来人口目標：平成31年のいなべ市・東員町の人口の合計72,000人
- 圏域の政策分野別の課題
生活機能の強化に係る政策分野：医療、福祉、教育、土地利用、産業振興、防災
結びつきやネットワークの強化に係る政策分野：地域公共交通、
道路等の交通インフラの整備、
地域内外の住民との交流・移住促進
圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野：人材育成

2) 課題解決に向けた基本方針

- 医療
 - ・圏域内の病院と開業医（在宅医）の役割分担による切れ目のない医療提供の確保や地域医療を担う医療従事者の確保及び充実を図ります。
 - ・災害医療体制の構築を図ります。
- 福祉
 - ・住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を図ります。
 - ・介護の必要な高齢者や障がい者（児）が、安心して暮らせるよう各種サービスの提供に努めます。
- 教育
 - ・いじめ問題や不登校など、人間関係で悩む児童等への対応に努めます。
 - ・子どもの安心・安全な環境の確保、地域で子どもを守り育てる取組を進めます。
 - ・外部専門機関との連携、専門的知識を持ったカウンセラー、学校心理士等の活用による学校・教職員負担の軽減を図ります。
- 土地利用
 - ・都市計画法第34条第11号に規定する指定区域内での住宅開発の周知を図ります。

○ **産業振興**

- ・農業従事者及び農地所有者の役割分担を定め、効率的で安定的な農業生産活動ができる取り組みに対して支援を図ります。
- ・圏域の農地や特産物などの豊かな自然の恵みや観光資源を活用し、交流・集客の拡大を図ります。
- ・企業誘致により住民の雇用の安定や若者の定住化を図ります。

○ **防災**

- ・町内企業・自治会と連携して消防団員の確保に努めます。
- ・桑員2市2町（桑名市・いなべ市・木曾岬町・東員町）災害時応援協定に基づき、広域連携体制の確立を図ります。

○ **地域公共交通**

- ・福祉バス及びコミュニティバスと鉄道及び路線バスの連携強化などにより、圏域全体として公共交通の利便性の向上を図ります。

○ **道路等交通インフラ整備**

- ・広域的な視点での幹線道路及び生活道路の整備により、物流の円滑化、住民の利便性の向上を図るとともに、東海環状自動車道の整備促進により圏域内外の交流促進を図ります。

○ **地域内外の住民との交流・移住促進**

- ・空き家や空き地などの多様な活用により交流・移住の促進を図ります。
- ・圏域の魅力を積極的に全国へ発信及び売り込みを行い交流・移住の促進を図ります。
- ・圏域内の体育・文化施設の相互利用に向けて圏域内住民料金の統一化などの整備を行います。

○ **人材育成【行政職員・教職員】**

- ・行政職員の資質向上及び圏域マネジメント能力の強化を図ります。
- ・豊かな心、確かな学力、健やかな体を育むため、教職員の総合的な教育力の向上を図ります。

○ **人材育成【市民活動団体・圏域住民・圏域企業など】**

- ・新たな担い手としての市民活動団体等の活動支援を行います。
- ・地域をけん引する圏域内の住民・企業などの資質向上及び圏域マネジメント能力の強化を図ります。

3) 東員町のまちづくりに関連する施策

本町の街づくりに関する施策としては「政策分野1 生活機能の強化」における企業誘致の促進や、「政策分野2 結びつきやネットワークの強化」における公共交通の支援や幹線・生活道路の整備、空家バンクによる空家活用施策などが記載されている。

施策	事業名	事業概要
指定区域内における住宅開発の周知・相談	都市計画推進事務	都市計画法第34条第11号に規定する指定区域内での開発許可についてホームページなどで情報発信を行うとともに、窓口における相談業務を迅速に行う。
企業誘致の促進	企業誘致推進事務	新規企業の誘致に向けた企業訪問や、円滑な企業活動に資するため、市内インフラ整備について側面からサポートを行う。
地域公共交通ネットワークの維持・強化	コミュニティバス事業	通勤・通学利用に対応した朝夕便と主に買い物、通院、公共施設利用に対応した昼間便で8系統38本を運行している。
	三岐鉄道支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・三岐鉄道北勢線は営業赤字が継続しており、安定運行のため、三岐鉄道に対して支援を行う。 ・利用促進事業等を実施している北勢線事業運営協議会へ負担金を支出する。 ・三岐鉄道三岐線の安全運行のため、国の地域公共交通確保維持改善事業にかかる設備等整備事業に対し、補助金を交付する。
	駐輪場・駐車場管理事業	三岐鉄道北勢線各駅における駐輪場と駐車場の修繕等の管理を行う（東員町：穴太駅、東員駅）
幹線道路、生活道路の整備	笹尾幹線1号線歩道補修事業	位置：東員町笹尾地内 (国道421号～国道421号) 延長：2,400m、幅員：歩道2.0m
	路面性状事業	町道1・2級路線の舗装の状態を把握し、今後の舗装補修を計画的に実施する。
	国道421号整備促進事業	国道421号の下記の事業が早期に整備されるよう取り組む。 位置：東員町山田・鳥取地内 延長：2,800m、幅員：15.5m（歩道3.5m×2）
東海環状自動車道整備促進に向けた連携	東海環状自動車道整備促進事業	東海環状自動車道の整備促進のため、通過市町と連携しながら、国・県や関係機関に要望を行うなど早期開通に向けた取り組みを行う。
空き家等の活用の推進	空き家住宅活用事業	売却や賃貸を希望する空き家（空き地）の所有者から申し込みを受けた情報をホームページなどで公開し、所有者と、市内で定住や交流などを目的として空き家（空き地）の購入や賃借を希望する方を結びつける「空き家・空き地バンク」を市町双方でリンクさせることなどにより共同発信する。

3-6. 第5次東員町総合計画

1) 計画の概要

- 策定年次：平成 22 年
- 計画期間：平成 23 年度～平成 32 年度
- 将来都市像：「みんなが 喜び 輝き 幸せを実感できるまち 東員
～やさしい・たくましい・しなやかなまちづくり～」

○ 基本施策

- 1 安全・安心なまち
- 2 人にやさしいまち
- 3 心豊かなまち
- 4 快適なまち
- 5 賑わうまち
- 6 語らいのあるまち

2) 土地利用の基本方針

(1) 住宅系市街地

① 神田・稲部地域

- 既成市街地における、無秩序な開発を防止するような規制誘導の強化
- 街区単位での土地利用の純化の計画的な推進
- 県道菰野東員線沿線並びに県道と三岐鉄道北勢線に挟まれた地区、及び穴太駅周辺地区の住宅系用地としての活用の模索

② 三和地域

- 東員 IC の開通に合わせた住宅地整備の検討

(2) 商業系市街地

- 県道菰野東員線、桑名東員線での商業集積の促進による賑わいのある商業空間の形成
- 東員 IC 周辺地区における大型店や専門店などの商業施設の導入の推進(→イオンモール東員 (H25 オープン) により実現)

(3) 工業系市街地

- 既存工業団地への優良企業の誘致の積極的推進
- 北東部における整備・開発の推進
- 体系的な道路網の整備など基盤整備の推進
- 既成市街地内における用途混在の解消のための、街区単位での土地利用純化の推進
- 東員 IC 周辺での流通業務施設等の誘致、情報やデザインなど都市型産業の育成・集積

(4) その他

- 農業振興地域における農地の適正な管理・運営による優良農地の確保・保全
- 農地区画の大型化や農業用水路、農道等の生産基盤の整備の推進
- 樹林地の保全のための無秩序な開発を防止するための規制の強化
- 公園・広場の整備
- 公共公益施設、道路等への緑化の推進
- 市街地およびその周辺地域における自然環境と保全に向けた取り組みの推進

3) 道路・公共交通網の整備

- 国・県道の整備の積極的要請、骨格となる幹線道路網の整備促進
- 町道、身近な生活道路の整備の計画的推進
- 安全な道づくり
- 三岐鉄道北勢線の利便性向上と駅周辺整備
- バス路線の充実やオレンジバスの利便性向上

4) 景観の形成

- 各地域の個性ある美しい自然景観と街並み景観を生かした、地域に調和したサインの整備をはじめとした景観重視のまちづくり

5) 上下水道の整備

- 施設の老朽化・耐震化への対応
- 各種水道施設の計画的な整備
- 計画区域の見直しによる下水道事業の推進

6) 公園・緑地・水辺の整備

- 中部公園をはじめ街区公園、ため池公園、農村公園などの活用
- 市街地や集落内における身近な公園の整備の推進
- 町の外周への自転車道、遊歩道の整備の検討
- 公園・緑地・水辺などのネットワーク化、町民総参加による緑化の推進と管理体制の確立
- 安全と自然環境、生態系に配慮した河川・水路の整備の推進

3-7. 東員町人口ビジョン

平成 28 年 2 月に策定された東員町人口ビジョンでは、平成 72 年（2060 年）までの将来人口を展望している。三重県北中部地域での将来人口推計の考え方をベースとした基本推計では、平成 37 年時点で約 23,800 人、平成 72 年時点で約 18,400 人と、現況から緩やかに減少するものと想定した。

平成 27 年時点の人口を 25,009 人と推計しているものの、平成 27 年国勢調査では人口が 25,344 人となっており、人口ビジョンの推計値よりも 335 人多くなっている。

図表 3-5 将来人口推計における合計特殊出生率と移動率の設定

	合計特殊出生率の設定	移動率の設定
社人研準拠推計	2015 年 1.36、2020 年 1.33、2025 年以降 1.31 各年の本町の子ども女性比(※1)、0～4 歳性比(※2) をもとに設定	2005～2010 年における本町の社会増減に 準拠。全国推計との整合性を図り、移動率 を適減
基本推計 (三重県の北中部 地域の考え方を ベース)	三重県が、2040 年に 2.1 まで増加し、その後一定で推 計 これを基準に、東員町の社人研推計における合計特 殊出生率にその変化率を乗じて設定	2025 年に転入・転出が均衡、その後安定

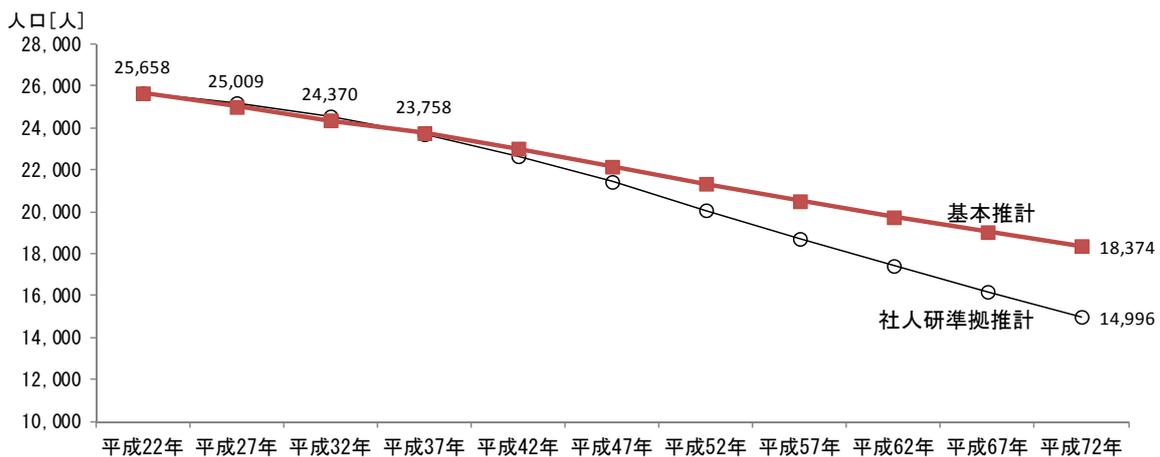
※ 1 子ども女性比：15～49 歳女性人口に対する 0～4 歳人口の比。

※ 2 0～4 歳性比：0～4 歳人口の男性と女性の比。

注) 東員町人口ビジョンでは人口推計を 4 パターン設定しているが、本都市計画マスタープランでは上記 2 パターンのみ採用している。

図表 3-6 人口の将来推計値

	平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年	平成 37 年	平成 42 年	平成 47 年	平成 52 年	平成 57 年	平成 62 年	平成 67 年	平成 72 年
社人研準拠推計	25,658	25,193	24,558	23,703	22,653	21,432	20,079	18,714	17,423	16,191	14,996
基本推計	25,658	25,009	24,370	23,758	23,023	22,158	21,343	20,511	19,744	19,036	18,374



出典) 東員町人口ビジョン

3-8. 東員町まち・ひと・しごと創生総合戦略

1) 戦略の概要

- 策定年次：平成 28 年
- 総合戦略の期間：策定から 5 年間

- 総合戦略により目指す姿
総合戦略の基本方針：存在感のある魅力的なまちを目指す
人口規模の目標：2060（平成 72）年に人口約 1.7 万～1.9 万人を維持する

- 基本目標
基本目標 1：東員町の若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
基本目標 2：安定した雇用を創出する
基本目標 3：「交流・にぎわい」を生み出す
基本目標 4：東員町に安心して住み続けられ、快適な生活のできる「まち」をつくる

2) 基本目標に対する施策

- 基本目標 1：東員町の若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
 - 《方向 1》若い世代の結婚・出産への関心・意欲を高める
 - 施策 1-1 未婚・晩婚化対策
 - 施策 1-2 出産・子育て不安の解消

 - 《方向 2》ニーズにあった子育て支援を充実する
 - 施策 2-1 子育て世代の経済的負担の軽減
 - 施策 2-2 保育・託児環境の充実
 - 施策 2-3 発達が心配な子の子育て・子育ての支援

 - 《方向 3》女性の社会進出を進める
 - 施策 3-1 地域・家庭における子育て支援の充実

- 基本目標 2：安定した雇用を創出する
 - 《方向 4》既存産業の活性化
 - 施策 4-1 特産品の開発等による農業・商業・サービス業の活性化

 - 《方向 5》新たな産業や雇用・就業機会を創出する
 - 施策 5-1 地域での新産業の創出
 - 施策 5-2 若者・女性・高齢者・障がい者などが活躍できる地域づくり

○ **基本目標 3：「交流・にぎわい」を生み出す**

《方向 6》 地域資源を活かして交流・集客を拡大する

施策 6-1 住民活動の推進

《方向 7》 東員町の個性や魅力を磨き上げ町内外に発信する

施策 7-1 地域ブランドの創造・魅力向上と P R

○ **基本目標 4：東員町に安心して住み続けられ、快適な生活のできる「まち」をつくる**

《方向 8》 住み続けたいと思える定住環境としての魅力を高める

施策 8-1 安全・安心な居住環境の整備

《方向 9》 若い世代の移住・定住を促進する

施策 9-1 移住・定住の促進

3) 都市計画に関連する施策

東員駅周辺のコンパクトシティの実現や東員インター周辺などへの企業誘致を図るための規制緩和に向けた方策などの調査・研究、あらゆる世代に適応した住みやすい住環境の形成を促進や、移住・定住しやすい環境整備を位置づけている。

施策 5-1 地域での新産業の創出

(2) 対応方針

本町の産業活性化、雇用の場の確保に向け、東員駅前のコンパクトシティの実現や東員インター周辺などへの企業誘致を図るため、関係機関との協議を進め規制緩和に向けた方策などについて調査・研究を続けます。

また、広大な土地や設備を必要とする企業誘致よりも限られた土地で本町に適した地域での新しい産業の創出が必要です。

(3) 主な内容

・新産業の創出

施策 5-2 若者・女性・高齢者・障がい者などが活躍できる地域づくり

(2) 対応方針

若者や女性向けの起業・創業セミナーの開催、相談窓口の設置、支援策の情報提供などにより、起業・創業にむけた個人の意識改革を進めます。

また、コミュニティビジネスにつながる地域協働サービス事業の実施、充実に向けて、地域におけるお助けサービスの実施、市民活動支援センターなどによるビジネス展開のための講座の開催などを行います。

現役をリタイヤされた高齢者などは、豊富な知識と技術を有しており、その力を地域づくりに生かしていただけるようにします。

障がいのある方については、農業と福祉の連携に向けた事業を展開し、就労の場の確保と賃金の向上を図り、地域で安心して暮らすことができる支援を推進します。

(3) 主な内容

- ・起業・創業による若者・女性等の就業率向上、転入促進
- ・地域協働サービス事業等の推進
- ・農福連携事業
- ・障がい者の就労支援
- ・人材バンクの創設

施策8－1 安全・安心な居住環境の整備

(2) 対応方針

調和のとれた住空間づくりを目指して、あらゆる世代に適応した住みやすい住環境の形成を促進します。なかでも、交通利便性を高めるため、住民ニーズにあった公共交通のネットワーク、サービス水準を確保します。

住みなれた地域で安心して自立した生活が送れるよう、保健・医療・介護・地域住民等の連携による地域包括ケアの構築を図ります。

また、防犯灯など地域の防犯機能を高めるとともに、地域の仲間作りや多世代交流などの地域コミュニティの再構築を進め、安全・安心して住み続けられるまちづくりを推進します。

(3) 主な内容

- ・バス運行事業
- ・三岐鉄道北勢線の支援
- ・防犯対策事業
- ・地域包括ケアシステム構築
- ・地域コミュニティ再整備

施策9－1 移住・定住の促進

(2) 対応方針

空き家の利用、住宅開発、同居・近居の促進などにより、移住・定住しやすい環境を整備します。

空き家所有者に対しては、空き家バンクへの登録や家屋の有効活用に向けた施策に努めます。転入者にむけては、住み替えを支援するための情報発信や一戸建ての中古住宅を購入する場合のリフォームなどへの支援を行い、町民の方には独立時に町内での転居を推進するための情報提供、支援を行います。

また、本町の魅力的な子育て施策をとりまとめ、町内外へ情報発信することによって、転入や定住促進を図ります。

(3) 主な内容

- ・移住・定住事業
- ・子育て情報の発信

3-9. 東員町空家等対策計画

1) 計画の概要

- 策定年次：平成 27 年度
- 計画期間：平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間
- 空家等対策計画の基本方針
 - 方針 1 所有者、町民・地域・NPO、事業者、行政等が連携して取り組む
 - 方針 2 各段階に合わせた取り組み

2) 対策の概要

- 実態把握のための施策
 - ①定期的な空家等の実態調査
 - ②空家等の所有者等への意向調査
 - ③空家等の情報のデータベース化
 - ④地域（自治会）等との連携強化

- 発生抑制のための施策
 - ①町民意識の啓発等
 - ②住宅の長寿命化や建替え支援
 - ③相続問題に関する支援
 - ④転出・転入時に関する支援

- 適正管理のための施策
 - ①所有者等への啓発
 - ②所有者以外による適正管理
 - ③解体・除却のための支援制度
 - ④応急措置

- 利活用のための施策
 - ①利活用のための相談制度の構築
 - ②「空き家・空き地情報バンク制度」の充実
 - ③利活用のための資金援助等

- 「特定空家等」に関する取り組み
 - ①適切な管理が行われていない空家等の所有者等の事情の把握
 - ②「特定空家等に対する措置」の事前準備
 - ③特定空家等の所有者等への助言又は指導
 - ④特定空家等の所有者等への勧告
 - ⑤特定空家等の所有者等への命令

- ⑥標識の設置・公示
- ⑦戒告
- ⑧特定空家等に係る代執行
- ⑨略式代執行・公告

○ **庁内推進体制の構築**

- ①庁内体制の構築
- ②協議会等の組織化
- ③所有者等、自治会、民間等との連携強化

4. 住民意識調査のまとめ

4-1. 調査の概要

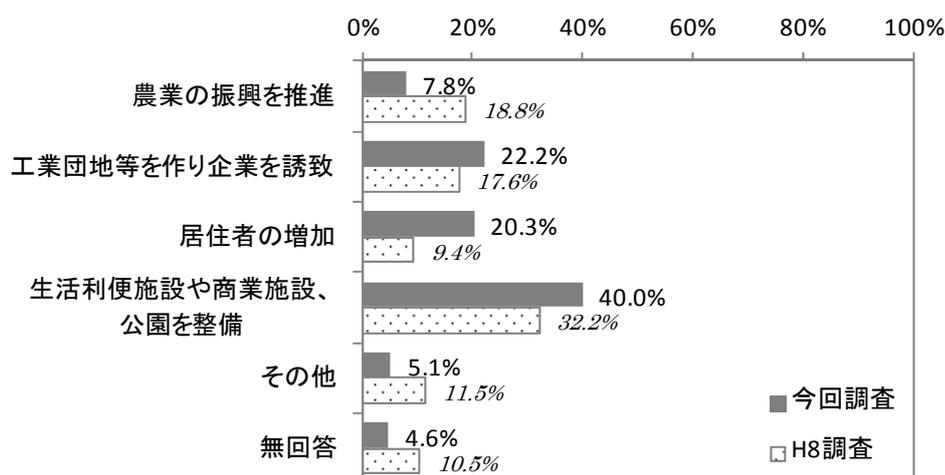
- 調査目的：東海環状自動車道東員インターチェンジの開通や、イオンモール東員の開業を受けた三和地域の今後のまちづくりに関する住民意向の把握
- 調査対象：東員町三和地域（中上、南大社、長深）
- 配布数：地域内の全世帯（1,091 世帯）
- 調査期間：平成 29 年 2 月
- 回収結果：627 票（回収率 57.4%）

4-2. 調査結果

1) 三和地域の発展に向けて置くべき重点

生活利便施設や商業施設、公園を整備することを挙げる人が全体の 40%となっており、平成 8 年の調査結果より 7.8 ポイント増加している。平成 8 年の調査結果と比べ、農業の振興の推進が 11 ポイント減少し、企業誘致や居住者の増加を挙げる人が増加していることから、住民は農業振興よりも都市的な発展や生活利便性の向上をより志向するようになっている。

三和地域の発展に向けて置くべき重点	回答者数	比率	H8調査	比率
農業の振興を推進	49	(7.8%)	90	(18.8%)
工業団地等を作り企業を誘致	139	(22.2%)	84	(17.6%)
居住者の増加	127	(20.3%)	45	(9.4%)
生活利便施設や商業施設、公園を整備	251	(40.0%)	154	(32.2%)
その他	32	(5.1%)	55	(11.5%)
無回答	29	(4.6%)	50	(10.5%)
合計	627	(100.0%)	478	(100.0%)

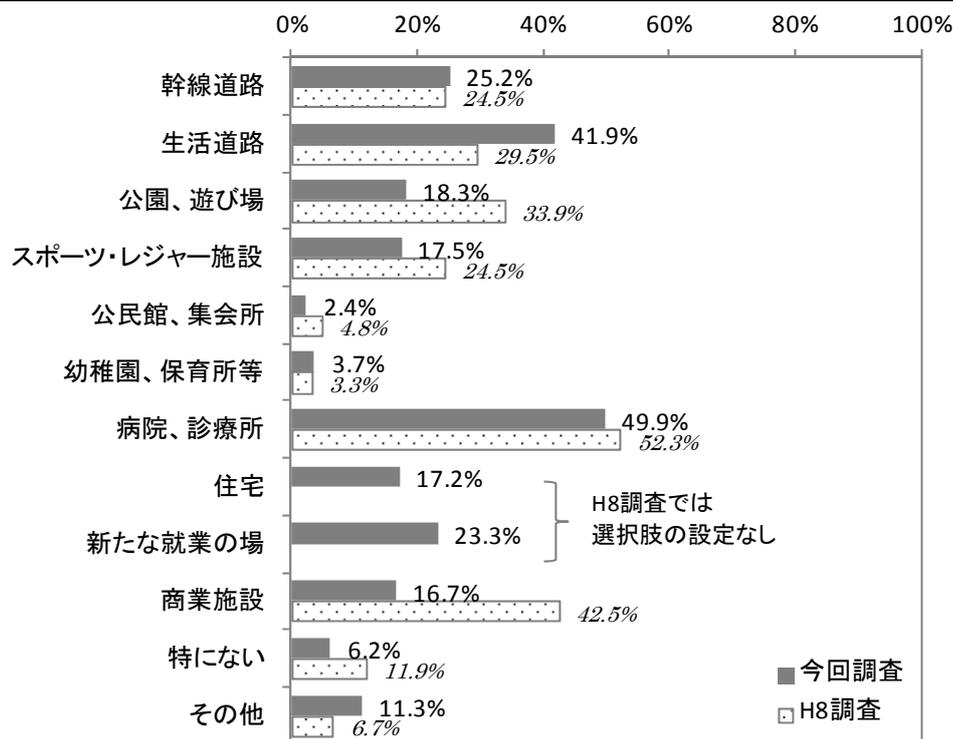


2) 必要と思われる施設

病院、診療所が49.9%と最も多く、次いで生活道路が41.9%、幹線道路が25.2%となっている。平成8年の調査結果からは生活道路が12.4ポイント増加し、公園、遊び場、スポーツ・レジャー施設、商業施設が大きく減少している。

三和地域で悪くなった点として自動車が増えて危険となったことを挙げている人が多いことから、安全性を向上させるために生活道路の整備の必要性を挙げる人が多くなったものと考えられる。

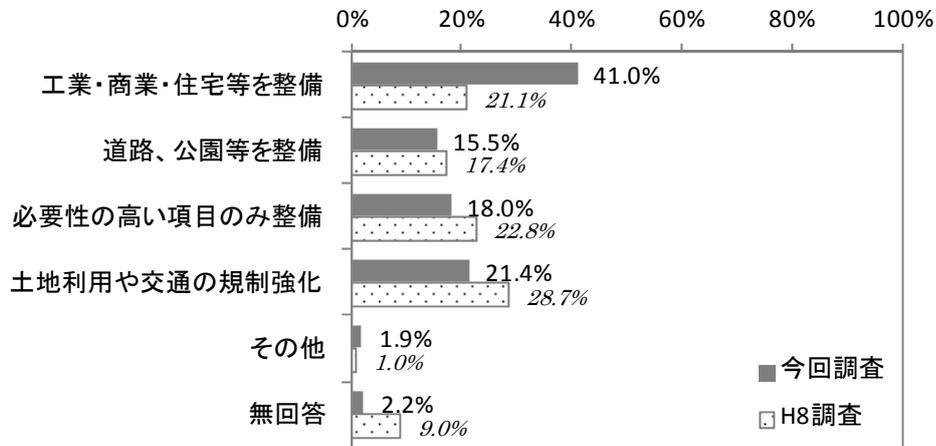
必要と思われる施設	回答者数	比率	H8調査	比率
幹線道路	158	(25.2%)	117	(24.5%)
生活道路	263	(41.9%)	141	(29.5%)
公園、遊び場	115	(18.3%)	162	(33.9%)
スポーツ・レジャー施設	110	(17.5%)	117	(24.5%)
公民館、集会所	15	(2.4%)	23	(4.8%)
幼稚園、保育所等	23	(3.7%)	16	(3.3%)
病院、診療所	313	(49.9%)	250	(52.3%)
住宅	108	(17.2%)		
新たな就業の場	146	(23.3%)		
商業施設	105	(16.7%)	203	(42.5%)
特にない	39	(6.2%)	57	(11.9%)
その他	71	(11.3%)	32	(6.7%)
合計	627	(100.0%)	478	(100.0%)



3) まちづくりのための整備手法

工業・商業・住宅等を整備を挙げる人が 41.0%と最も多く、次いで土地利用や交通の規制の強化が 21.4%となっている。平成 8 年の調査結果では工業・商業・住宅等を整備よりも、土地利用や交通の規制を強化、必要性の高い項目のみ整備する意見が多かったが、今回の調査では発展に向けて置くべき重点でも見られたように、企業誘致や住宅整備、都市基盤整備による都市的な発展を目指す意見が多くなっている。

整備手法	回答者数	比率	H8調査	比率
工業・商業・住宅等を整備	257	(41.0%)	101	(21.1%)
道路、公園等を整備	97	(15.5%)	83	(17.4%)
必要性の高い項目のみ整備	113	(18.0%)	109	(22.8%)
土地利用や交通の規制強化	134	(21.4%)	137	(28.7%)
その他	12	(1.9%)	5	(1.0%)
無回答	14	(2.2%)	43	(9.0%)
合計	627	(100.0%)	478	(100.0%)



5. 上位・関連計画や現況から見た課題

5-1. 人口と住宅

1) 現状

○世帯数の増加と緩やかな人口減少

町全体で見ると、人口は平成 12 年（2000 年）をピークに減少傾向に入ったものの、世帯数は最新の国勢調査結果である平成 27 年（2015 年）においても増加している。したがって、人口の減少は自然減に加え、子供世代の独立・転出に伴う平均世帯人員の減少によるものと考えられる。一方、独立する世帯や他の自治体から転入する世帯があることで、世帯数そのものは増加している。

人口は減少しているものの、平成 27 年度に策定した東員町人口ビジョンにおける平成 27 年時点の推計人口よりも国勢調査の確定人口が上回ったことから、人口減少のペースは当初の想定よりは緩やかである。

○神田・稲部地域におけるミニ開発や点在して建設される低層住宅における人口、世帯数増加

神田・稲部地域では人口、世帯数とも増加しており、特に瀬古泉、鳥取、大木、北大社は、他の地域に比べて世帯数が 10%以上増加している。その実態は市街化区域内および市街化調整区域内における宅地開発に伴う新たな住宅の立地である。宅地開発は市街化区域内で 900 m²～2,750 m²、市街化調整区域内で北大社の 9,436 m²を除くと、770 m²～4,200 m²程度の開発となっている。

○笹尾・城山地域における世帯数の増加と人口減少を伴った高齢化率の上昇

昭和 40 年代より大規模な住宅開発が行われた笹尾・城山地域では、平成 12 年以降、子供世代の独立・転出に伴う平均世帯人員の減少により人口が減少したことにより、高齢化率が上昇した結果、現在では町内で最も高齢化が進んだ地域となっている。その一方で、世帯数は地域全体では増加しており、当地域での住宅需要は依然として存在する。

○三和地域における人口と世帯数の減少、空き家問題

集落地域である三和地域においては、人口と世帯数の減少が共に進行しており、特に世帯数については町内で減少している唯一の地域である。

地区内の世帯数に対する空き家の件数が 3 地域の中で最も高く、対策の必要な特定空家等の件数も最も多い。この傾向が今後も続くと空き家問題の拡大が懸念される。

2) 課題

○神田・稲部地域の既存市街地における計画的な市街地整備による定住化の促進

神田・稲部地域の既存市街地では、スプロール的な開発が進みつつあることから、計画的な土地利用を進めるとともに、既存市街地での基盤整備や新市街地の整備などにより、良好な住環境を維持することで、人口の受け皿を用意し、人口の定着を図っていくことが必要である。

○若年層の定住を促進するための住環境・生活環境の整備

少子高齢化への対策として、若年層の定住化を促進していくための良好な住環境の整備や優良企業の誘致による雇用の確保、魅力ある商業施設の整備などに取り組んでいくことも必要である。

○高齢化社会に対応したまちづくりの推進

人口流入の経緯から高齢化の進行は不可避であり、高齢社会に対応するため、道路・公共施設等のバリアフリー化や、自家用車に頼らなくても生活できるまちづくりなどを推進していく必要がある。

○人口・世帯数の減少が進む三和地域の再生

人口減少と世帯数の減少が同時に進んでいる三和地域においては、東員インターチェンジの開通やイオンモール東員の開業、国道 365 号員弁バイパスの整備など、社会基盤、生活基盤の整備が進められている状況にあることから、これらの基盤整備を生かした集落の再生を図り、コミュニティの維持に努めることが必要である。

○町営住宅におけるバリアフリー対応

高齢化の進行を踏まえ、町営住宅においてもバリアフリーに対応した住宅を整備していくことが必要である。

5-2. 土地利用

1) 現状

○ミニ開発の進行によるスプロール化の進展

本町の面積 22.68km²のうち、農地が約 32%、宅地が約 21%を占める。平成 20 年の都市計画マスタープラン策定時から平成 28 年までの間に、宅地面積が約 49ha (11.4%) 増加しており、神田・稲部地域を中心に市街化区域内および市街化調整区域内で 50 近い開発行為が行われていることから、スプロール的な住宅開発が依然として進んでいることが伺える。

○自然環境の減少

平成 20 年の都市計画マスタープラン策定時において山林・原野は 136ha あったが、平成 28 年には 98ha にまで減少しており、宅地もしくはその他民有地になっていることから、本町にとって貴重な自然環境である丘陵地の自然も減少の傾向にある。

○養老－桑名－四日市断層帯地震により全域で震度 6 強の被害

内陸部にある本町では、南海トラフ地震による揺れや津波に伴う大きな被害は発生しないものの、養老－桑名－四日市断層帯において、マグニチュード 8 程度の大地震が発生するとされており、約 2,800 棟もの家屋の全壊・焼失が予想されている。

2) 課題

○住環境の向上

農地の転用によるスプロール的な開発を防止するため、各地区レベルでの基盤整備や道路整備、もしくは土地区画整理事業などを適宜推進していく必要がある。

特に、住居地域と商業地・工業地が混在している地域では、良好な住環境の確保、魅力的な商業地の創出に向けた取り組みを進めることが必要である。また、隣接市との土地利用面での整合を図ることを念頭においた基盤整備も必要である。

○無秩序な開発の抑制による自然環境の保全

市街化調整区域内における無秩序な開発を抑制し、農地転用や山林・原野の減少を食い止める必要がある。一方で、農業従事者の高齢化により、営農の継続が困難となり、農地転用が発生する場合が生じるため、無計画な宅地への転用は抑制し、緑環境の保全を図る必要がある。

○拠点形成の計画的な推進

上位・関連計画で位置づけられている北東部の工業地や、役場・東員駅周辺の地域拠点については、計画的に進めていく必要がある。

○建築物の構造強化等の促進

養老―桑名―四日市断層帯でマグニチュード8程度の大地震が発生した場合、本町全域で震度6強以上の揺れが想定される。震度6強を超えると、昭和55年以前に建てられた木造建築物で全壊率が高くなる。非木造建築物でも昭和55年以前に建てられた建築物では、昭和56年以降の建築物と比べて全壊率が上昇することから、これらの建築物について、揺れに対する安全が確保されるよう、建築物の耐震化などの構造強化及び耐火率の向上を図る必要がある。

5-3. 道路

1) 現状

○東西方向の通過交通が多く、町民の移動性が低下

本町の道路網は、国道 421 号が中央部を、国道 365 号が南部を東西に横断している。また、この 2 路線に加え、県道菰野東員線、桑名東員線を軸に道路網が構成されている。本町は東に桑名市が、西にいなべ市が隣接しており、東西方向の通過交通が多い交通特性がある。それに加え、幹線道路沿道に商業施設が立地していることから、日常生活でも幹線道路が多く使われる状況となり、町民の移動性が低下している。

○幅員が狭く、歩道未整備の区間が多いため混雑が発生し、安全性も損なわれている

町内の幹線道路では道路幅員が狭い区間が多く、歩道が設置されていない区間も多いことから、ラッシュ時の交通混雑を発生させるばかりでなく、歩行時等における安全性も低く、住民生活の妨げとなっている区間もみられる。

○東員 IC による交通量の増加の懸念

東海環状自動車道・東員インターチェンジの供用開始により、南北方向の交通量が多くなるものと想定される。幹線道路が多い東西方向に対して、南北方向は道路整備があまり行われていないことから、交通量の増加による混雑の発生が懸念される。

2) 課題

○東員 IC 開設を契機とした体系的な道路網の整備

東海環状自動車道の供用を契機として、体系的な道路網の整備を進め、走行性が高く、円滑な交通流動を促す道路整備を進めていく必要がある。

○町民の移動性向上に資する道路づくり

各道路整備にあっては、各道路が担うべき機能や、役割、そして沿道土地利用のあり方を含めて十分に検討しつつ整備を行っていくことが必要である。さらに、三重県北勢地域の都市構造上、本町は現在から将来にわたって多大な東西交通を担うこととなることから、こうした通過型の交通が町民の交通環境に悪影響を及ぼさないような道路体系を確立していくことも必要である。

○既存市街地を中心とした狭隘な区間の解消、および安全な歩行者環境づくり

道路整備に併せ、神田・稲部地域及び三和地域の既存市街地を中心に、狭隘な区間の解消、安全な歩行者環境づくりに努めていくことが必要である。

5-4. 公共交通

1) 現状

○桑名方面への運行本数は、笹尾・城山地域や神田・稲部地域において概ね確保されている一方、三和は少ない。

笹尾・城山地域では三重交通バスが1日110本、神田・稲部地域では三岐鉄道北勢線が1日90本運行していることから、公共交通の運行本数は概ね確保されている。一方、三和地域では1日4本のみであり、極端に少ない。

○南北方向の交通の便が弱い。

イオンモール東員の開業により、東員駅とイオンモール東員との間のアクセスバスの運行が行われているものの、途中でバス停がないことから、沿道住民は利用ができない。南北方向の公共交通は、専ら、オレンジバス（東員町コミュニティバス）が担っているものの、東西方向と比べて運行本数が少なく、公共交通での移動性が低い。

○パーク・アンド・ライド用駐車場の不足

三岐鉄道北勢線では、利用者の増加を目的としてパークアンドライド等を推進している。その結果、鉄道利用の促進が進む中で駐車場用地の不足が新たな問題として挙げられる。

2) 課題

○三和地域でのバス路線網の充実

名古屋への高速バスが運行されているなど、笹尾・城山地域ではバス路線が充実しており、住民の生活の足となっているが、三和地域でのバス路線網の充実が今後の課題である。

○オレンジバスの運行改善

オレンジバスの運行については、だれもが利用しやすい移動手段となるよう運行形態も含め見直す必要がある。

○駅アクセスの充実

北勢中央公園口駅へのアクセス道路としての都市計画道路の整備推進や、パークアンドライドによる鉄道利用をさらに進める上で周辺整備と合わせた駐車場用地の確保などを図る必要がある。

○公共交通間の連携強化

高齢化の進展に対して、自動車交通に依存しない交通体系づくりへ向けて、三重交通とオレンジバスの連絡（乗継）、バスの鉄道駅への接続など、各機関の連携を促しつつ、利便性の高い公共交通網の形成を図っていく必要がある。

5-5. 自然環境

1) 現状

○開発による丘陵地の減少

山岳地を持たない本町にあつては、丘陵地や員弁川をはじめとする河川、社寺林は貴重な自然資源である。しかし、これまでに住宅団地開発やゴルフ場開発などにより、その自然環境は失われてきており、さらに町南部の丘陵地においても、東海環状自動車道の建設等により、減少している。また、既存市街地に残る貴重な緑も、近年のスプロール化の進行による影響を受け、減少の傾向にある。

平成 20 年の都市計画マスタープラン策定時から見ても山林・原野は 38.4ha (28.2%) 減少している。

2) 課題

○残された自然環境の維持・保全

名古屋市や桑名市、四日市市のベッドタウンとして住みよい環境を維持していく上で、自然環境は大切な資源である。

このため、丘陵地の緑や員弁川の自然など残された自然環境を最大限に生かしていくため、自然環境に配慮した公園・緑地として整備していくことが必要である。

5-6. 公園・緑地

1) 現状

○都市公園の住民1人あたりの敷地面積は約16㎡であり、標準値(10㎡)を上回る。

本町には、都市公園全39箇所、うち総合公園が1箇所整備されており、住民一人当たりの公園面積は、約16㎡である。

その他には、緑と花の町づくりの一環で整備された東員北部山田溜公園や、陸上競技場やプール、歌舞伎公園などが整備されており、中部公園については平成16年に完成し住民に活用されている。

○管理が不十分な公園がある。

公園等の中には、管理等が不十分なため、雑草などが繁っているものもみられる。

○スプロール化した市街地では公園や緑地が整備されていない。

近年、開発された市街地では小規模な開発行為が多く、公園や緑地が整備されていない。

2) 課題

○市街地内での計画的な公園・緑地の整備

都市計画中央審議会答申などでは、21世紀初頭を目途に人口一人当たり20㎡を確保することを目標としており、開発により自然環境が減少している現在において、残された自然環境の維持・保全とともに、開発時や基盤整備時において市街地内に効果的に緑を残す、もしくは整備することが必要である。具体的には、市街地整備事業により公園を整備するとともに、公共公益施設や道路における緑化を推進することなどが挙げられる。

○住民を交えた管理方法の検討

公園の管理にあっては、現在、シルバー人材センターと協力しているが、今後は、広く地域住民との連携を深めつつ、住民の手による管理を進めていくことが必要である。

5-7. 上下水道施設

1) 現状

○上水道の稼働率にはまだ余裕がある。

上水道については、計画人口 30,000 人を目標とした拡張計画に基づき、順次整備を進めてきた。目標に対して人口が下回っていることから、施設の稼働率は未だ 60%程度であり余裕がある。

○下水道は町内のほぼすべての世帯に普及

下水道については、北勢沿岸流域下水道への接続により普及率は 99.2%（H27 年度末）となっており、町内のほぼ全ての世帯に普及した。

○イオンモール東員の進出に伴う配水管網整備や公共下水道施設の整備

東海環状自動車道・東員インターチェンジ周辺の土地利用の進展に対応した、水需要の増加への対応として、イオンモール東員の進出に伴う配水管網整備や公共下水道施設の整備を実施した。

2) 課題

○上水道の適切な維持管理および資産管理

上水道については整備ができており、施設稼働率にも余裕があることから、適切な維持管理を行うとともに、今後は老朽化した施設の更新や、耐震化など、資産管理を行っていく必要がある。

○公共下水道計画区域内の下水道整備

公共下水道計画区域内の下水道普及率は 100%近いものの、一部未整備の箇所があることから 100%の普及率達成に向けて整備を進めていく必要がある。

○公共下水道計画区域外世帯への浄化槽の設置推進

公共下水道計画区域外世帯については、浄化槽の設置を進めるなど、下水道・浄化槽の町内全世帯への普及を図っていく必要がある。

5-8. 都市景観形成

1) 現状

○公共施設周辺や河川沿いで良好な景観が形成されている一方で、市街地では各主体の取り組みに委ねられている。

本町には、住・商・工それぞれの土地利用が見られ、三重県景観計画に基づく届出制度があるものの、届出は一定規模以上のものに限られており、多くの場合景観への配慮は、建築主の主体性にゆだねられている。

道路景観については、笹尾・城山の住宅団地内道路など、一部の路線において街路樹の植栽、歩道的美装化が行われているのみであり、その他の道路においてはあまり進んでいない。

公共施設については、総合文化センター等工夫を凝らした質の高い建築物がみられるほか、その周囲の緑化も進められており、良好な景観を形成している。

そのほか、河川沿いの樹木の植栽も進められつつある。

2) 課題

○中南部における集落景観の保全

神田・稲部・三和の住宅地において、ミニ開発などのスプロール化を防止し、これまでのどかでゆとりのある集落景観の保全に努めることが必要である。

○笹尾・城山における緑あふれる住環境の創出

笹尾・城山の住宅団地では、住民の理解と協力を得ながら緑あふれる住環境の創出に努め、地区ごとに特色のある住宅地景観の創出に努めていくことが必要である。

○商業地における魅力的で連続性の高い景観形成

商業地については、県道菰野東員線など、既存商業施設が比較的多く立地する地区を対象に、商業施設の立地誘導を進めていくとともに、個性的な街並みへの誘導、屋外広告物の規制などを通じて、魅力的で連続性の高い景観形成を進めていくことが必要である。

○工業地での景観形成

工業地にあつては、工業地特有の殺風景な景観とならないよう、前面緑化の推進、建築物外壁の工夫などを要望していくことが必要である。

○道路空間や公共施設、公園での景観形成

道路空間にあつては、各路線毎に特色を持たせることを念頭に、季節感のある街路樹の植栽、歩道的美装化、沿道用地や交差点用地を活用したポケットパークの設置を進め、憩い・交流することのできるような空間の創出に努めていくことも必要である。

公共施設や公園などにあつては、建物や空間に個性を見出していくとともに、敷地境界のオープン化を図り、地域に開かれた施設景観へと整備していくことが必要である。

5-9. 農業

1) 現状

○町内の多くの地域が農業振興地域や農用地区域であるものの農地転用が進み農地が減少する傾向にある。

本町の面積のうち、最も大きな割合を占めるのが農地である。本町の農地は町の中央部からいなべ市方面へと広がっており、東海環状自動車道・東員インターチェンジ周辺にも優良農地が広がっている。

農地の多くが農業振興地域に指定されており、農用地地域の指定を受けている地域も多いが、近年農地転用が進んでおり、農地は減少しつつある。

2) 課題

○優良農地の確保・保全の推進

優良農地の確保・保全を図るため、無断転用の取り締まりと農地の適正な管理・運営を促していくことが必要である。

○農業生産性の向上

農業生産性を高めるため、生産基盤の整備を随時行い、優良農地として適切な保全を図っていくことが必要である。

○農住環境の形成

都市型農村地域を目指し、快適な農住環境の形成と農地の高度利用を推進する必要がある。

○荒廃した農地の再生のための農福連携事業の推進

耕作放棄地の発生により、荒廃した農地の再生が課題となっている。農地を守り持続可能な農業を営めるような農業振興と、障がいのある方が地域で安心して暮らせるよう就労確保を図ることを目的とした、農福連携事業に本町では平成 27 年 4 月より取り組んでおり、今後とも推進する必要がある。

5-10.商業

1) 現状

○幹線道路沿いに郊外型商業施設が立地

本町には中心商店街といわれるような商業が集積した地区は存在しないが、県道菰野東員線・国道421号沿いには大型スーパーマーケットやホームセンターなどが立地している。また、笹尾・城山地域内にはスーパーマーケットなど日常的に利用する商業施設が立地している。平成25年には東海環状自動車道東員インターチェンジ周辺にイオンモール東員が開業し、町内のみならず県内各地や滋賀県などからも買い物客が来訪している。

2) 課題

○県道菰野東員線・国道421号沿いや東員インターチェンジ周辺における商業施設の適切な規制誘導

県道菰野東員線・国道421号沿い、および東員インターチェンジ周辺地区における無秩序な開発を防止し、適正な土地利用と線的な商業地の形成を図るため、都市計画法などの各個別法や開発指導要領などの遵守に努め、規制誘導を行っていく必要がある。

これにより、魅力的な商業地づくりを進め、町内購買力の向上に繋げることが必要である。

5-11.工業

1) 現状

○小規模な工場が住宅地内に混在

大規模な工場については、工業専用地域・準工業地域に指定されている地域にほぼ集中している。一方、比較的小規模な工場等が住宅に混在するように町内全域に散在している。

2) 課題

○北東部での工業用地における適切な土地利用規制

新たな工業用地として上位・関連計画で位置づけられている北東部の工業用地において、今後の民間企業の立地に対して、周辺地域との共生、良好な環境の保全に配慮しながら、適切な土地利用規制を図っていく必要がある。

6. 都市づくりの理念と目標

これまで整理してきた、本町の特性や平成 20 年の都市計画マスタープラン策定時からの変化、および発展の動向を踏まえ、都市づくりの方向性としての基本理念を設定し、理念を達成するための都市づくりの目標を設定する。

6-1. 都市づくりの基本理念

本町の都市づくりの基本理念を以下のように設定する。

誰もがいつまでもいきいきと暮らせる緑豊かな街

本町は三重県の北部に位置し、桑名市を中心とした桑名・員弁生活創造圏のほぼ中央に位置している。昭和 42 年の町制施行以来、周辺地域の穀倉地帯として重要な役割を果たすとともに、名古屋市から約 30km 圏内にある立地特性を生かして、丘陵地でのニュータウン開発が行われたことによって、昭和 50 年台以降に多くの人々が生活する街、ベッドタウンへと変貌を遂げた。

ニュータウンの開発により転入してきた人々も、年数の経過に伴い高齢化するとともに、その子供世代が進学や就職で転出することで、ニュータウンの人口減少と高齢化が顕著となりつつある一方で、神田・稲部地域を中心に、小規模ながらも新たな宅地開発により、若い世代の転入が継続している状況にある。したがって本町には多様な世代が生活している状況にある。

さらに平成 25 年 11 月のイオンモール東員の開業や平成 28 年 8 月の東海環状自動車道東員インターチェンジの開通、さらに新名神高速道路の整備など、本町は新たな交流拠点としての役割を果たすことが求められている。

多くの人々が住み、交流拠点としての役割が期待される本町において、川や丘陵地、農地など残された自然を最大限に活用しつつ、誰もが心身ともに豊かさを実感しながら、快適性・利便性の高い生活環境を創出していく。また、地域の歴史や文化的資源にも目を向け、地域の歴史的風土と調和のとれた質の高い環境形成を図る。

また、コンパクトな街でありながら、農業・工業・商業と居住機能それぞれが効果的にネットワークとして機能する街の形成を目指す。

これにより、“誰もがいつまでもいきいきと暮らせる緑豊かな街”の実現を図る。

6-2. 都市づくりの目標と基本方針

基本理念の達成に向けた都市づくりの目標と基本方針を以下に整理する。

目標①

多様な世代が共生できる快適な生活空間の形成

多様な世代が共に暮らせる、ゆとりある居住空間を持つ、良好な住宅市街地の形成を実現する。

基本方針1 多様な世代が住み続けられる快適な居住環境の創出

年齢階層や家族構成などライフステージが異なっても、居住ニーズに応じてゆとりある快適な住まいが選べるよう、良質な住宅建設の誘導や快適な居住環境の創出を図る。

基本方針2 豊かで快適な生活を送るための基盤や施設整備

既成市街地における道路や公園、公共公益施設、上下水道等の生活基盤の整備や、住民ニーズや利便性を考慮した生活関連施設の配置を進め、豊かで快適な生活の実現を図る。

基本方針3 すべての人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくり

すべての人にやさしい地域づくりの発想であるユニバーサル・デザイン（誰もが使いやすいデザイン）の視点に立って、公共施設などにおけるバリアフリーの実現や生活環境の整備を進める。

基本方針4 高齢者が住みよい安心なまちづくり

超高齢社会による、老老介護や認知介護の世帯でも安心して生活が送れるよう、関係部門、関係機関・団体が一体となって、住宅環境の整備、防災・防犯・交通安全対策の充実などを図り、高齢者が住みよい安心なまちづくりを進める。

目標②

生活を豊かにするネットワークの形成

本町は、分散型の都市構造であることから、各種生活機能の立地が分散している。そのため、各機能を効果的に使い、人々が豊かな生活を営めるようにするため、拠点間のネットワークを形成・強化する。

基本方針1 町内外の交流を促す交通基盤の充実

町内外の交流を支え、活発にする道路ネットワークや鉄道、バス交通などの公共交通ネットワークの充実を図る。

基本方針2 安全で快適な交通基盤の形成

高齢社会への対応を図り、高齢者の生活を支えるため、公共施設への交通利便性や施設の利用しやすさの向上、公共交通機関の拡充などを進めるとともに、公共施設や交通施設（道路、鉄道・バス関連施設）のバリアフリー化を推進し、安全で快適な交通基盤の形成を図る。

目標③

豊かな自然・文化との共生

本町に残る豊かな自然・文化を保全し、活用することで、人々との生活の共生を図り、潤いある生活を支える。

基本方針1 農地や樹林地、河川環境の保全と、これらを活用した公園・緑地の形成

本町の貴重な自然資源である農地や樹林地、河川環境の保全を図る一方で、こうした自然資源を有効に活用した公園や緑地の整備を積極的に進め、自然味あふれる街の居住環境を創出し、“住みたくなる街”の形成を目指していく。

特に、自然資源の付加価値を高めるため、樹林地ではレクリエーション空間としての活用を、員弁川をはじめとする河川の水辺空間では、安全な川づくりに配慮しつつ自然とふれあえる親水空間となるような整備を図る。

基本方針2 歴史・文化的な資源の保全を継承

町内に残る歴史・文化的な資源の保全と継承を図り、周囲の自然環境と調和するような環境形成を進める。

目標④

コンパクトな都市構造と町の核となる拠点の形成

本町は分散型の都市構造であるものの、都市核や軸が弱いことから、交通結節点を中心とした新たな拠点を形成し、人やモノ、情報の集積を図るとともに、各地区がコンパクトにまとまった都市構造の実現を目指す。

基本方針1 東員駅・東員町役場周辺におけるコンパクトな地域拠点の形成

本町は笹尾・城山において若年層の流出により人口が減少する一方で、神田・稲部で人口が増加しており、社会基盤と人口分布の不整合が生じている。

公共交通の利便性が高く、公共施設が集積する東員駅・東員町役場周辺を本町の中央部の核として、また、桑名・員弁生活創造圏における地域拠点として、利便性の高さを生かした歩いて暮らせるコンパクトシティを体現する地域拠点の形成を目指し、これを契機として地域拠点以外での神田・稲部での世帯数増加を抑制し、笹尾・城山の住宅地の再生を図る。

基本方針2 東員インターチェンジ周辺における新たな交流拠点の形成

東海環状自動車道東員インターチェンジや教育・文化施設、イオンモール東員など立地施設の魅力を生かした、インターチェンジ周辺での域外からの交流やにぎわいの創造を実現する新たな交流拠点の形成を目指す。

1) 将来フレーム

将来フレームは将来計画の策定にあたって、計量的な指標となるものであり、土地利用計画等の基礎とするものである。

本計画の目標年次である平成 37 年における都市、人口等のフレームは、平成 28 年 2 月に策定した東員町人口ビジョンにおける人口の将来展望を踏まえる。

他の将来フレームの推計方法においては、各指標の過去の動向をもとに将来値を推計していくものとする。

(1) 人口フレーム

平成 20 年の都市計画マスタープランでは、平成 17 年人口を基に、平成 22 年で 29,900 人、平成 27 年で 30,700 人、平成 37 年の目標値として 32,000 人という将来フレームを立てた。しかしながら、平成 22 年国勢調査人口で 25,661 人となり平成 17 年に対して減少していることから、平成 28 年 2 月に策定した東員町人口ビジョンでは将来人口展望として緩やかな減少を目指している。ただし人口ビジョンで推計した平成 27 年人口 25,009 人に対して、平成 27 年国勢調査において人口が 25,344 人であったことから、将来人口推計が過小推計となっているものと考えられる。

そこで、今回の都市計画マスタープラン改訂にあたっては、東員町人口ビジョンにおける人口推計を基に、現況の人口と将来展望を踏まえ、以下の通りと想定する。

図表 6-1 将来人口フレーム

	平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年	平成 37 年
平成 20 年 都市計画 マスタープラン	29,900 人	30,700 人	—	32,000 人
第 5 次総合計画	—	26,200 人	25,750 人	—
人口ビジョン (基本推計)	25,661 人 (実績)	25,009 人	24,370 人	23,758 人
改訂人口 フレーム	25,661 人 (実績)	25,344 人 (実績)	24,782 人	24,613 人

“—”は記載なしを示す。

※平成 22、27 年の実績人口は国勢調査人口である。その他の数値は全て推計値である。

(2) 地域別人口配置の方針

平成 27 年 4 月時点の児童数と平成 27 年国勢調査の人口を比較したものが下表である。人口が増加している神田・稲部地域では人口に対する児童数の割合も高い。神田小学校では教室が不足しており、校区全体で人口が増加している東員第一中学校においても教室が不足傾向にある。一方で、笹尾・城山地域では人口に対して児童数が少なく、教室が余剰傾向にある。

そこで地域別人口については、東員町役場周辺の地域拠点を除いて神田・稲部地域のスプーロール化を食い止め、笹尾・城山地域でのストック活用による人口減少の食い止めを図っていくことを目標とする。

図表 6-2 現況の地域別人口、世帯数と小学校児童数の比較

地域	人口	世帯数	児童数	児童数／人口
三和地域	3,313	1,046	184	5.6%
稲部地域	3,041	1,040	226	7.4%
神田地域	6,777	2,297	454	6.7%
笹尾西地域	3,568	1,300	179	5.0%
笹尾東地域	4,243	1,560	218	5.1%
城山地域	4,402	1,620	172	3.9%
合計	25,344	8,863	1,433	5.7%

※人口・世帯数は平成 27 年国勢調査、児童数は平成 27 年 4 月時点

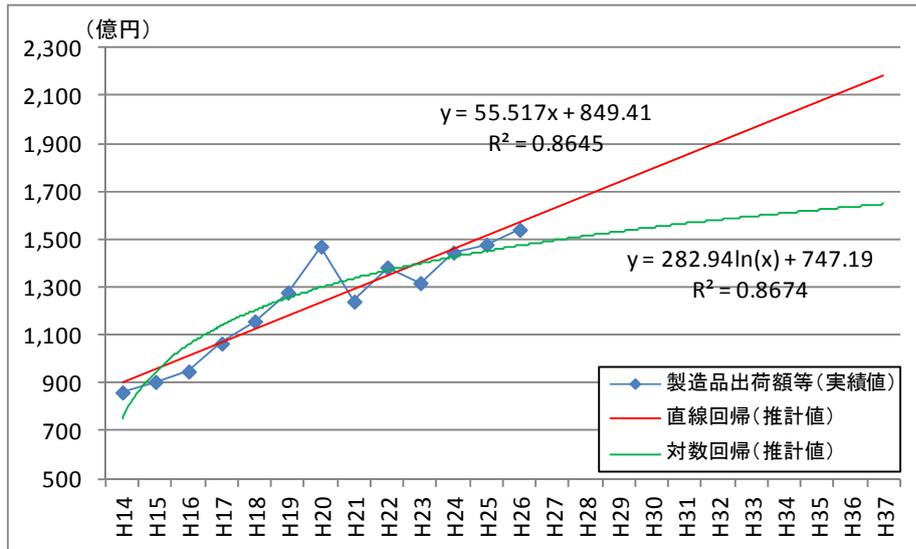
(3) 工業フレーム

工業フレームについては、製造品出荷額等を対象に算定する。

本町における製造品出荷額等は、平成 21 年の世界同時不況により一旦減少したものの、その後回復し、平成 26 年には年間 1,500 億円を超えるなど、概ね順調に増加している。東員インターチェンジの開通により広域アクセス性が高まったことや、新たな事業所の立地が見られるなど、今後とも製造品出荷額等は増加傾向が続くものと考えられる。

以上より、本町における工業フレームは、直線回帰を用いるものとする。

図表 6-3 製造品出荷額等の推移と推計値



※回帰式の x は、平成 14 年を 1 としたときの年次を示す。平成 27 年の場合は 14 となる。

これにより、製造品出荷額等の将来想定は以下のようなになる。

図表 6-4 製造品出荷額等の将来フレーム

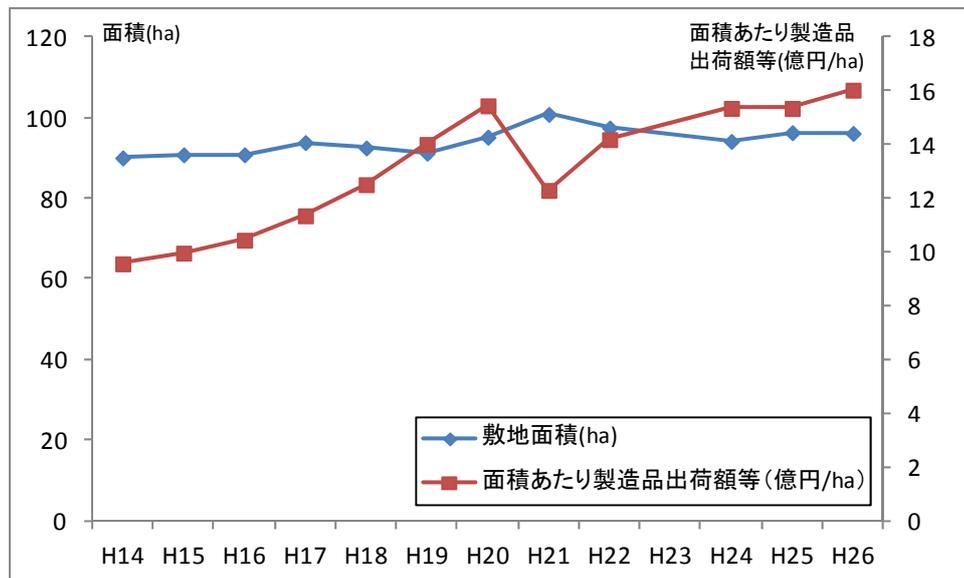
	平成 26 年 (実績値)	平成 32 年 (推計値)	平成 37 年 (推計値)
製造品出荷額等 (億円)	1,541	1,904	2,182

工業地面積については、製造品出荷額等の推計値を踏まえ、本町における現状の工業関連指標をもとにして、敷地生産性を考慮して求める。

平成 14 年以降の総敷地面積と、単位面積当たりの製造品出荷額等の推移を示したものが下図となる。これを見ると、製造品出荷額等の増加は、総敷地面積の伸びよりもむしろ、面積あたり製造品出荷額等の伸び、つまり敷地生産性の向上が大きいと考えられる。しかしながら、敷地生産性は、平成 20 年および平成 24 年から平成 26 年にかけては、1ha あたり 15～16 億円の水準で高止まりしており、更なる敷地生産性の向上は見込みづらいつと考えられる。

そこで、本計画においては、平成 26 年の敷地生産性、1ha あたり 16 億円を用いて、将来の工業地必要面積を求めた結果、平成 32 年で 118.8ha、平成 37 年で 136.1ha となる。

図表 6-5 総敷地面積と面積あたり製造品出荷額等の推移



図表 6-6 工業地面積の将来フレーム

	平成 26 年 (実績値)	平成 32 年 (推計値)	平成 37 年 (推計値)
敷地面積(ha)	96.1	118.8 (+23.6%)	136.1 (+41.6%)

カッコ内は平成 26 年の敷地面積からの増加率)

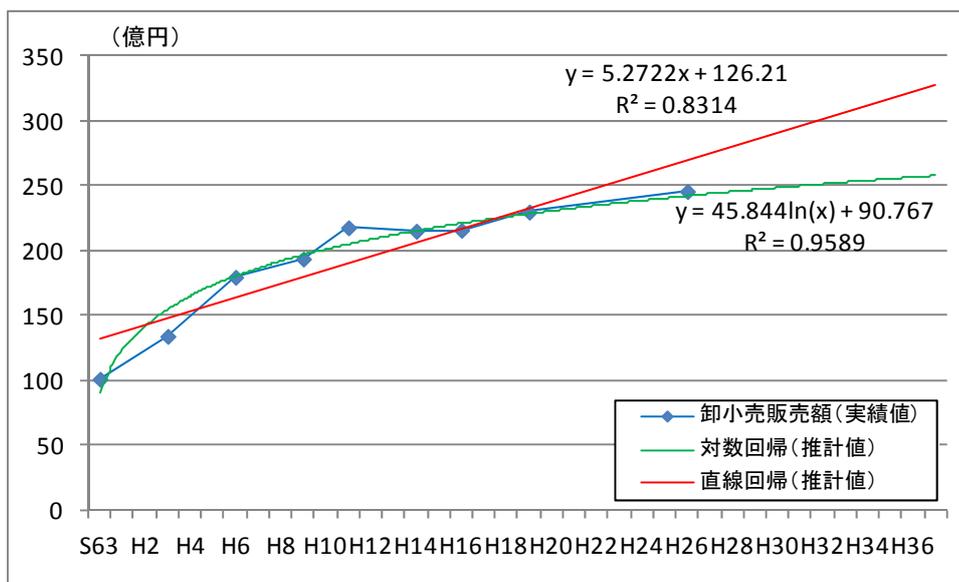
(4) 商業フレーム

商業フレームについては、卸小売販売額を対象に算定する。

本町における卸小売販売額は、景気による変動はあるものの、緩やかに増加傾向を示している。

平成 25 年にイオンモール東員が開業し、平成 28 年に東海環状自動車道東員インターチェンジが開通したことで、今後、広域的な購買客の誘客も可能となることや、インターチェンジ周辺の流通業務機能の立地を踏まえ、本町の商業フレームの将来推計としては、将来成長を考慮した直線回帰による推計値を採用する。

図表 6-7 卸小売販売額の推移と推計値



※回帰式の x は、昭和 63 年を 1 としたときの年次を示す。平成 27 年の場合は 28 となる。

これにより、卸小売販売額の将来想定は以下のようなになる。

図表 6-8 卸小売販売額の将来フレーム

	平成 26 年 (実績値)	平成 32 年 (推計値)	平成 37 年 (推計値)
卸小売販売額 (億円)	245.6	300.2	326.6

商業地面積については、卸小売販売額の推計値を踏まえ、本町における現状の商業関連指標をもとに求める。

卸小売販売額に占める小売販売額比率、および売場面積あたりの小売販売額（売場効率）、および延床面積に占める売場面積の割合、平均容積率が一定であると仮定すると、商業地面積の将来伸び率は、小売業売場面積の伸び率と一致する。

したがって、商業地面積の将来フレームは以下のようになり、平成 32 年で 66.3ha、平成 37 年で 72.1ha とした。

図表 6-9 商業地面積の将来フレーム

	平成 26 年 (推計値*)	平成 32 年 (推計値)	平成 37 年 (推計値)
敷地面積(ha)	54.2	66.3 (+22.3%)	72.1 (+33.0%)

カッコ内は平成 26 年の敷地面積からの増加率)

※平成 26 年の商業地の敷地面積のデータは存在しないため、ここでは平成 24 年都市計画基礎調査における商業系土地利用面積 40.2ha に、イオンモール東員の敷地面積 14ha を加えた値とした。

2) 将来都市構造

(1) 都市核（地域拠点、交流拠点）の形成

東海環状自動車道東員インターチェンジ周辺に立地しているイオンモール東員に加え、本町の新しい交流拠点の形成を推進する。

また、町役場・東員駅周辺においては、中部公園との連携、行政機能の拡充、生涯学習機能の拡充などを通して、これからの時代に即した鉄道駅を中心としたコンパクトな生活を実現する地域拠点の形成を推進する。

(2) 都市軸の設定

交流と賑わいのある都市軸の整備

本町の中央を東西に横断する都市計画道路桑名中央東員線、2つの拠点ならびに笹尾・城山の大規模住宅地を結ぶ都市計画道路北大社笹尾長深線を本町における都市軸として位置づけ、歩行者を主体とした質の高い道路整備に努めるとともに、沿道における商業施設の立地誘導などを推進し、多くの人で賑わう商業軸としての形成を図る。

員弁川の親水軸の整備

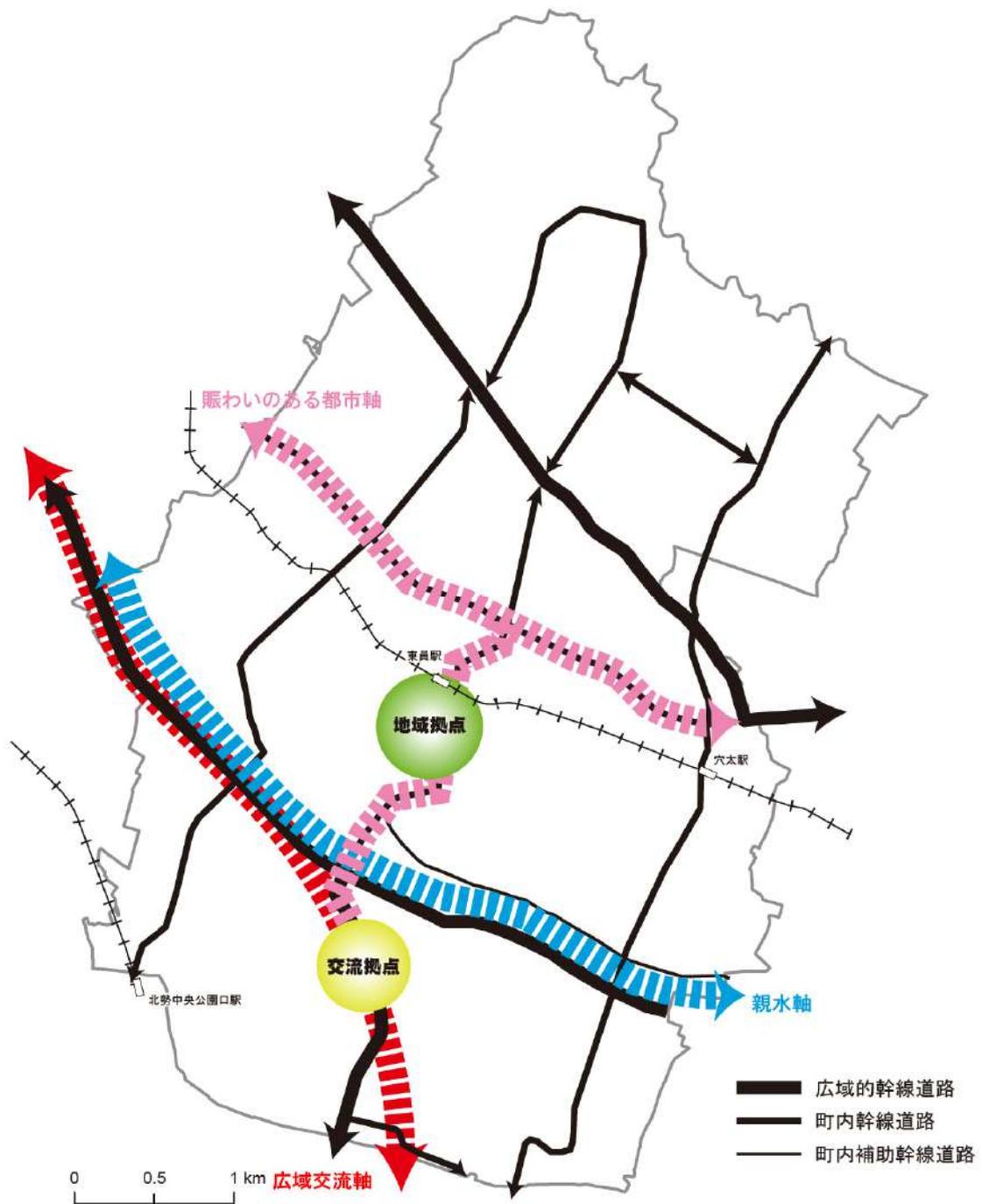
員弁川は、町中央部の南を流れる本町における最大の親水空間である。

このため、多自然川づくりを目指した河川の改修や遊歩道、親水公園の整備などを通じて水辺空間の有効活用を進め、町民が身近に自然とふれあいながら散策のできる親水軸の創出を図る。

街の基礎となる骨格の整備

東員町道路網整備計画に基づき都市の骨格となる都市計画道路の整備を推進する。

図表 6-10 将来都市構造図



6-3. 土地利用の方針

快適な居住環境を持つ住宅地の形成に努めていくとともに、商業地、工業地についてはインターチェンジ供用による開発ポテンシャルを生かし、町内幹線道路の機能を踏まえつつ、計画的に配置する。また、それぞれの土地利用規制において、効率的かつ活発な経済活動を促す土地利用や基盤整備等を推進する。

以上を踏まえ、本町の将来を見通した土地利用の方針を以下の通りに設定する。

1) 住居系地域、住宅専用地域

- ・ 住宅地においては、低層低密度のゆとりある良好な生活環境の形成を図る。
- ・ 住居系地域においては、住宅需要のある当面は、無秩序な開発を防止するよう規制誘導を強化しつつも、快適な居住環境を創出する開発については一定量は認めていく。
- ・ 住宅専用地域については、道路、公園などの社会基盤が整備されていることから、良好な生活環境の維持・保全に努める。
- ・ 昭和 55 年以前に建設された建築物は、巨大地震による倒壊の恐れがあることから、耐震化や除去・建替などを促進する。
- ・ 町営住宅については、バリアフリー化など高齢者のニーズに対応した環境整備を推進する。

2) 商業系地域

- ・ 東海環状自動車道東員インターチェンジ周辺にイオンモール東員が立地したことから、今後は、県道菟野東員線、県道桑名東員線での商業集積を促進し、ロードサイド型商業施設を核とした賑わいのある商業空間の形成を図る。

3) 工業系地域

- ・ 既存工業団地への優良企業の誘致を推進していくほか、工業用地として、町北東部において周辺への影響を十分配慮した民間による新規開発を進める。そのため、体系的な道路網の整備など基盤整備の推進を図る。

4) 流通業務地

- ・ 東海環状自動車道東員インターチェンジ周辺では、複合的な機能整備の一つとして、物流の総合的な効率化に資する施設として、物流機能を中心とした大規模な流通業務施設等の誘致を積極的に図る。当該地は市街化調整区域であるものの、三重県開発審査会提案基準によると、大規模な流通業務施設については幹線道路の沿道及びインターチェンジから 1 km 以内の区域において、物流総合効率化法で認定を受けた特定流通業務施設についてはインターチェンジから 5 km 以内の区域において立地が認められる。

5) 複合地域

- ・ 東員駅周辺地区においては、交通結節点であるとともに、公共公益施設が立地した利便性を生かした地域拠点として、まちの顔の創造を図る。社会情勢や桑名市をはじめとする近隣市町からの市街化の進行状況等を勘案しつつ、町内他地区や近隣市町からの移転型コンパクトシティを体現する複合地域として、基盤整備とともに住宅や日常生活の利便性確保を図るための商業空間、および公共施設の整備による地域拠点の形成を図る。

6) 田園地域

- ・ 農業振興地域においては、農地の適正な管理・運営に努め、優良農地の確保・保全を図る。また、農業生産性を高め都市型農村地域を目指した快適な農住環境の形成と農地の高度利用を推進するため、農業用水路、農道等の生産基盤の整備を推進する。
- ・ 障がいのある方も参画できる農業と福祉の連携に向けた事業を展開し、就労の場の確保と賃金の向上を図り、地域で安心して暮らすことができる支援を推進する。

7) 集落地域

- ・ 高齢化や人口減少、農業従事者の後継者不足等により活力の衰退が予想される既存集落については、地区計画等の手法により田園環境にふさわしい快適な生活環境を形成するための整備を行い、潤いと活気のある集落の形成を図る。

8) 自然環境（山林・その他、河川・水路等）

- ・ 町内に残る樹林地を保全するため、無秩序な開発を防止するための規制を強化する。
- ・ 公園・広場の整備、公共公益施設、道路等への緑化の推進を図るとともに、市街地およびその周辺地域における自然環境の保全と整備に向けた取り組みを進める。

図表 6-11 土地利用概念図



6-4. まちづくりの方針

1) 市街地整備の方針

土地利用の方針を踏まえ、市街地整備の方針を示す。

(1) 既成住宅・商業系市街地

① 計画的に開発された住宅地

- ・ 計画的な開発によって形成された住宅地については、現在の快適な居住環境を維持するとともに、居住者の高齢化への対応として、歩行者空間や公共公益施設のユニバーサルデザインを進めるとともに、必要に応じて生活利便施設の誘導を図る。
- ・ 住宅地内の商業地においては、住民の日常生活を支える購買活動を充足できる商業機能として育成する。
- ・ 既存公園については、地域住民との協働により適切な管理を図り、美しい環境の維持に努める。

② 幹線道路沿道市街地

- ・ スプロール的な開発が進んでいる県道菰野東員線沿いの市街化区域内においては、それぞれに該当する都市計画道路の整備を進めるとともに、街区単位での道路や公園等の基盤整備を計画的に進める。
- ・ 沿線地域への商店やロードサイド型商業施設の集積を誘導し、本町における商業軸としての形成に向けた取り組みを進める。
- ・ 県道菰野東員線、桑名東員線が交差する地点では、利便性の高い生活環境の整備に併せた商業地の形成に努める。
- ・ 計画的な公園整備を進めるとともに、周辺や社寺に存在する自然環境については、貴重な緑として適切な保全を図る。

③ 新たな商業地

- ・ 東員インターチェンジ周辺にイオンモール東員が立地したことから、環境保全や市街地拡大の抑制の観点から、大規模な商業施設の立地を想定した商業地の拡大は行わず、(3)で位置づける東員駅・東員町役場周辺の地域拠点における地域住民の日常生活を支える商業地のみ位置づける。

(2) 工業系市街地

① 既成工業地

- ・ 既存市街地に混在する工場については、周辺との調和に配慮するよう事業所に促す。

② 新たな工業地

- ・ 北東部において、新たな工業用地として整備・開発を促進する。整備・開発にあたっては、周辺の樹林地は近接する住宅地、医療施設の環境保全を目的に工業開発地周辺にお

ける充実した緑地として、適切に保全する。

(3) 地域拠点でのまちの顔の創造

- ・ 東員駅・東員町役場周辺においては、公共交通の結節点であるとともに、公共施設が集積した地区であることから、新しいまちの顔の創造に向けて、基盤整備や市街地整備を通じて、都市機能の集積を図るコンパクトシティとしてのまちづくりを進める。

(4) 交流拠点

- ・ 東海環状自動車道東員インターチェンジ周辺において、高速道路、および国道 365 号員弁バイパスのアクセス性を生かした新たな交流拠点として流通業務地の形成を図るべく、基盤整備を進める。
- ・ 東海環状自動車道東員インターチェンジ隣接地へのイオンモール東員の立地に合わせて、インターチェンジ近傍では基盤整備を既に行っている。

(5) 市街地以外の地域

① 集落地域

- ・ 既存集落においても道路を中心とする基盤整備の推進を通じて、ミニ開発や集合住宅の建設によるスプロール化を抑制し、生活環境の維持、向上に努める。
- ・ 高齢化や農業従事者の後継者不足等により活力の衰退が予想される集落については、既存集落のコミュニティや活力の維持、再生に努める。

② 樹林地

- ・ 各集落の周辺に広がる樹林地については、本町における貴重な緑であるため、道路整備と調整しつつ、適切な保全を図るとともに、公園・緑地、遊歩道等、レクリエーション空間としての活用を進める。

③ 農業地域

- ・ ミニ開発などによる土地の転用を適切に監視し、まとまりのある優良農地の保全に努める。
- ・ 南西部の農地においては、農地の保全とともに障がいがある方に対する就労の場の確保と賃金の向上を図り、地域で安心して暮らすことができるよう、農業と福祉のまちづくりを進める。
- ・ 東海環状自動車道東員インターチェンジ周辺にイオンモール東員が立地していることから、今後の商業施設立地を抑制し、現況機能の維持、更新に努める。

2) 道路・公共交通の方針

道路、公共交通に関する方針について、以下に整理する。

(1) 基本方針

① 都市づくりを支援する道路整備

本町の都市計画道路は、昭和中期における都市計画決定以降、現在に至るまで大きな変更は行われておらず、その他の道路については宅地や農地の整備といった個別事業に合わせて、町道もしくは農道を整備してきた。

笹尾・城山地域の住宅地開発において、開発と合わせて都市計画道路を整備したものの、他の地域では道路の整備が進んでおらず、その一方で、神田・稲部地域を中心とした土地利用の変遷とともに、本町に求められる道路網に変化が生じてきている。

そのため、今後の道路整備にあたっては、計画的な土地利用の推進を図ることを踏まえ、各道路が担うべき機能を定め、都市計画の見直しも含めて再検討し、必要な道路を整備し、本町の都市づくりを支援していくものとする。

② 町内外の移動性向上に資する道路整備

本町は東に桑名市、南に四日市市、西にいなべ市が位置しており、いなべ市と桑名市・四日市市との間の通過交通が町内を通る構造にある。また、東海環状自動車道東員インターチェンジの開通により、町内やいなべ市内からの高速道路利用が多くなる。また、東員インターチェンジ周辺に立地したイオンモール東員への来訪も今後増えるものと想定される。したがって、町内の通過交通の適切な誘導を行い、円滑な町内交通を確保することで町内外の移動性向上に資する道路整備を推進する。

③ 公共交通の連携強化

本町は鉄道で桑名市、いなべ市、四日市市と結ばれ、路線バスで桑名市、いなべ市、四日市市、名古屋市と結ばれている。町内の移動についても路線バスやコミュニティバスが担っている。これらの公共交通網を活用し、町内外での移動性を高めるため、スムーズな乗継を実現することにより公共交通の連携の強化を図る。

(2) 整備方針

① 町の骨格を明瞭にする、都市軸を形成する道路網整備

現在、本町においては中心市街地がなく、自治体としての求心力が弱い状態にある。このため、道路網の再編にあたっては、町の骨格を明確にするとともに、町の中心核や都市軸の形成に資するものとする。

東西交通では、県道菰野東員線、南北交通では県道桑名東員線の2路線を都市軸として位置づける。両路線の整備にあたっては、町のシンボルロードとしての景観形成に努めるものとする。

また、町内各路線の位置付けを明確にしながら、適切な拡幅などを行い、快適な町内の移動を実現するネットワークを構築する。

② 計画的な土地利用を支える道路網整備

長期的な土地利用計画を踏まえ、都市計画用途地域との連携を保ちながら、町内道路網の役割分担を明確にすることにより、土地利用の純化を促す道路整備を実現する。

あわせて、土地利用の状況を踏まえて道路網を再編することにより、貨物車や大型車の交通が住宅地に流入しないような動線を設定する。

③ 東海環状自動車道を生かす道路網整備

平成 28 年 8 月に開通した東海環状自動車道東員インターチェンジは、本町にとって広域へのアクセス性を飛躍的に向上させることで、行動圏が広がり、行動の自由度が高まる。また、イオンモール東員などでは本町への来訪者の増大も期待できる。

このような広域アクセス性の高まりを、本町の住民が最大限に享受するために、町内から東員インターチェンジへのアクセス道路を確保するとともに、増加することが想定される近隣自治体から東員インターチェンジを利用する通過交通を、町内交通とできる限り分離することに配慮した道路網を構築する。

④ 主要公共施設と駅へのアクセスを向上し、利便性を高める道路網整備

施設や駅へアクセス動線と、周辺住民の生活動線が輻輳することのないよう、幹線道路から各施設へのアクセス路を明確に設定する。また、駅周辺においては、現在運用が進められているパーク＆ライドについて、今後も積極的に利用促進が図られるよう駅周辺整備の際には、駐車場の整備などを検討する。

⑤ 安全に歩け、快適でこちよい道路環境の創出

新規の道路整備はもちろん、既存の道路改良においても、可能な限り歩道の設置を進める。特に、主要公共施設や学校周辺など、年少者や高齢者などのいわゆる交通弱者が多く利用する路線においては、積極的に歩道の整備に努め、街の主な施設間を連絡する歩行者ネットワークを確立する。

3) 緑地・水辺環境づくりの方針

(1) 基本方針

① 公園・緑地の系統的な配置の推進

平成 27 年度末の東員町の一人当たり敷地面積は、約 16.1 m²となっており、都市公園法施行令の基準（10 m²/人）を上回っている。しかし、都市計画中央審議会答申などでは、21 世紀初頭を目途に人口一人当たり 20 m²を確保することを目標としており、当町では「こころとからだに豊かさを育むうるおいのある街」の実現を目指していることから、今後も体系的な公園整備を進める。

都市のアメニティ向上のため、生活環境の保全、町民のレクリエーションの場・ふれあいの場の確保、自然に親しくふれあうことのできる空間の創出という 3 つの観点から、公園・緑地の系統的な配置を推進する。

このため、既存の住区基幹公園、都市基幹公園の改修を進めるとともに、新しい市街地内や基盤整備が遅れている地区での公園用地の確保を積極的に行う。

また、高齢者や障がい者等への配慮を行うなど、人にやさしい公園・緑地となるように努める。

② 安全な川づくりの推進、および町民の憩いの場としての活用

安全な川づくりに向けて、員弁川をはじめとした主要河川の計画的な改修を要望していくとともに、準用河川の改修を推進する。

また、河川改修に合わせ、多自然川づくりを目指した護岸整備、堤防の緑化・植樹などにより町民の憩いの場としての活用を図る。

(2) 整備・誘導の方針

① 中部公園の施設の充実、ユニバーサルデザインへの配慮

中部公園は、建設後、本町におけるスポーツ・レクリエーションの拠点施設として、また憩いと交流の拠点として十分に活用されているが、さらに施設内容の検討を行い、施設内容の充実やユニバーサルデザインにも配慮する。

② 既設の公園の地域住民等が参画する適切な維持管理

既設の公園については、雑草が生い茂っているなど管理が充分でない箇所もみられるため、地域住民等が参画する維持管理体制のもとで、適切な維持管理に努めるとともに、公園の改修に併せてユニバーサルデザインに配慮する。

③ 水辺空間の整備

員弁川をはじめとする河川の水辺空間については、親水性を確保しながら、親水公園などの整備を行うとともに、現存する自然環境の保全に努める。また、防災面に配慮した安全な川づくりを進めるとともに、堤防道路や河川敷を活用しながら自転車・歩行者専用道路の整備を図る。

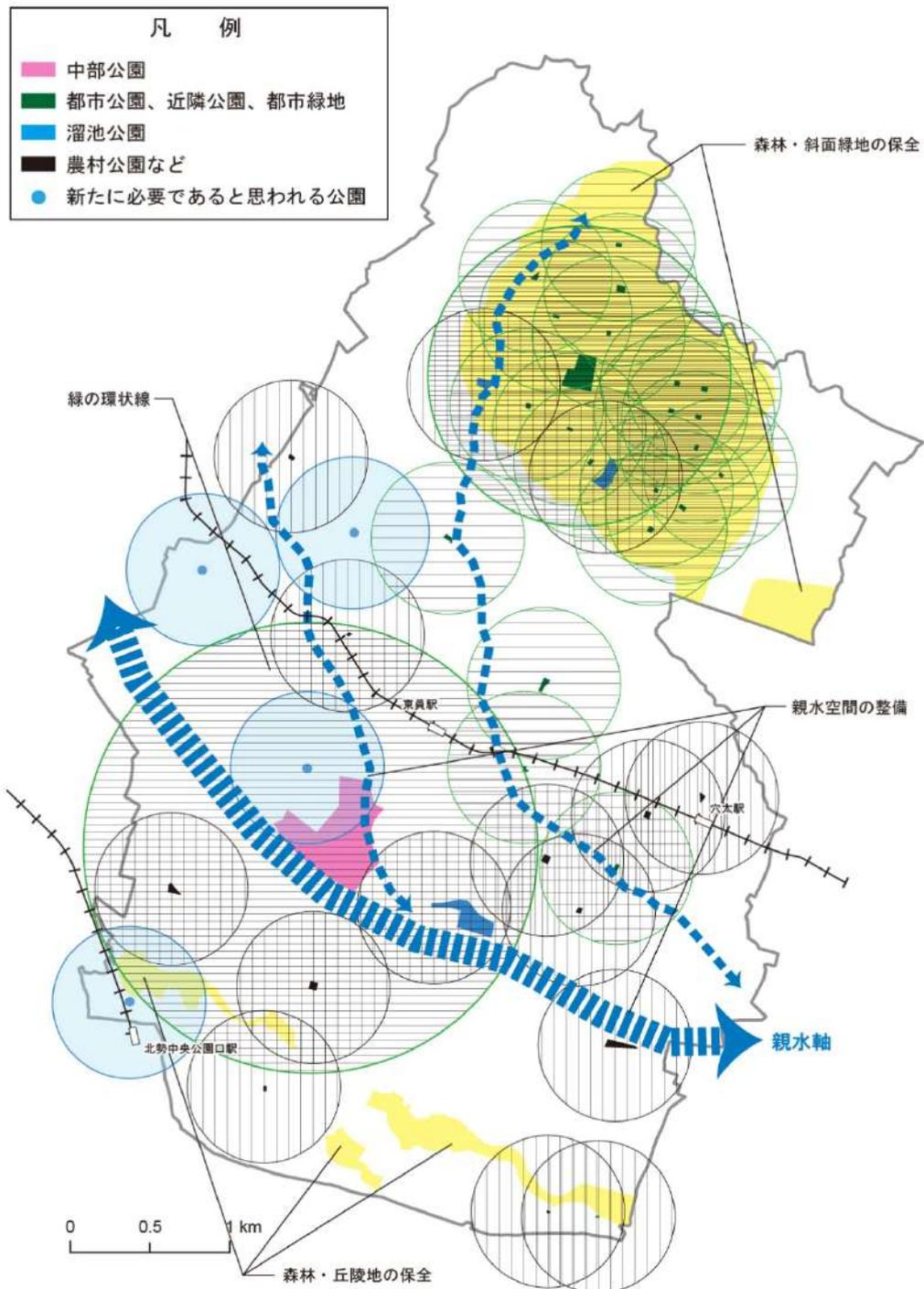
④ 森林・斜面緑地の適切な保全と活用

笹尾・城山地域及び三和地域の森林・斜面緑地においては、適切な保全を図るとともに、身近に自然とふれあうことのできる空間として活用する。

⑤ 農村公園等の活用

ほ場整備の中で整備が行われている農村公園や、農業用ため池についても、身近に自然とふれあうことができる場としての整備を促進する。

図表 6-14 公園緑地方針図



4) 生活基盤（供給処理施設など）づくりの方針

(1) 上下水道施設の方針

① 上水道の適切な維持・保全

本町の上水道施設は計画人口 30,000 人を想定して整備されたものであり、東員インターチェンジ周辺のイオンモール東員が立地した現況においても、施設稼働率は 60%程度であることから余力を残している。そのため、今後とも安定して施設が稼働するよう、施設の老朽化状況を適切に把握するための保守点検を強化するとともに、不良箇所の改善、老朽施設・設備の計画的な改修を推進する。

② 公共下水道事業の推進

公共下水道は概ね完成していることから、下水道への接続を推進し、衛生的な排水処理に努める。特に東海環状自動車道東員インターチェンジの開通に合わせた都市機能の立地により、大量の生活排水・産業排水が発生すると考えられることから、公共下水道整備事業を推進し、汚水の衛生的な処理に努める。

③ 浄化槽の設置推進

公共下水道計画区域外世帯については、三重県生活排水処理施設整備計画に基づき浄化槽の設置を進める。

(2) 公共施設に関する方針

① 神田・稲部地域の公共施設群の適切な維持管理とユニバーサルデザイン化の推進

神田・稲部地域は、役場をはじめとする公共施設が集積している。今後は、さらに施設の利便性を高めるための施設機能の拡充、高齢社会に対応したユニバーサルデザインに配慮した改修を積極的に推進するとともに、これら施設の適切な維持管理を継続して実施する。

施設間の動線についても、バリアフリーに配慮しながら、歩行者通路の確保を図り、安全性・快適性の向上に努める。

5) 農地に関する方針

(1) 基本方針

① 農地の多面的な役割を踏まえた、適切な保全

農地については、食料の安定供給だけでなく、環境保全・国土保全機能の保持、良好な景観の形成、文化の伝承等、多面的な機能を有するものとしてその役割があらためて見直されている。本町においても、こうした社会的背景を踏まえ、地域の環境を保全し、人々の暮らしにうるおいを与える農地の適切な保全に努める。

② 生産性向上に資する基盤整備

農業生産の基礎となる水利条件の整備、農道の整備などによって営農基盤の充実を図り、生産性の向上と生産コストの削減を図る。

③ 耕作放棄地を活用した農業活性化や新たな地域の魅力づくりの取り組み

耕作放棄地が増加していることから、農業の活性化や新たな地域の魅力づくりに取り組む。

(2) 整備・誘導方針

① 農地の適切な維持管理

本町においては、員弁川沿いの神田・稲部地域・三和地域に優良な農地が広がっており、いなべ市方面へと広がっている。このうち、スプロールが進みつつある神田・稲部地域においては、農地転用に対する監督・指導を強化しつつ、農地の適切な維持管理に努める。

② 東員インターチェンジ周辺における計画的な都市的土地利用と農地保全の実施

東海環状自動車道東員インターチェンジの開通により、周辺では開発圧力が高まる一方で、農振農用地指定された優良農地が多い。そのため、現行の優良農地を生かした効率的な農業の営みを維持するため、農地が分散分布しないよう、計画的に既存の農地と都市的な土地利用との調整を図りつつ、農地の適切な保全に努める。

③ 農福連携事業の推進

長深地区の耕作放棄地を活用した農業と福祉の連携によるまちづくりに本町は平成27年2月より取り組んでおり、今後もこれを進める。

④ 喜び農業推進事業の推進

耕作放棄地対策と農業活性化、新たな地域の魅力づくりとして、長深地区で喜び農業推進事業を行っており、今後もこれを進める。

図表 6-15 農地保全方針図



6) 街並み・景観づくりの方針

(1) 自然景観

① 身近にふれあえる河川空間の形成

員弁川をはじめとする河川では、防災面に配慮しつつ、自転車・歩行者専用道路やポケットパークなどの整備を行い、身近に水と緑にふれあうことのできるうるおいのある空間を形成する。

② 森林・丘陵地の保全と活用

笹尾・城山地域、三和地域に多くみられる森林・丘陵地については、貴重な本町の自然として活用する。

(2) 市街地景観

① 住宅地における落ち着いた景観の形成

既存の住宅地においては、住民の理解と協力を得ながら各種協定等の締結を促していくなど、住宅地としてふさわしい、落ちつきのある景観形成に努める。

② 商業地における魅力的な商業空間の形成

商業地においては、個性ある街並みへの誘導や屋外広告物の規制、自転車・歩行者用サインの充実やモニュメントの配置、沿道の緑化を図るなど、魅力的な商業空間の形成に努める。

③ 工業地における周辺との調和や景観形成

工業地においては、施設内外の緑化や建物の外壁・屋根等に工夫を凝らすなど、周辺の景観と調和するような景観形成に努めるよう、事業者呼びかけていく。

新規に開発される工業地においては、工場等の施設を周辺環境に十分配慮した色彩・形状とし、地域全体で十分な緑地が確保されるよう、各企業自らが景観形成に取り組むためのルールづくり（地区内企業による建築協定の締結等）を支援する。

④ 特色のある季節の彩りが楽しめる公園の景観形成

公園においては、各地区において特色のある季節の彩りが楽しめる景観形成に努めるため、季節感のある樹木の植栽や花壇の設置などを推進する。

(3) 道路景観

① 快適な道路空間の創出

街路樹の植栽、歩道の美装化、沿道用地や交差点用地を活用したポケットパークの設置などを進め、快適な道路空間の創出を図る。

② 美しい道路景観の形成

電線類の地中化や自動車・歩行者用サインの充実、道路の美装化、ガードレール等道路付属物の意匠への配慮を行い、美しい道路景観を形成する。

(4) 東員駅・東員町役場周辺での本町の顔となる景観の形成

東員駅・東員町役場周辺においては、新しいまちの顔の創造に向けて、本町の顔となる、魅力的で洗練された景観の形成を図る。町民の地域拠点にふさわしい質の高い、周辺の景観形成の模範となるような景観整備を進める。

図表 6-16 景観形成方針図



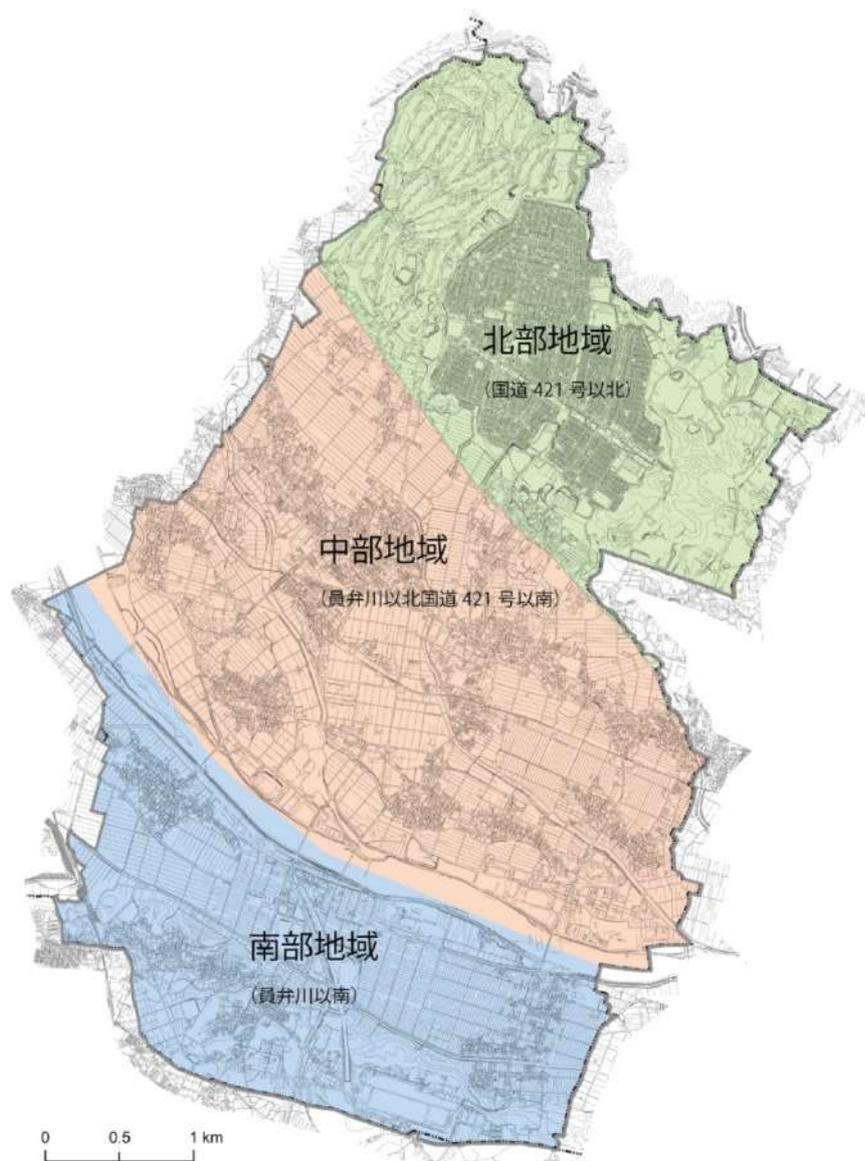
7. 地域別構想

7-1. 地域区分

バランスのとれた市街地の形成や、地域特性に応じた整備方針を策定するために、地域区分を設定する。

地域区分の設定にあたり、幹線道路や河川などの配置状況、地域としての一体性やまとまり、また地域の成り立ちを考慮しつつ、下図に示すように、北部地域、中部地域、南部地域の3つの区分とする。

図表 7-1 地域区分図



地域名	対応する地域
北部地域	笹尾西地域、笹尾東地域、城山地域、 神田地域 (国道 421 号以北)、稲部地域 (国道 421 号以北)
中部地域	神田地域、稲部地域 (いずれも国道 421 号以南)
南部地域	三和地域

7-2. 北部地域

1) 地域の概況

(1) 概要

- ・ 国道 421 号線より北側に位置しており、丘陵地となっている。
- ・ このうち中央部は、昭和 40 年代からの宅地開発による低層戸建住宅地であり、桑名市の大山田団地と並んで県内有数の住宅団地である。

(2) 人口・世帯数・高齢化率

- ・ 笹尾西、笹尾東、城山地域の宅地開発により、多くの人々が居住するようになり、現在でも本町の約半数の人が居住している。
- ・ 人口は減少傾向にあり、平成 22 年から平成 27 年の 5 年間では、最も遅く開発された城山地域で人口が大きく減少した。世帯数は地域全体で依然として増加しており、空き区画への住宅の立地がみられる。

地域	人口 (H22 からの変化)	世帯数 (H22 からの変化)	65 歳以上 人口	高齢化率 (%)
笹尾西	3,568 (-43)	1,300 (+40)	1,224	34.6%
笹尾東	4,243 (-142)	1,560 (+36)	1,341	31.8%
城山	4,402 (-363)	1,620 (+11)	896	20.5%
合計	12,213 (-548)	4,480 (+87)	3,461	28.3%

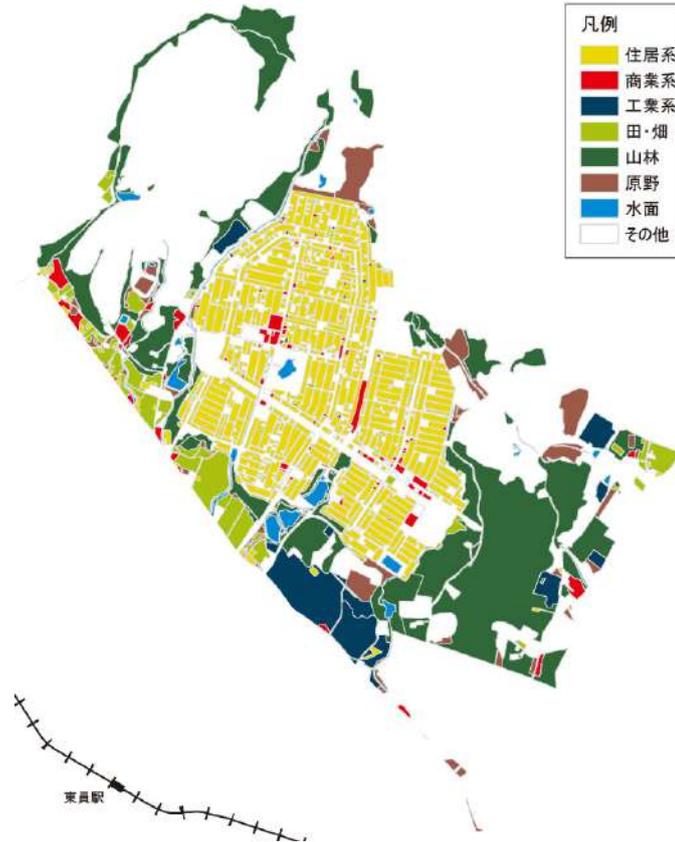
平成 27 年国勢調査

- したがって人口増加は世帯の流出ではなく、子供世代の独立による世帯構成の変化によるものである。
- ・ 住民の入れ替わりが少ないため、年数経過により住民の高齢化が進むとともに、子供世代の転出による人口減少により高齢化率が高まった。この傾向は現在も続いており、本町で最も高齢化率の高い地域となっている。

(3) 土地利用

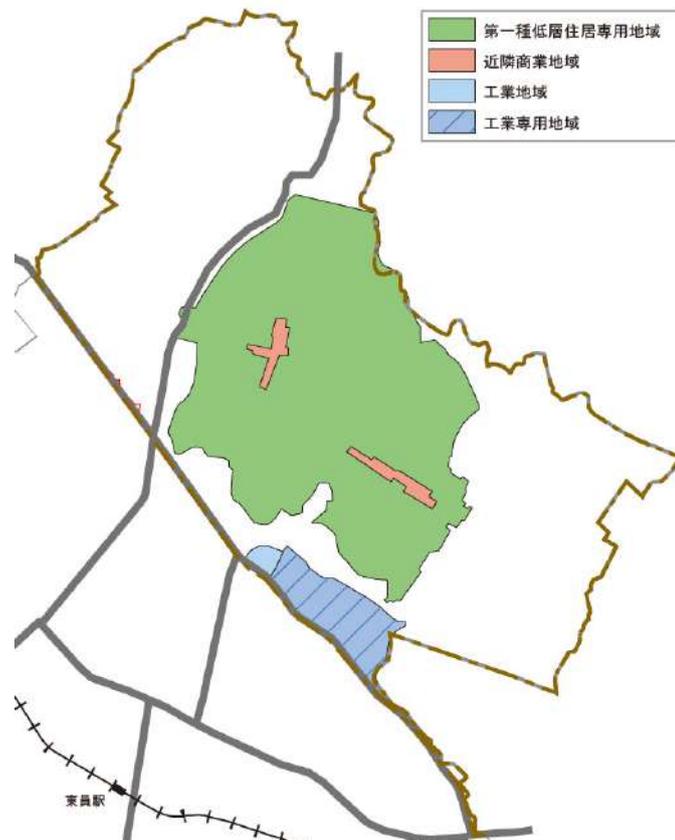
- ・ 地域の中央部は低層戸建住宅地であり、中心部に公共施設や商業施設が立地している。
- ・ 東側は山林となっているが、平成 20 年に策定した都市計画マスタープランでは工業地として位置づけており、三重県の北勢圏域マスタープランでも工業系土地利用誘導ゾーンとして位置づけられている。
- ・ 国道 421 号の沿線地域は東部が工業地、西部が田園地帯となっている。
- ・ 市街化区域は低層戸建住宅地と工業地であり、それぞれ第一種低層住居専用地域、工業地域、工業専用地域に指定されている。また低層戸建住宅地の中央部は近隣商業地域となっている。

図表 7-2 北部地域の土地利用の状況（平成 24 年）



資料) 平成 24 年度東員町都市計画基礎調査 土地利用現況図 (東員町, 平成 24 年)

図表 7-3 北部地域の用途地域指定状況



2) 地域の現状と課題

住民のライフステージの変化に合わせた安心・便利な生活環境づくり

- ・ 計画的な宅地開発と基盤整備により、良好な居住環境や生活環境が整備されている地域で、多くの子育て世帯が暮らしてきたが、子どもの多くが独立した現在では町内で最も高齢化が進んだ地域となっている。開発当時とは生活基盤や公共施設、生活利便施設等へ住民のニーズが変わってきていると考えられることから、高齢化に対応したまちづくりを進めていく必要がある。
- ・ 笹尾連絡所、学校、診療所、商業施設、公園などの都市機能が配置されているが、高齢化に伴い、これまでよりもより徒歩圏に商業機能やコミュニティ機能などの整備が求められる。
- ・ 高齢化に伴い、歩行者や車椅子利用者が増加するものと考えられる。既存の歩道や遊歩道の適切な維持・補修やバリアフリー化が求められる。

産業基盤づくり

- ・ 東部の丘陵地は上位計画や関連計画で工業系の土地利用へ誘導するゾーンとして位置づけられています。本町の製造品出荷額は増加しつづけており、さらに東海環状自動車道の開通により工業立地の需要が高まっていることから、本町の今後の発展のためにも計画を推進していく必要がある。

公園緑地の充実

- ・ 笹尾西、笹尾東、城山地域には笹尾中央公園、東員北部山田溜公園、万助溜公園など設備の充実した公園が整備されており、この他に街区公園も数多く整備されている。これらの公園の機能を維持するための適切な管理が必要である。
- ・ 住宅地周辺には樹林地が広がっている。一方、上記で示した産業基盤づくりが予定されていることから、開発と緑地保全のバランスをとることが必要である。

生活や産業活動を支える交通体系の整備

- ・ 笹尾西、笹尾東、城山地域内の都市計画道路は整備されているものの、その他の都市計画道路の整備は遅れている。工業系土地利用誘導ゾーンの整備と合わせて、国道 421 号から桑名市北部へのアクセス性向上に資する南北方向の道路（都市計画道路桑名北部東員線）整備や笹尾西、笹尾東、城山地域から桑名北部東員線への道路整備など、生活や産業活動を支える地域内外を結ぶ道路整備が必要である。

3) 将来目標

北部地域の将来目標を次のように設定する。

豊かな自然の下で、多様な世代が共に暮らす、 生き生きとしたまち

北部地域は、昭和40年代からのニュータウン開発により、多くの人々が生活を営むまちへと成長した。一方で、住民の入れ替わりが少ないため、年数経過により住民の高齢化が進むとともに、子供世代の転出による人口減少により高齢化率が高まった。この傾向は現在も続いており、本町で最も高齢化率の高い地域となっている。今後は空き家の発生も懸念される。

周囲には森林が広がり、豊かな自然環境に恵まれており、計画的に整備された市街地に良好な住宅ストックや公共施設があることから、これらを利活用しつつ、より質の高い居住環境の創出を図り、高齢者のみならず子育て世代を呼び込み、多様な世代が心身ともに豊かな日々を送ることができる快適なまちの形成を目指す。

4) 将来人口フレーム

北部地域の人口フレーム等については、88ページの将来フレーム及び土地利用計画等による設定をもとに、北部地域の現在の人口を考慮して設定した。その結果は以下の通りである。

図表 7-4 北部地域の宅地開発により新たに増加する人口

(単位：人、戸)

市街化区域	市街化編入区域	戸数合計	増加する人口
0	0	0	0

図表 7-5 北部地域の目標年次における将来人口

(単位：人、戸)

地域	地域別人口(H27) (実績値)	新規増加分(H37) (推計値)	合計(H37) (目標)
笹尾・城山地域	12,213	-1,273	10,940

5) まちづくりの方針

(1) 土地利用・市街地整備方針

① 既存住宅地

- 現在、良好な居住環境が保たれているため、今後においても現在の用途地域（第一種低層住居専用地域）を基本として、土地利用の適切な維持に努め、良好な居住環境の保全を図る。
- 歩道の緑化や道路・歩道の適切な維持・補修など沿道環境の整備に努め、快適な居住空間の形成を図る。

② 工業地

- 東部において、新たな工業用地として民間による整備・開発を促進する。

③ 公園・緑地

- 地域内には笹尾中央公園、東員北部山田溜公園、万助溜公園など設備の充実した公園が整備されており、住民の憩いの場として、広く利用されている。これらの既存公園については、地域住民との協働により適切な管理を図り、美しい環境の維持に努める。
- 周辺地域に広がる樹林地については、公園・緑地、遊歩道等、レクリエーション空間としての活用を進める。
- 新たな工業用地の整備にあたっては近接する住宅地、医療施設の環境保全を目的に工業開発地周辺において充実した緑地を、適切に保全する。

(2) 道路・公共交通の方針

- 新たな工業地の整備・開発の促進と合わせて、国道 421 号と工業地のアクセス、および本町と桑名市北部とのアクセス性向上に資する都市計画道路桑名北部東員線の整備を促進する。また、桑名北部東員線への既存住宅地からのアクセス確保のため、城山地域内の東西道路の桑名北部東員線までの延伸を検討する。
- 都市計画道路北大社笹尾長深線をはじめとした道路や公園等の既存ストックの有効利用を図るとともに、ゆとりある歩道整備とバリアフリー化を図るための歩道改良などを進め、高齢社会の到来に対応できる、人にやさしいまちづくりを推進する。
- 公園にアクセスする道路では、地域内の交通需要を踏まえつつ、道路の歩行者専用道路化を図り、安全・快適な歩行者空間を創出する。

(3) 緑地・水辺環境づくりの方針

- 北部地域においては公園の箇所数が多く、充実した整備が行なわれている。しかし、維持管理が行き届かない箇所もあるため、維持管理面での取り組みを強化していく。また、公園の改修に併せてユニバーサルデザインに配慮する。
- 周辺部の森林・斜面緑地については、身近に自然とふれあうことのできる空間として、適切な保全と自然を生かした活用を図る。
- 東部の工業開発地の整備にあたっては、近接する住宅地、医療施設の環境保全を目的に工業開発地周辺において充実した緑地を、適切に保全する。

(4) 生活基盤づくりの方針

- 上下水道が整備され、今後も適切な維持・管理に努めるものとする。

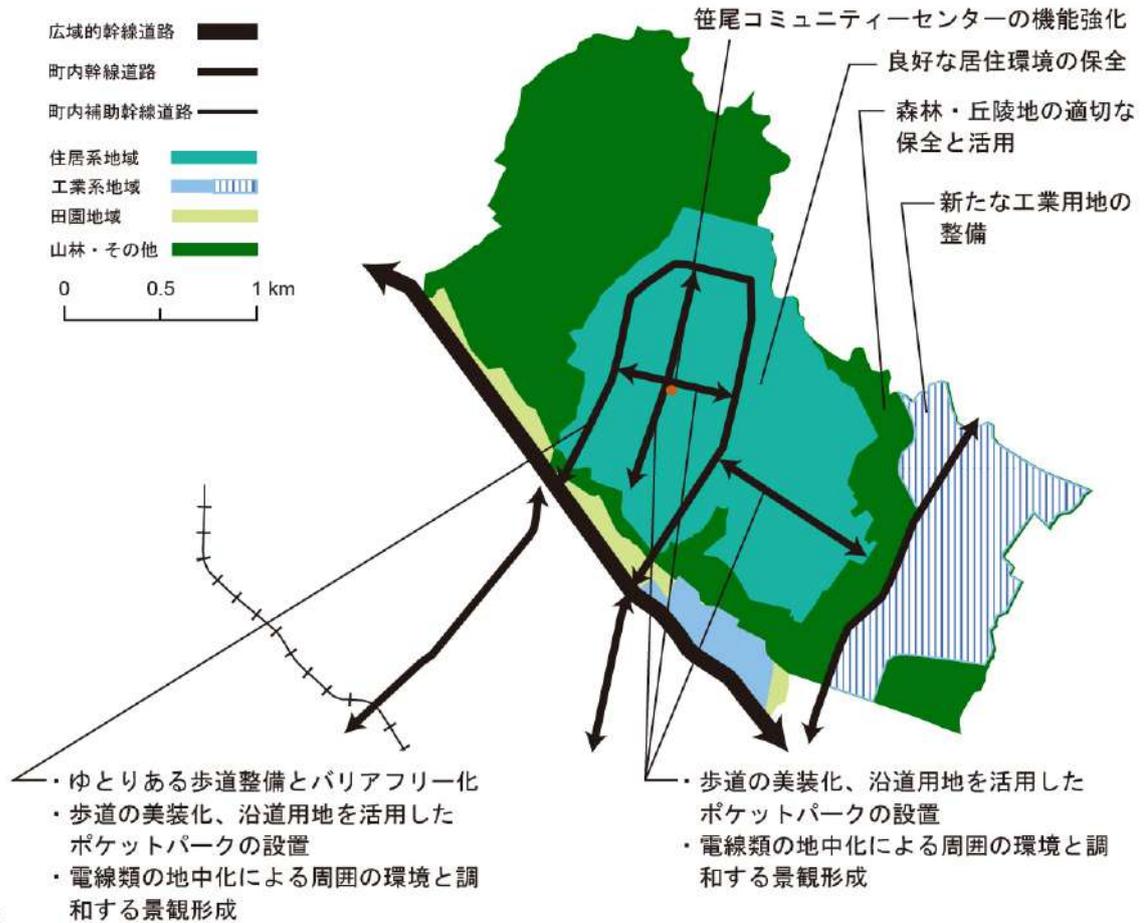
(5) 街並み・景観づくりの方針

- 都市計画道路北大社笹尾長深線、町道笹尾幹線 1 号線、城山幹線 1 号線、笹尾 1 号線・笹尾 2 号線においては、歩道の美装化、沿道用地を活用したポケットパークの設置などを進める。
- 都市計画道路北大社笹尾長深線、町道笹尾幹線 1 号線、城山幹線 1 号線及び地域内の主な街路においては、電線類の地中化・サインの充実等を推進し、周囲の景観と調和する景観形成に努める。

(6) 公共公益施設の方針

- 公共施設の維持管理面での適切な取り組みと、施設更新時期に合わせた機能の拡充を図る。
- 笹尾コミュニティセンターの機能強化を図り、サービスの向上を図る。

図表 7-6 北部地域のまちづくり構想・土地利用計画図



7-3. 中部地域

1) 地域の概況

(1) 概要

- ・ 国道 421 号と員弁川に挟まれた平坦地である。
- ・ 県道菰野東員線沿道を中心に市街地が形成されており、また三岐鉄道北勢線が通っている。
- ・ 東員町役場や総合文化センターなどの公共施設、中部公園もあり本町の中心的な地域である。

(2) 人口・世帯数・高齢化率

- ・ 人口は 9,818 人で、町全体の 38.7% である。
- ・ 世帯数は 3,337 世帯で、町全体の 37.7% である。
- ・ 3 地域中で唯一、人口、世帯とも増加している地域である。高齢化率は 3 地域中最も低い。

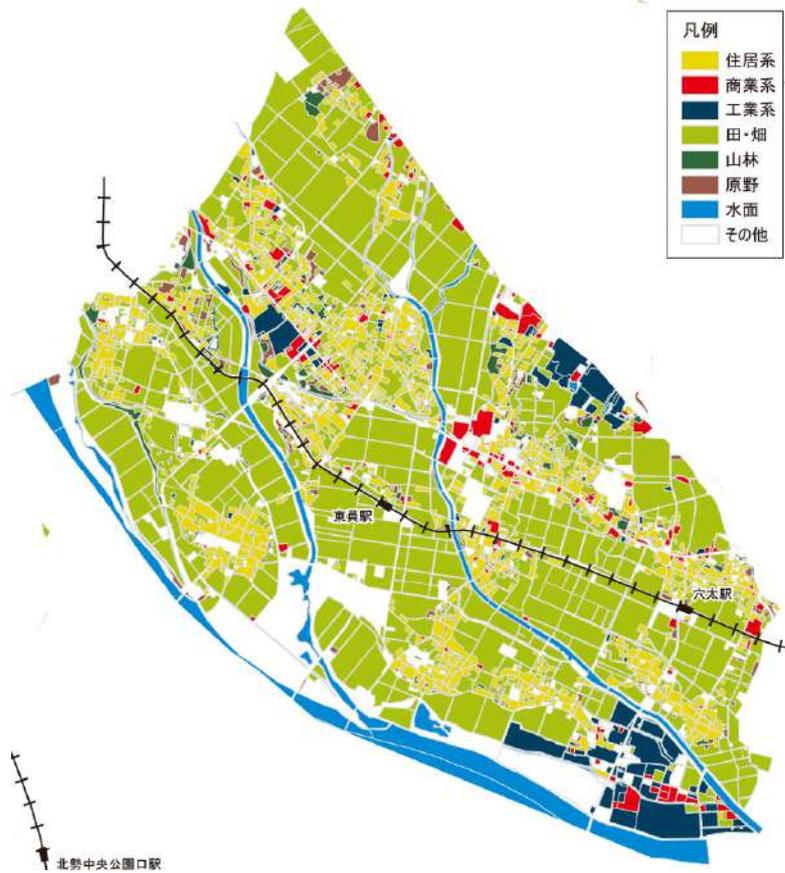
地域	人口 (H22 からの変化)	世帯数 (H22 からの変化)	65 歳以上 人口	高齢化率 (%)
神田	6,777 (+259)	2,297 (+164)	1,775	26.6%
稲部	3,041 (+190)	1,040 (+112)	701	23.4%
合計	9,818 (+349)	3,337 (+276)	2,476	25.6%

平成 27 年国勢調査

(3) 土地利用

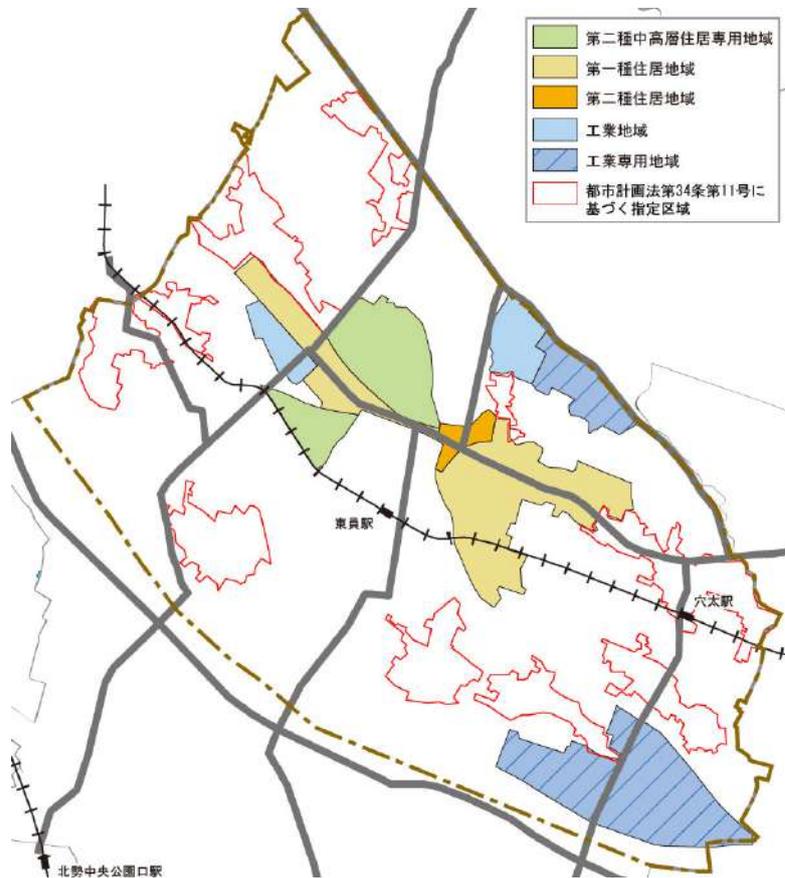
- ・ 県道菰野東員線沿道は主に住居系用途となっており、この他国道 421 号沿線、および員弁川北側の県道四日市東員線沿線は工業系用途に指定されている。
- ・ 市街化調整区域は集落地域、農用地、公共施設で構成している。集落の多くは、都市計画法第 34 条第 11 号による開発行為に関する指定区域となっている。

図表 7-7 中部地域の土地利用の状況（平成 24 年）



資料) 平成 24 年度東員町都市計画基礎調査 土地利用現況図 (東員町, 平成 24 年)

図表 7-8 中部地域の用途地域指定状況



2) 地域の現状と課題

拠点性の不足

- ・ 本地域は町役場、総合文化センター、中部公園など公共公益施設が集積するとともに、本町の主要な交通結節点である三岐鉄道北勢線東員駅を含む地域であるものの、公共施設や鉄道駅周辺でのまとまった土地利用が見られず、拠点性が不足している。

スプロール化の抑制

- ・ 市街化区域の他に、集落地域が都市計画法第34条第11項の指定地域となっていることから、これらの地域に戸建住宅が立地した結果、本地域の人口が増加するとともに、住居系土地利用の区域が広がった。居住者のニーズがあるものの、無秩序な住宅地の拡大を避け、交通結節点や公共公益施設、生活利便施設などが集積した、コンパクトな市街地形成が必要である。

道路、公園の整備

- ・ 総合公園である中部公園はあるものの、街区公園の整備や都市計画道路の整備が遅れている。居住環境や生活環境の維持、向上を図るため、これらの基盤整備が必要である。

公共施設の再編、再配置

- ・ 本地域は、本町の中央部であり公共公益施設が集積する地域である、そのうちのいくつかは老朽化や設置当時と現況の社会状況の変化から機能の強化もしくは集約、適正な配置が求められている。財政面での制約もあり、公共サービスを持続可能なものとするためにも、効率的な運営に向けた再編が求められる。

自然環境や農地の保全

- ・ 員弁川の水辺空間や既存集落周辺や社寺等の樹林地などに自然環境が残っている。山林や樹林地などが減少傾向にある本町において、これらの現存する自然環境を保全し、緑と水のある暮らしと自然が調和した生活環境を維持することが必要である。
- ・ 農業振興地域や農用地区域が多いものの、開発に伴い農地が減少傾向にあることから、まとまりのある農地を保全し、農村集落としての形態を保つ必要がある。

3) 将来目標

中部地域の将来目標を次のように設定する。

多様な機能と充実した基盤を軸に発展する 機能的なまち

中部地域の神田・稲部地域は、東員町役場等の公共施設が集まる公共交流拠点や幹線道路沿道への商業施設が位置する。町の核となる地域であり、人口が微減傾向にある本町において、人口が今なお増加傾向にある地域である。

このため、本町における拠点性の向上や、生活利便性の向上を図るとともに、住宅需要の受け皿となるよう、新たな地域拠点の形成を図り、まちとしての求心力を高めることによって、多様な機能と充実した基盤を軸に発展する機能的なまちの形成を目指す。

4) 将来人口フレーム

中部地域の人口フレーム等については、88 ページの将来フレーム及び土地利用計画等による設定をもとに、中部地域の現在の人口と、新たな拠点整備や宅地開発による新たに増加する人口等を考慮して設定した。その結果は以下の通りである。

図表 7-9 中部地域の宅地開発により新たに増加する人口

(単位：人)

市街化区域	市街化編入区域	増加する人口
0	750	750

図表 7-10 中部地域の目標年次における将来人口

(単位：人、戸)

地域	地域別人口(H27) (実績値)	新規増加分(H37) (推計値)	合計(H37) (目標)
神田・稲部地域	9,818	+884	10,702

5) まちづくり方針

(1) 土地利用・市街地整備方針

① 既存住宅地、既存集落

- 県道菟野東員線沿いの鳥取・六把野新田・穴太などでは、スプロール的な開発の進行が問題となっている。このため、街区単位での土地利用の純化を図り、秩序ある土地利用を進める。
- スプロール的な開発が進んでいる県道菟野東員線沿いの市街化区域内においては、街区単位での道路や公園等の基盤整備を計画的に進める。
- 既存集落においても道路を中心とする基盤整備の推進を通じて、ミニ開発や集合住宅の建設によるスプロール化を抑制し、生活環境の維持、向上に努める。

② 幹線道路沿道

- 県道菟野東員線沿い都市計画道路桑名中央東員線の鳥取・六把野新田では、ロードサイド型商業施設の集積を誘導し、本町における商業軸の形成を図る。
- 県道菟野東員線・県道桑名東員線沿いでは、それぞれに該当する都市計画道路の整備を進めるとともに、沿線地域への商店やロードサイド型商業施設の集積を誘導し、本町における商業軸としての形成に向けた取り組みを進める。
- 両都市計画道路が交差する地点では、利便性の高い生活環境の整備に併せた商業地の形成に努める。

③ 工業地

- 既存市街地に混在する工場については、周辺との調和を図るよう事業所に促す。

④ 新たな地域拠点

- 東員駅および東員町役場周辺において、本地域の住宅需要の受け皿として、また駅や公共施設を中心としたコンパクトなまちづくりを進め、本町の中心としての役割を果たすため、新たな地域拠点の形成を図る。
- 既存の公共公益施設については、バリアフリー化や施設周辺緑化、各施設の機能の拡充、及び施設間の連携により、より質の高い住民サービスの提供を目指す。

⑤ 公園・緑地

- 既存市街地での計画的な公園整備を進める。
- 既存市街地や各集落の周辺、社寺に存在する自然環境については、貴重な緑として適切な保全を図る。

⑥ 農地

- 鳥取・六把野新田などではスプロール的な開発が進んでいることから、農地転用などに対する監督・指導を行うとともに、農地の適切な管理・運用に努める。
- 山田・北大社・筑紫・瀬古泉では、農村集落としての形態が保たれ、まとまりのある農地が広がっていることから、農地転用に対する監視・規制を強化し、優良農地の確保に努める。

(2) 道路・公共交通づくりの方針

- 本町の南北軸・東西軸の形成、および広域アクセス性の向上、新たな地域拠点の骨格づくりにも資する都市計画道路の整備を推進する。

(3) 緑地・水辺環境づくりの方針

- 中部公園は、本町におけるスポーツ・レクリエーションの拠点として整備がされ有効に活用されている。今後さらに町民のニーズにあった施設として、より一層の充実を図るとともに、誰もが安全・安心に利用できるようユニバーサルデザインに配慮する。
- 員弁川、藤川、戸上川の河川については、防災面に配慮した安全な川づくりとともに、河川敷・堤防道路(河川沿い道路)の遊歩道としての活用、親水公園の整備、多自然川づくりを目指した河川改修を進め、自然とふれあえる親水空間として整備・保全する。
- 特に員弁川の水辺空間については、自然とふれあえる親水空間として親水公園などを整備するとともに、現存する自然環境の保全に努める。また、堤防道路や河川敷を活用し、自転車・歩行者専用道路の整備を図る。

(4) 生活基盤づくりの方針

- 上下水道が整備され、今後も適切な維持・管理に努めるものとする。

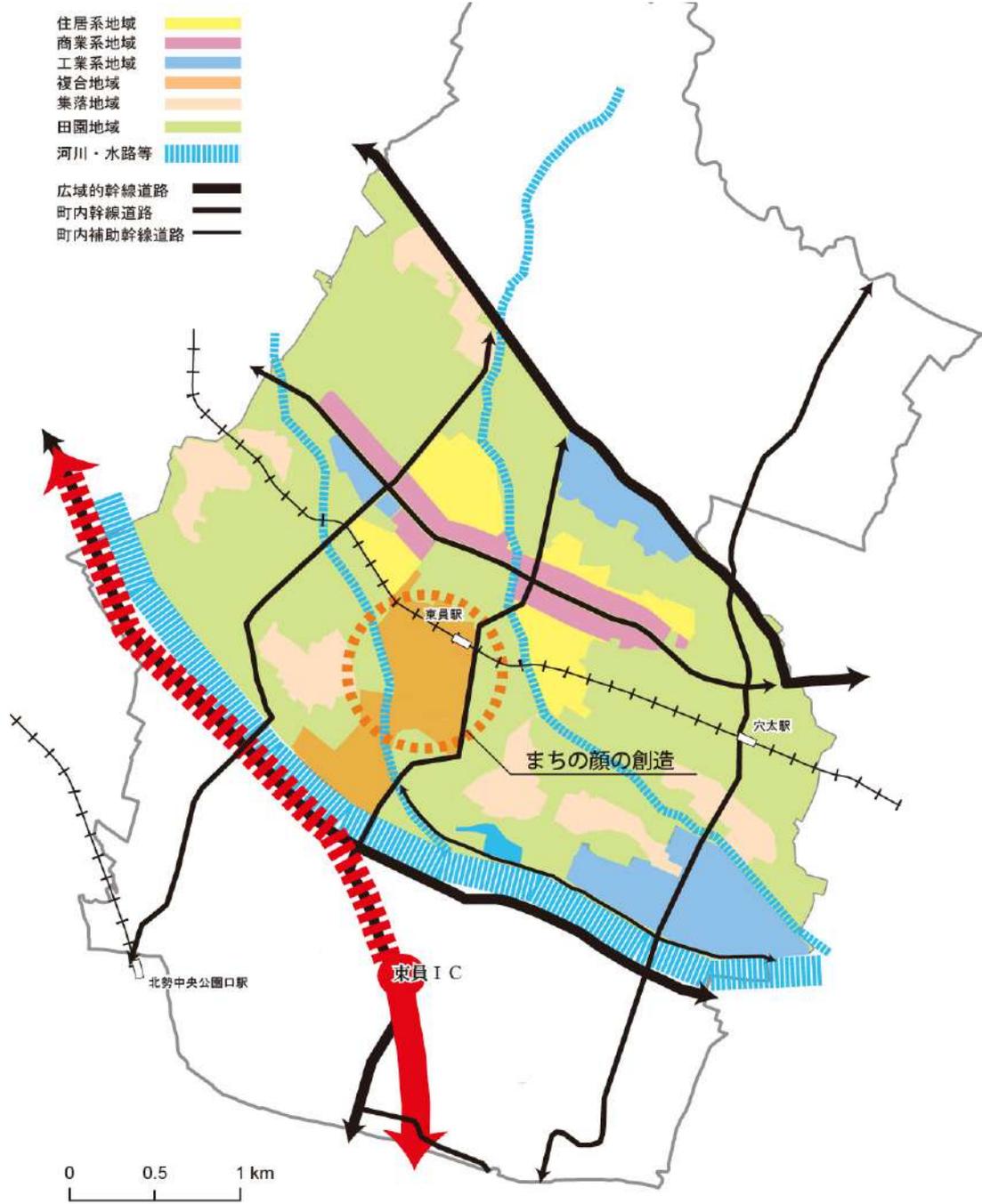
(5) 街並み・景観づくりの方針

- 住民の理解と協力を得ながら、建築協定の締結や地区計画の導入など、住宅地としてふさわしい統一的でまとまりのある景観づくりを図る。
- 鳥取、六把野新田、穴太の商業地においては、個性ある街並みへの誘導や屋外広告物への規制を行うなど、魅力的な商業空間の形成に努める。
- 国道 421 号や県道菟野東員線、都市計画道路北大社笹尾長深線等の主要な道路においては、街路樹の植栽や歩道の美装化、沿道用地を活用したポケットパークの設置などの景観形成に努める。

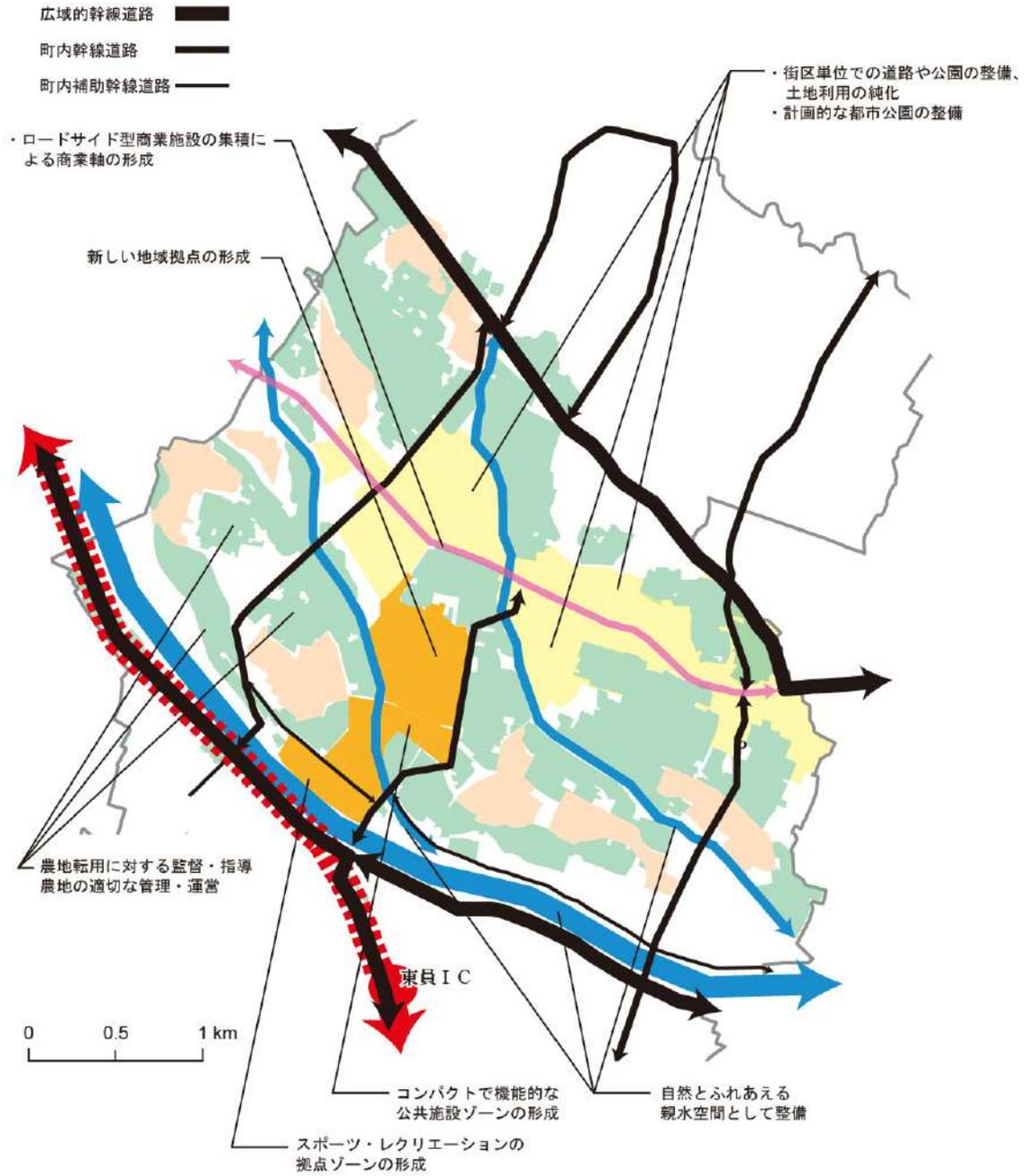
(6) 公共公益施設の方針

- 公共施設のうち老朽化が見られる施設について、更新時期に合わせて適切な場所への移転や機能集約、他施設との連携を図る。

図表 7-11 中部地域の土地利用計画図



図表 7-12 中部地域のまちづくり構想図



7-4. 南部地域

1) 地域の概況

(1) 概要

- ・ 員弁川の南側の地域であり、員弁川沿いは平坦地、四日市市境付近は丘陵地となっている。
- ・ イオンモール東員が平成 25 年に開業、東海環状自動車道東員インターチェンジが平成 28 年に開通し、現在は国道 365 号員弁バイパスの 4 車線化及び東海環状自動車道東員インターチェンジ以北の区間の整備が行われている。

(2) 人口・世帯数・高齢化率

- ・ 人口は 3,313 人、世帯数は 1,046 世帯で、3 地域中最も小さい。
- ・ 3 地域中で唯一、人口、世帯とも減少している。高齢化率は 3 地域中最も高い。

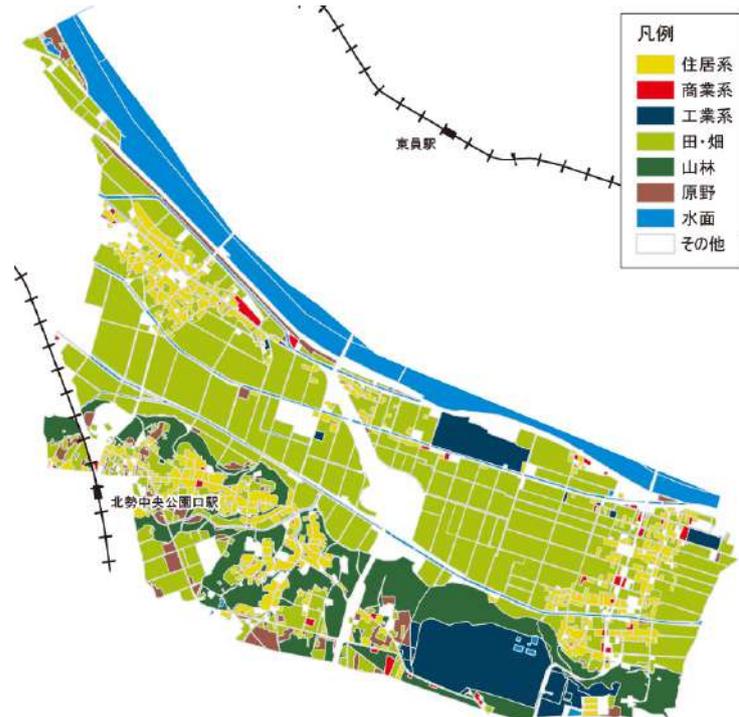
地域	人口 (H22 からの変化)	世帯数 (H22 からの変化)	65 歳以上 人口	高齢化率 (%)
三和	3,313 (-218)	1,046 (-80)	1,030	31.6%

平成 27 年国勢調査

(3) 土地利用

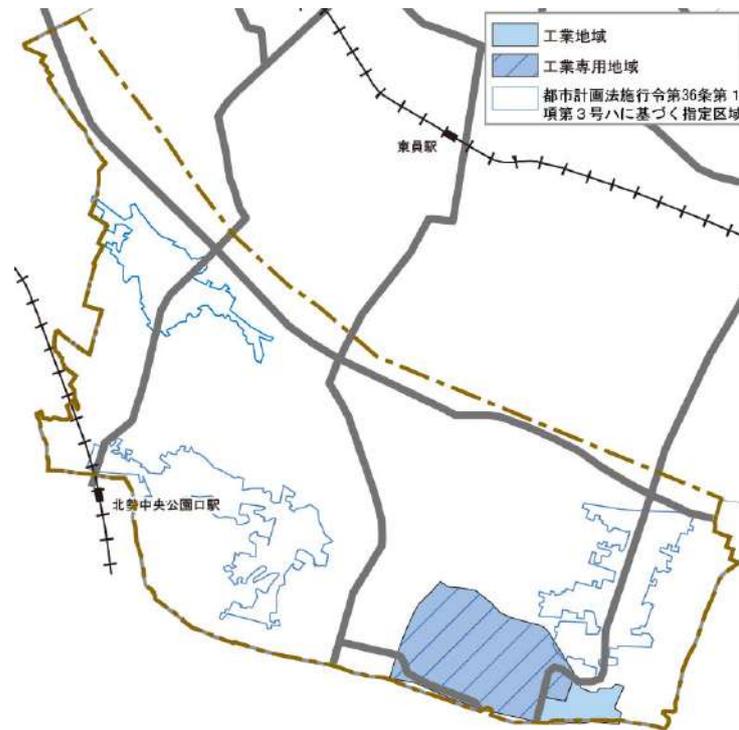
- ・ 市街化区域は工業地域、工業専用地域となっており、住居系、商業系の市街化区域はない。
- ・ 市街化調整区域は集落地域、農用地で構成している。集落の多くは、都市計画法施行令第 36 条第 1 項第 3 号ハに基づく指定区域となっている。
- ・ 農地に耕作放棄地が発生しつつあり、これらを活用した喜び農業推進事業や農福連携のまちづくりが進められている。

図表 7-13 南部地域の土地利用の状況（平成 24 年）



資料) 平成 24 年度東員町都市計画基礎調査 土地利用現況図 (東員町, 平成 24 年)

図表 7-14 南部地域の用途地域指定状況



2) 地域の現状と課題

人口・世帯数の減少対策と集落の再生

- ・ 人口、世帯数とも減少しており、集落コミュニティの活力低下が懸念される地域である。一方で、東海環状自動車道の開通、国道 365 号員弁バイパスの整備、イオンモール東員の開業といった社会基盤、生活基盤の大きな変化が見られる地域でもあることから、集落の再生に向けたまちづくりを進める必要がある。

耕作放棄地や空き家・空き地対策

- ・ 人口、世帯数の減少とともに、耕作放棄地が発生し始めている。喜び農業推進事業や農福連携事業など耕作放棄地を活用した農業振興が進められているが、これらの継続の他、耕作放棄地対策を進め、農地保全や集落景観の保全が求められる。
- ・ 3 地域中最も特定空家等の多い地域であり、世帯数に対する特定空家等の割合の高い地域である。世帯数が減少していることから、今後さらに空き家や空き地の発生が懸念されます。空き家、空き地の放置は生活環境や治安の悪化につながり、対策が必要である。

生活環境の向上

- ・ 高齢化や東海環状自動車道の開通、国道 365 号員弁バイパスの整備、イオンモール東員の開業などの影響から、生活利便施設の整備など、生活環境の向上を望むアンケート結果となっている。

安全対策

- ・ 南部地域は員弁川の氾濫による浸水や、地震による液状化、土砂災害などの恐れがある地域であることから、防災対策が必要である。

幹線道路網を生かしたまちづくり

- ・ 東海環状自動車道の開通、国道 365 号員弁バイパスの整備により南部地域は広域アクセス性が非常に高い地域となった。自然環境の保全、集落の再生、安全対策など、バランスを取りながら、交通アクセス性を生かした産業誘致などを行い、ポテンシャルを生かしたまちづくりが求められる。

3) 将来目標

南部地域の将来目標を次のように設定する。

農村集落の維持・再生と交流拠点による 活力ある持続可能なまち

南部地域の三和地域は、員弁川の南側に位置している。東海環状自動車道東員インターチェンジの開通、イオンモール東員の立地による交流拠点の形成、国道365号員弁バイパスの4車線化が進む一方で、集落を中心としたのどかな農村風景が広がっている。しかしながら人口、世帯数とも減少しており、耕作放棄地も増加していることから、集落や農業の再生が求められる地域である。

このため、社会基盤整備と並行して、交流拠点とも連携した既存集落の活力維持、農業の再生を図り、活力ある持続可能なまちづくりを目指す。

4) 将来人口フレーム

南部地域の人口フレーム等については、南部地域の現在の人口を踏まえて設定した。その結果は以下の通りである。

図表 7-15 南部地域の宅地開発により新たに増加する人口

(単位：人、戸)

市街化区域	市街化調整区域	増加する人口
0	0	0

図表 7-16 南部地域の目標年次における将来人口

(単位：人、戸)

地域	地域別人口(H27) (実績値)	新規増加分(H37) (推計値)	合計(H37) (目標)
三和地域	3,313	-342	2,971

5) まちづくり方針

(1) 土地利用方針

① 既存集落

- 高齢化や農業従事者の後継者不足等により活力の衰退が予想される集落については、地区計画等の手法を用いて、既存集落のコミュニティや活力の維持に努める。

② 流通業務地

- 東海環状自動車道東員インターチェンジ周辺地区は、商業施設の立地と併せて複合的な機能の整備を図るため、流通業務機能等の導入を促進し、新たな交流拠点の形成を図る。

③ 公園・緑地

- 南部地域では、都市公園がなく、農村公園等がわずかにあるのみで、公園面積の確保に努める。

④ 農地

- インターチェンジ周辺開発との調整を図りながら、農地の生産性向上やまとまりのある農地の保全に努める。
- 南西部の農地においては、農地の保全とともに障がいがある方の就労の場の確保と賃金の向上を図り、地域で安心して暮らすことができるよう、農業と福祉のまちづくりを進める。

(2) 道路・公共交通づくりの方針

- 広域アクセス性を高める国道 365 号員弁バイパスの 4 車線化の推進、および主要道路の整備を推進する。

(3) 緑地・水辺環境づくりの方針

- 員弁川沿いの緑地・水辺環境の維持・保全を推進する。

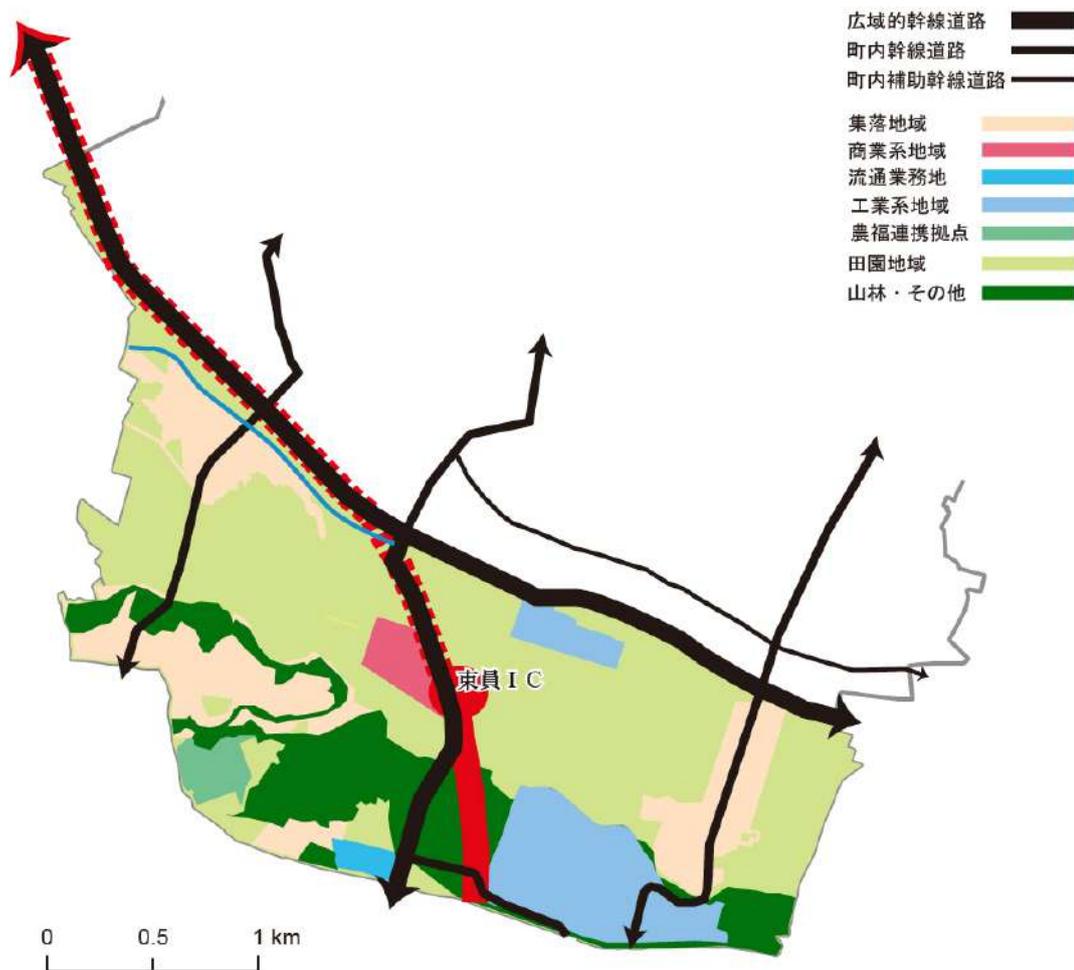
(4) 生活基盤づくりの方針

- 東員インターチェンジ周辺への機能集積により、新たな水需要が発生することが考えられる。このため、安定的な水の供給に努めるとともに、新たな水需要の発生にも対応できるよう、水源の確保、導水・給水施設などの計画的な施設整備などについて検討する。
- 大量の生活排水・産業排水が発生すると考えられることから、公共下水道整備事業による汚水の衛生的な処理に努める。

(5) 街並み・景観づくりの方針

- 南大社の国道 365 号沿いや県道桑名大安線沿いの中上では、防災面への配慮を行いつつ、養父川・山神川の河川を活用し、街路樹の植樹や花壇の整備、モニュメントやベンチなどを設置し、豊かな水と緑を生かした景観の形成を図る。

図表 7-17 南部地域の土地利用計画図



図表 7-18 南部地域のまちづくり構想図

